

平成29年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成29年9月7日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	稲垣 誠亮	2番	北村五十鈴
3番	荒川 泰宏	4番	丸山 敬二
5番	岩井智恵子	6番	高橋 繁夫
7番	太田 健一	8番	野並 享子
9番	東郷 正明	10番	中塚 尚憲
11番	上杵 種雄	12番	市木 一郎
13番	山本 剛	14番	鈴木 市朗
15番	矢野 隆行	16番	梶山 幾世
17番	坂口 哲哉	18番	河野 司
19番	立入三千男	20番	欠 員

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	寺田 実好	教育部長	竹中 宏
総務部長	上田 裕昌	市民部長	田中 理司
選挙管理委員会書記長		健康福祉部政策監	辻村 博子
健康福祉部長	瀬川 俊英	(高齢者・子育て支援担当)	
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	遠藤 由隆
政策調整部次長	武内 了恵	総務部次長	三上 忠宏
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	長尾 健治

出席した事務局職員の氏名

事務局長	大藤 良昭	事務局次長	辻 義幸
書記	吉川 加代子	書記	佐敷 政紀

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(坂口哲哉君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、19人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長(坂口哲哉君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第15番、矢野隆行議員、第16番、梶山幾世議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(坂口哲哉君) 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は昨日同様、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

その前に、昨日、東郷議員の質問に対しまして、後ほど回答するとのことで総務部長より発言を求められておりますので、これを許します。

総務部長。

○総務部長(上田裕晶君) 失礼します。昨日の東郷議員からの御質問の中で国保税の御質問をいただきまして、その際に所得200万円ぐらいで、夫婦、子供さんお二人の年間の保険料はお幾らという御質問をいただきまして、ちょっとそのとき答えられなかったんですけれども、約35万円ぐらいということでございますので、申し述べさせていただきます。失礼します。

○議長（坂口哲哉君） それでは、次に通告第5号、第7番、太田健一議員。

○7番（太田健一君） おはようございます。7番、太田健一です。

まず、私事ではありますが、次の選挙には出ないことになりまして、今回が任期中の最後の一般質問となります。これまで3期9年間、何とか頑張ってきたのは、市民の皆さんの支え、それと同僚議員の皆さん、そして執行部の皆さんに育てられたというか、勉強させてもらって何とか頑張ってきました。今後は、さまざまな形で、議員ではない立場ですが、また市政を支えていけるように頑張りたいと思いますので、皆さんの今後の御活躍を期待したいと思います。

それでは、一般質問のほうに入ります。

子供の医療費助成の拡大と野洲市民病院整備の起債との関連について質問したいと思います。

まず、1点目ですが、格差貧困の広がりによって若い世代の暮らしは大変でありまして、サラリーマン世代の年収も上がっていかず、若い世代の子育てにかかる費用の大きな負担となっております。これは少子高齢化社会にも歯どめがかからない原因の1つにもなっています。

本来ならば、こうした貧困の格差を国として根本的に解決するための取り組みを行うことによって、現役世代の所得をふやすことや国の施策として子育て支援を充実させていくことが求められますが、現実にはアベノミクスの恩恵を受けているのは株を持っている人とか一部の富裕層や資産家、大企業のみであって、野洲市民の懐が暖められたというような声はなかなか聞いておりません。

まずは、こうしたことを踏まえて、市内の経済状況として、若い世代の方々の平均年収であったり、市民税など、近年の推移を尋ねたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、太田議員の子供の医療費助成の拡大と野洲市民病院整備の起債との関連についてのうち、若い世代の平均年収や市民税などの御質問についてお答えをいたします。

まず、若い世代の定義は不明確でございますが、こちらのほうで、御質問の趣旨が子供の医療費ということでございますから、所得税の申告で所得控除のうち16歳までの子供さんを扶養されている親世代の状況と仮定をさせていただきますと、その数字を申し上げますと、平均所得は、平成29年、441万5,000円でございます。市民税は16万

2,000円でございます。平成25年につきましては、404万5,000円と15万1,000円ということでございますから、この間、段階的に伸びていると、このような状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） なかなかこれまでこの調査されてなかったところを、今回質問で区分をつけて調べてもらえたことは感謝します。

多少の伸びはあるということですが、基本的にはなかなか厳しい状況のまま、ほぼ横ばいの状況が続いていて、今後もそれが伸びていくかどうかというのはなかなか難しい状況かなというふうに思います。

先ほども言いましたけど、そうした国の施策としてこの何年間もアベノミクスで景気回復ということをされてきましたけど、上がって、それほど大きな影響はないということはこれでも明らかになっていると思うんですけど、だからこそ子育て支援ということが必要だというふうにまず思います。

2点目の質問になりますが、子供の医療費無料化は市民の切実な願いとして、署名や請願など、これまで積み重ねられてきた中で、現在、この野洲市では就学前までが通院費も含めた完全無料でありまして、中学校卒業までは入院費は無料となっています。

しかし、現実には子供にかかる医療費負担の多くは入院より通院のほうが負担となっていると思います。子育て世代の方々が求められているのは、この通院費用の無料化であります。ということで、就学してから中学を卒業するまでに年間にかかっている入院費や通院費がわかればお聞きしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） それでは、小学1年生から中学を卒業するまでの入院費、通院費についての御質問にお答えいたします。

自己負担額でのお答えとさせていただきたいと思います。

平成28年度では、入院費につきましては、現に福祉医療費として就学後も福祉医療制度を実施してございますので福祉医療費の決算額でお答えをいたしますが、約151万円でございます。

また、通院費につきましては、平成28年度の国保医療費の実績からの推計となりますが、歯科、調剤及び療養費を含めると、全体で約1億800万円が見込まれるところで

ございます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 今の御答弁の内容からも、通院費のほうの負担が大きいということは明らかではありますが、全国的には子育て安心のための施策として医療費無料化の実施や拡大を行う自治体が増加しておりまして、これはまちづくりの根幹としても大きな意味を持つと考えます。

滋賀県下でも制度拡充が広がり続けていまして、昨年の春から県制度でも就学前までの無料化が実現しておりまして、例えば豊郷町では高校卒業までの通院医療費も含めた完全無料化が実施されていますが、今年度、2017年度には5市町、来年の4月実施の彦根市も含めますが、対象年齢の引き上げなど、助成制度の拡充が行われています。

例えば、具体的には今年度からは近江八幡市が中学卒業まで、10月からは竜王町も中学卒業まで、来年の4月からは彦根市が小学校3年生までの通院費助成の対象を引き上げますし、甲賀市では10月から小学校4年から6年生までの所得制限を撤廃することが決まっています。

過去には、湖南4市、野洲、守山、栗東、草津での医療費無料化の拡大が議論されたということですが、足並みがそろわないということで断念したということでありましたが、その湖南4市の中の草津市も就学前までの通院費無料化をことしの10月から小学校3年生まで拡大されるということです。

この結果、小中学校の通院費助成は14市町、うち中学卒業以上は11市町に広がっています。

野洲市は、学童保育であったり、発達支援であったり、全国的にも先駆けた子育て支援の充実を行っているということは大いに評価していますが、このように子供の医療費無料化という面では県内でもおくれをとっている状況です。

日本共産党の市議団として、中学校卒業までの通院医療費無料化という市民の皆さんの切実な願いを市政に届けて実現するために、これまでも何度も署名活動も行い、請願も提出し続けてきましたが、ことごとく議会の中では否決され続けてきました。しかし、昨年の議会で、医療費助成の拡大の請願が市議会でも初めて可決しまして、議会としての決議も採択されたことは、多くの市民の皆さんが喜ばれる結果となったと思います。

そこで、具体的な施策を行うための費用として、例えば他市でも行ってきた小学校3年生までの通院費の無料化を行った場合、どれぐらいの費用がかかるかをお尋ねしたいと思

います。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） 小学1年生から小学3年生まで無料化した場合の費用についての御質問にお答えをいたします。

まず、医療費助成費用につきましては、こちらも平成28年度の国保医療費の実績からの推計となりますが、歯科、調剤及び療養費を含めると、約4,410万円が見込まれます。

また、レセプトの審査支払手数料等、各種の事務手数料で約250万円が見込まれるほか、市及び国保連合会の電算システムの改修経費、受給券の発行経費等があわせて必要となるものでございます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 約5,000万円近くということですが、私のほうでも教育委員のほうに行って学校の数のデータもお聞きしまして、ちょっと単純に計算したんです。草津市の場合、医療費助成、ことしの10月から小学校1年生から3年生までされるということで、ちょっとお聞きすると、4,000人を対象として、予算は10月から1月までの4カ月分の3,348万円ということで、福祉医療は2月から1月までがワンサイクルということなんで、この10月、1月ということで計算されているわけですが、出されているわけですが、これ1年間で換算すると約1億円かかるということで、単純に1億円を4,000人で割ると、1人にかかるお金は2万5,000円ということで、単純計算ですけど、それを計算したら1億ぐらいになるということです。野洲市のほうでも、僕も計算したらそれぐらいの額になったのかな、4,000万ぐらいにはなりました。

また最後のほうでもお聞きしますが、あくまで基本的に求めているのは中学校卒業まで無料化をすべきだということは思っています。ただ、それが議会の中で、今、請願が可決されて、議決されているのは小学校3年生までということなので、今の額をお尋ねしました。後のほうで詳細のほうのまたお尋ねをさせていただきたいと思いますが、次の質問のほうに移らせていただきます。

議会での医療費助成の拡大の決議に対しては、これまで市長の発言の中では、重く受けとめるが、新病院整備の起債との関係で、現段階では実施を見送っているというふうにも何度か述べられていると私は理解しています。

その具体的な理由としては、市は県に対して病院事業への繰り出し等を行う一般会計の

健全性維持に必要なさらなる財源確保の具体的な見通しという資料に基づいて、ここに持っていますが、この資料ですね。この資料にも示されていますが、プラスチックごみの見直しによるごみの分別をやめた費用であったり、市民交流センターの閉館、野洲市体育センターの閉館などの人件費や物件費の削減を含めて約8,500万円の支出が可能としていますが、医療費助成を拡大すると、恒常的な財政出動がさらに必要になるという理由であります。

新病院整備の重要なポイントとなる起債発行は、市町村振興課でありまして、県ね。最終決定は知事ですが、財政的に難色を示しているのがこの市町村振興課で、実施設計の時点で具体的な1億円の財源の担保を示せと市に対してコメントを入れています。

そうした状況が医療費助成の拡大を実施すると、新病院整備のための起債を県が認めない可能性があるという認識ですが、そもそも医療費助成の拡大と起債の問題をてんびんにかけるものではないということが基本的なところで押さえておかなければならないかなというふうに考えます。医療費助成の拡大は、多くの市民の願いでもあることのあかしが議会での決議でもありまして、新病院整備も多くの市民の願いであるために、これは別々の課題として取り組むべき問題であると考えます。

市として、こういうことも含めて努力されているということも理解していますし、危惧されているという気持ちも全く理解できないわけではないわけですが、仮にこの医療費助成の拡大を実施することで、新病院の起債に歯どめが、もし仮にかかるとしたならば、それは県のほうに大きな問題があることになると思います。県はこれまで野洲市に中核的な医療を守る病院は必要として、市が示してきた新病院整備の計画を認めておきながら、一方で起債に対する制限や条件をつけてきていることそのものに矛盾がありますし、ここに根本的な問題があると思います。本来なら、県は滋賀県民の命と健康を守る立場として、県の医療施策としても重要な位置と位置づけて、野洲市民の立場にも立って起債を認めることは当然でありますし、こうした起債に条件をつけること自体がいかげなものかというふうに考えます。

この新病院建設にかかわる起債問題については、去る8月末に日本共産党滋賀県地方議員団として政府交渉を行ってきましたが、その際に総務省に対して、市民が切実に願っている野洲市民病院建設に係る起債については柔軟な対応をするようにということで求めてきたところであります。

その中で、総務省自治財政局準公営企業室の担当者のほうから、病院建設に係る起債要

件の基本的な説明がありまして、その後、ポイントは、病院を建設する場合、開設後の収支見通しがどうかという点の指摘がありました。それは、自治体病院である以上、市の一般会計からの財源を含めて収支を考えるが、困難な事態に陥らないようにしっかりと収支計画をつくる必要があるということでした。起債については、県が認めることが大前提となるので、その際、県もこの点を重視して、市としても財政健全化を求めるのは当然のこと。結びに、今、公立病院の民営化等の動きの中で、民間の病院から公立の病院を建設しようとする野洲市の動きに注目しているというような内容のものでありました。

このように、国に対して野洲市の現状に対する理解や野洲市民の立場に立った柔軟な対応を強く求めましたが、改めて市民の切実な願いでもあります医療費助成の拡大の実施と起債の問題をてんびんにかけるものではなく、本来ならば、市と議会が車の両輪となって一体として県に起債を認めるように求めていくのが理想の姿であるというふうに考えますが、市長に見解を求めたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 太田議員の福祉医療と病院整備に係る御質問にお答えをします。

最終的には県に議会と私ども執行部が一体となって求めていくべきではないかとおっしゃいますけども、求めていくことには反対しませんが、もう少し政策論を押し返していただいたほうがいいんじゃないかなと思っています。

それと、まずストレスがたまらないように、冒頭に私の福祉医療の考え方を申し上げます。

4市一本でやろうというのは私が働きかけました。そのときは病院問題が発生していませんでした。そのときは、栗東市、今の現職市長の前の市長が財政難ということで負担をもらっておられたので、それをどうするかということで、500円、1,000円でした。じゃあ、それを前提にして、3年から6年まで4市でそろえようじゃないかと。これは足並みそろえるというよりは、医師会も混乱が起らないということで、野洲の医院に守山の方も来られているし、逆もある。特に4市は市民が動いておられるので、市民によって子供の医療費が違うのは困るので、医師会からも足並みをそろえてほしいということもあったのでそろえようと思ったんですが、1市が市民入れて審議されたら、好ましくないということで破綻をしました。そこに野洲市の場合は病院問題が出てきたというわけですね。

それと、滋賀県は、今は戻りましたけども、前の知事のときには福祉医療を切ろうとい

うことでやって、率先して反対したのが私と湖南市長だと思っています、市長会で。結果的には、原状に戻しましたが、1回、予算の試案としては、滋賀県は福祉医療を後退させようとしたわけですね。

そういった中で来ていますので、私、決して反対ではないし、1回は挑戦をしようと思いました。ただ、ここに来て、今、病院問題がある。これは起債の同意の問題ではなくて財政規律の問題で、ですから野洲市の場合は福祉医療はしばらく置いとくという前提で、病院とともに子育て支援、今、評価いただきましたように、学童保育を一気に15カ所つくりましたし、6年生まで完璧。特に、既設までも入れて完璧というのはそんなにはないと思います。それと、加配もすごくきちっとしていますし、学童保育でマン・ツー・マンでやっている町は、私はそんなにはないと思います。ましてや、きのう、野並さんは同じ人がずっととおっしゃるんで、それは保証できるかどうかですけれども、マン・ツー・マンでやっています。

それと、学校の加配も、教育委員会、先生方も評価していただいているように、町の規模にしたら膨大というぐらいに、現場ではまだまだですけれども、町の体力からしたらもうぎりぎりいっぱい学校現場に加配の先生に入ってもらっています。

それと、県内でもトップレベルでスクールソーシャルワーカー。この方針というのとはどういうことかという、現場でやはり子供たち、保護者が、あるいは家庭がうまくいくようにということで補助の先生とかスクールソーシャルワーカーを入れているわけですね。この裏は財源です。補助が来ていません。県の派遣のスクールソーシャルワーカーは1人。それに対して野洲市は胸を張って5人も入ってもらっている。だから、そこに財源を充てているわけです。

それと、保育園も、何回も言いましたが、私が就任したときはもう民間に全て渡そうということで、1年齢に正規の保育士が一人もいない。これを今順番に解消しようとして、これもすごい数の保育士さんを今採用しています。保健師もきちっと充実させている。発達支援センターにもスタッフをふやしている。いわゆるサービス供給型の政策を9年間進めてきたつもりです。

福祉医療の助成、私、反対はしませんけれども、ある意味でお金を積めばできる話であって、そんなに工夫しなくてもできる政策です。それで、一方では生活困窮者支援も野洲で始まったわけです。今、何でもないと思っておられますけれども、よそは社会福祉課とか市民課に併設です。専任職員いない。野洲は専任職員がきちっと張りついている。これでも

裏打ちは恐らく数千万円です、人件費に場所代。

ですから、今まで野洲の政策というのはそういうことで子育て支援とか弱者施策をやっていますので、ここに今病院が来ている。総務省がどう言うかとか滋賀県がどう言うかじゃなしに、私が責任を持って福祉医療を、あるいはまちづくりを皆さんと一緒に進めていこうと思うと、今、この病院問題がまだめどが立っていない中で、試算はしていますよ、試算はしていますけども、証拠を示せと言われても示せない状態ですね。だから、1,000万、2,000万の振れがあるかもわからない。うまくいったら、私、病院ももっとうまくいくと思うんですけども、それは誰も証明できないから、この間の生田議員のところでも申し上げたし、野洲病院の岡田先生さえも、見通しは全部じゃなしに、うちで抑え目だからこういうことだとおっしゃっている。でも、それがいいほうに転換すれば財源も生み出せると思いますから、速やかにしたいなと思っていますが、これだけ何回も病院を反対されて、なぜこの時期になんですね。

それと、草津、八幡とかおっしゃいますけども、蒸し返しませんが、野洲市がゆがんでいたの、私は胸を張って1年間市民に訴えて都市計画税を提案しました。琵琶湖線沿線の町はみんな都市計画税をいただいておりますよ。だから上乗せをして、1.5とか6とか7ですね、0.2上乗せがされています、固定資産税に。野洲市は、もう私諦めていますから、それをないことを織り込み済みで、今、施策展開しています。守山は0.2とか乗っています。八幡も乗っています。草津は乗っています。それがあれば、試算で3.4億円か4億円入ってきます。それで、野洲は下水道を本来は市街化区域に限るべきなのにあまねくやっている。本来は都市計画税もらって都市地域にやる。そこに来て、今、雨水幹線をやっています。駅前とか市三宅と四ツ家の治水をよくしようということで。これは本来都市計画税でやる事業です、都市計画税と交付金で。

こういう全体を見ていただいたら、今、まだ病院が可決されるかされない時期にどうかということですね。私も心配だから慎重に思っているし、滋賀県がどうのこうのという話では私ないと思っています。財政規律はみずからが、議員さんと私たちと市民が、自分たちの家計と一緒に、放漫にならないように。

福祉施策の裏は全部財政です。北欧で、ヨーロッパで福祉が始まったと言われてはいますが、始めた人はみんな財政学者。日本の福祉の専門家も、もとは皆さん財政学者でした、基本的には。福祉は財政から始まっている。財政を押さえないで福祉はないです。

そうすると、今の野洲市を見ていると、病院の問題が存在する。一方では、子育て支援

はぬきんでて、本当に現場で、学校の給食でもまだ隣の町は中学校まで給食していませんよ。やっているところでも委託ですよ。野洲は本当に市の職員を直営で、地産地消で、私たちが食べているより一番いいお米を食べてもらってやっている。

だから、そういう中で政策をどう選んでいくかということなので、太田議員と全く思いは一緒です。実際トライをした。でも、なぜこの病院問題がこういうふうになっている時期にあえてもう一回議論しないといけないのか。物事には何でも時期が存在しますね。植物を植えて、花が咲く前に刈り取ったら実がなりません。花が咲いても実が熟すまでに収穫したら、これまた作物は生きない。ということで、もうこれは政策論の問題じゃなしに、私は時期論の問題だと思います。

ただ、先般も兵庫県内のある町が福祉医療をやめるというふうに報道されていました。これからの子育て支援とか財源を見ていくと厳しい。それと、今回、国・県の要望に出して、皆さん方にお示ししましたように、今、国の子育て施策、膨大になっていまして、本来は国が2分の1、そしてその2分の1の半分は県、そしてその2分の1である4分の1が市町が出すようになっていきます。必須事業と選択事業があるんですけども、必須事業だけでも、今、市町にその4分の3が来ていないわけですね。実際は4分の1以上持たざるを得ないとなっている。これ、表に出てきてません。国が基金をため過ぎとか言っていますが、実際は市町はつけ払いができないので、市民負担ができないので、国が本来2分の1出すべきなのが、国保でもいつでもおっしゃっているのと同じじゃないですか、実際2分の1出していない。3分の1とか45%。それを今、市財政の中で補っているわけですね。今一番ふえているのは、障害を持っておられる方の、子供たちの放課後児童クラブ。あれだって、前言いましたように、当初二、三千万だったと思ったら、当該年度で6,000万。次の年は9,000万積んどいたら1億超えているわけで、いや、これも国からは来ていますが、その裏打ちが市町で単独で出しているわけです。

こういう状況を見ますと、県に行くよりは、まず野洲市の中で財政がどうのこうの、県は病院で1億はめ込んできています。事務的に言えば、今それを前提にして、そこの財源がめどが立っているから起債の同意を求めようと思っていますけども、例えば今議会、この中におられる議員さんはブログで提案するぞと表明しておられます、この議会で。あり得ない。この間、議会開会前の議運で追加議案があるんですかと言ったら、ないですとおっしゃいましたからないと思っているんですけども、まだ事務局に聞いていたら、追加で福祉医療の条例を出す。でも、条例はやはり市長部局との協議が、義務ではないけど、

一応制度化されている。今聞いても誰も協議受けていないと言っていますから、ですから長い目でとは思いませんけども、やはり病院のめどが立って、本当はやはり思っていた以上に病院がうまく市民が活用していただいて、そして財政的にも無理がないと。前から言っています、病院つくるって簡単じゃなくて、本当に象が針の穴を通り抜けるほど難しいんですよ。それなのにまだ何回も否決されて、これでよくもっていると思うぐらいのところ福祉医療をぶつけてこられたら、裏はお金ですから財源をどこかで生み出さないといけない。そうすると、今、御評価いただいた生活困窮から保育園からこども園から給食から加配から、どこかでやはりまずは皆さん方に、私が選んで皆さん方にこれでいいですかと了承いただかない限りは町が、それこそ病院反対派が言っておられるように夕張になってしまいますよ。おどかさわけではないんですけども、この時期には少し慎重になっていただきたいと思います。

きのう、梶山議員が御質問された骨髄移植と一緒に、移植するためには御本人の骨髄全部入れかえないとだめなので、いわゆる免疫機能が存在しない状態です。今、野洲市は本当に免疫機能が存在しないような状態になっているわけですよ。ということなので、一緒に行きましょうというお誘いはありがたいんですけども、まず一緒に行く前にはここできちっと議論をして、市民了解を得て、その上でないと一緒には行けないなと思っていますし、病院に関しては起債の協議は事務レベルでも私も含めてやっていますので、本議会最終日に病院整備予算を可決いただいたら、いろんな応援もありますし、動くと思いますけども、その一息置いてから福祉医療を御提案いただいたら、私も大歓迎で一緒に取り組みさせていただきたいなと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） いろいろと市長のほうから丁寧に説明いただきまして、これは今回だけに限らず、これまでの議会の中でもいろんな場でどういう取り組みをされているかということはもう何度も聞かせてもらっているんで、すごく頑張っておられるということは大変評価しています、基本的にね。評価はしているんですけど、福祉医療の助成に関して、基本的にね、基本的にですよ、いろんな状況がありますけど、基本的にはもう昔から一貫して中学校卒業までということは求め続けてきているんですよ。今、時期の問題も言われました。なので、時期に関しては、確かに今、病院の問題があると。今、時期の問題というのは、病院という財源のところの問題を言われましたよね。だから、今すぐせえと

いうことを、正直なところは強くは言えないところはあります。

ただ、基本的な考えとして、やはりその実情はそれが絡んでいますけど、基本的にはそこをやっぱりてんびんにはかけずに考えなだめやと思うんですよ。なぜかという、財源のことを言われて、今の野洲も子育て支援に対していろんなことにお金をこれだけ使われていると、努力されているということは聞いてわかっているんですけど、都市計画税もとってない中でやっているとかというのはわかるんですけど、これちょっと次の質問にもなるので、また市長も、僕、全然答弁してもらっていいんであれでしたら言ってほしいんですけど、財政面に関してのことを言うておられたんで、基本的に必要以上の基金の積み立てというのはやっぱりやるのではなくて、今現在やはり大変な市民のために使うべきというふうにも考えています。そういった中で、今、一般的に言われている、基本の考えはそうです、僕のね。ですが、一般的に言われている財政規模の1割の基金を持つ自治体は体力があって財政面ではないというふうに言われているわけですけど、今回の補正予算にも2億、財政調整基金で2億6,500万ですかね、これ積み立てられることになっていきますし、トータルの基金で約17億ということになりますね、これも積み立てた上でね。17億財政調整基金があって、ほかにもさまざまな基金はありますが、それは目的のための基金、一般的にほかのことには使えないですけど、財政調整基金は何にでも使えるお金として17億あるということは、野洲市の体力的に、今現状ですよ、現状で約200億ですから、トータルでね。その中で1割ほどあるということは、財政的にそんな厳しい自治体ではないということが1つ押さえられています。その中から医療費無料化拡大のために予算の捻出をするということは可能でもあると思いますし、その病院起債のための財政的な見通しに問題もないというふうに思うんですね。

加えまして、例えばこの資料にも出されていますけど、野洲市施設整備用地取得等に係る市負担額一覧、市が出されている資料の中に、例えば毎年5,000万円の工業振興助成金、そもそもこれはもうすぐにでもやめるべきやということでも僕らは訴え続けていますが、市長は約束だからこれはとりあえず、納得はしていないけど、とりあえずは払い続けるということで、平成33年にはこれが5,000万円が3,730万円になって、34年にはなくなるわけですね、終了ということになっています。悠紀の里やあやめの里など、慈恵会に対する補助金も、これも平成32年で終わるということになっているので、こうした補助金というのは恒常的に必要ではなくて、基金の取り崩しも永遠に行わなくてもいいので、将来的には負担軽減になるということになると思うんですね。

そういうことも含めて、さっき県は関係ないと言われたんですけど、結局県が認めるところに、今、県が条件をつけてきている財源的に大丈夫なんですかというところが大きな、8,000万円はできるけど、そこから例えば福祉医療で数千万円使われたら、そもそも1億を用意しなきゃだめなのに、8,000万がさらに減って、その財源をどうするんやということを県が条件つけるというか、意見してきているんですけど、そこら辺を、ここは、今、僕もお伝えしましたように、今後の財政的に負担が減ってくることは、これだけではないと思いますけど、全てまではちょっと把握していないんで。要は、そういうことも財政的に問題ないということを県に認めさせて起債の同意を求めることと、最初にも言いました福祉医療は別の問題として、市民の願いでもあります福祉医療は福祉医療で進めていくということ、少しでも早く進めていくということは大事だと思うんですけど、その点に関してまたお聞きしたいんですけど、通告しているのは。

市長にもお答えしてもらえれば。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 太田議員から、基金ですとか、あるいは県の同意への説明とかで御質問いただきました。

さっきも言いました、県は枠をはめてきてはいますが、これはみずからはめた枠でもあると思っています。金額が1億が妥当かどうかはありますけども、やはり法定内繰り出しにお金がかかりますので、その分を恒常的に確保しておかないとだめです。基金というのは一時金ですから、全然性格が違っていると思います。毎年どれだけ要るのかという計算をしておかないといけません。

基金に関して言えば、私が就任したときは実質10億を切っていました。そこにリーマン・ショックが来て、もう本当に大変な状態だったから、集中改革プランでいろんな施策を強化して今現在に至っています。そのときに本来いただくべき都市計画税が乗ればということで提案させてもらったわけですね。そのときの方針で、基金は1割というよりは、野洲市の場合、法人市民税にかなり依存しているので、少なくとも20億以上はやはり積み上げよう。それまでは何か基金の目安がなかったんですけど、今、20億は積み上げようということで来ているので、ことしはたまたま17億になりますが、去年は二十数億でした。やはり20億前後は要るので、それを当てにはできない。本当に法人市民税、昨年度もぐっと落ちましたけども、私が就任したときは法人市民税は20億円想定した予算が組まれていたわけですから、20億円が。それが今10億を切っているわけですから、

そこに備えとかないとだめ。そこに病院をつくろうという事業を持っているわけですね。ほかの基盤整備はほぼクリーンセンターも含めてでき上がっていますので、安心できると思いますし、いいんですけども、病院は今そういうことだし、反対の意見というのは2つあって、場所の問題と財政なわけでしょう。ましてや、そこに病院の懸念、私は慎重に言えば十分いけると思っていますけども、太田議員と同じ考えですけども、この部屋におられる半数が反対しておられる理由の1つが財政ですから、そこに恒常的に負担を数千万円オーダーで乗せていくということは病院反対する人に材料を与えてしまうことになるのではないかというふうに思っています。私も心配しているし、その懸念材料をふやすことになる。

ですからもう、これ時期の問題だと思っていますから、今、たちまちとか基金を頼って、これはもうまさに禁じ手でして、やってはいけないことです。毎年の中で健全に財源が生み出せるようにと思っていますので、野洲、今、国道8号バイパスも本当にめどが立ってきてもう工事が始まっていますし、いろんな企業の立地の提案も聞いていますので、ただ今一番厳しい時期なわけですね。1年先送りになっていますけど、病院問題が先送り。だから、これがめど立ったら晴れ晴れと、晴れ晴れというのは気分的じゃなしに、見通しが立っていけると思っています。それをてんびんにはかけていないですね。さっき申し上げたように、政策の裏は全て、子育てだけじゃなしに、財源ですから、財源を無視して政策は進められません。政治家としての私だったら、よそがやっているみたいに、はい、無料化しますと言うたほうが評価は高まるので、何でそんなやらない、やらないと言っているのか、変ですもんね。

それと、さっきおっしゃった隠れ借金。これも私になってから皆さんに公表したわけですよ。びわこ学園の土地を10億を超えて購入している、9ヘクタールも。そして、毎年9,000万も、びわこ学園にただでお貸しするために、びわこ学園は公益の施設なのに、野洲市民が毎年6,000万円も借金返しているわけですね。おっしゃった工業振興助成金も私が就任する前にもう約束してあって、払い済みになっているべきもんが、なってみたら6億以上がある。もうすごいトラブルになっているから5,000万ずつ返しました。PFIもそうですよ。全国初めての小学校PFIと言いながら、もう巨額を使われている。校舎費は倍になっているし、そこに、あのとき皆さんに相談して解約したように、4,000万ほどの掃除代が入っていたわけですね。あれだけでも6億5,000万、本当に削ったと思っています。

でも、そこまで詰めてきても、今ようやくなっているわけで、竹ヶ丘の土地も整理して、あれも大きなお金が入ってきていると思いますし。でも、それでもやはり今この時期に福祉医療に踏み出すというのは、これは少し無謀ではないかなと。病院が通って動き出したら病院の収支がめどが立ちますから、なぜそこまで待ってもらえないのか。なぜ今まで、ここまで来てそうなっているのか。

それと、財政指標でおっしゃいましたけど、職員には言っていますからここで申し上げますけども、新市民病院のめどが立てば野洲病院問題は解消します、多額な借金の問題とか。

今回、公債費比率とかお示しした、あの表で気がついていただけましたか、連結決算で。湖岸開発も私が就任したときは物すごい大きな借金、リスクがある。建設工事するかどうか。でも、今、借金返して健全に配当も出しています。ここまで来ました。連結決算で、今、リスクゼロです。

でも、一番心配しているのは慈恵会です。従来から言っているように、野洲病院と双子です。野洲病院の、今、連結の債務は2億台になっていますけども、もう一つは、その倍とは言いませんけども、それは解消するのではなくて、あそこの施設は古くなってきますよ。自己資本ないんですよ。じゃあ、野洲の、今、高齢者が入っておられる施設の更新をこの中におられるどなたが問題を共有化していただいているか。本当に大変なんですよ。だから、慈恵会は実質裏が野洲市だから、あそこの保育園も老朽化してくる。悠紀の里も老朽化してくる。あやめの里も老朽化してくる。じゃあ、誰が責任持つんですか。今、私、一番心配しているのはそこを慎重に心配しているわけですよ。あそこに野洲市の連結決算で乗ってきているから責任が出てきているわけです。

ですから、さっき子育てを申し上げましたけども、本当に福祉だけでもいっぱい心配する要素がいっぱいあります。ぜひ次の選挙で、そういうことも訴えて皆さん方頑張ってくださいなと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 例えば、では、今、議会でも可決されているのは、小学校3年生までということを出されていて、先ほどそういった財源には四、五千万かかるということをお聞きしましたが、じゃあ今いろんな事情もお聞きして、それもすごい理解できるんですよ。だとするのであれば、問題というか大事なところは、やはり市が、市長がおっしゃ

った、時期の問題で、病院が決まってから、その後にするよというのは口頭では言われていて、なかなか確約して、それをいつやりますということは言えないとは思いますが、その姿勢をやっぱり見せてもらおうと反対議員の方々も安心されるのかもしれない。そもそも出されているのが、市長、先ほど言われていた場所と財政のことで病院を反対されているということで、そこに今回の、僕も聞いていたのは、提案されると、条例改正をという話は聞いていて、今出ていないので、あれっみたいな感じはもちろんあるんですけど、それが出すことによって、それが材料を与えてしまうことになる。病院をつくらない、起債させないということになるかもしれない。でも、それは僕にはわかり知ることができないので、わからないので、そこは何とも言えないです、正直なところね。

ただ、基本的にはその議決したことはやっぱり大事やと僕思いますし、それが時期の問題ということ、財政の問題ということで厳しいのであるなら、例えば、これ最後の質問でも出していますが、それが小学校3年生まで無理やとしたら、例えば所得制限をかけるとか、小学校1年生だけでもやるとか、準要保護の子供だけ、準要保護の子供の方々は給食費は無料ですけど医療費はかかっているんで、それも1年生だけだったり、いろいろありますけど、それだけでも実施するというやっぱり市としての姿勢を見せることはすごい大事じゃないかなと思うんですね。具体的に、この小学校1年生であったり、準要保護の子供の通院医療費無料化を拡充した場合の試算をちょっとお聞きしたいと思います。担当課のほうには通告出しているんで、まず数字のほうを聞かせてもらえますか。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英） それでは、ただいまの太田議員の質問にございました小学1年生や準要保護児童・生徒を対象として通院費を無料化した場合の試算額についての御質問にお答えをいたします。

平成28年度の国保医療費の実績及び直近、これ29年8月時点でございますが、準要保護児童・生徒数からの推計をしたものでございますが、小学1年生を助成対象とした場合につきましては、医療費助成額は約1,700万円が見込まれます。また、準要保護児童・生徒を助成対象者とした場合には、小学1年生から6年生まででは約520万円。同じく、小学1年生から中学3年生まででは約830万円が見込まれます。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 私のほうもこの資料もらって、単純に先ほど草津市の例で1人割ると2万5,000円で、準要保護の生徒だけとか小学生で計算させてもらったら同じよ

うな額になったわけですけど、例えば一番最小という言い方もあれですけど、準要保護の1年生だけやった場合、26小学校の統計で、全部の小学校で1年生の準要保護の子が26名なので、26名に医療費助成をした場合は、掛ける2万5,000円で65万円と。例えばこれぐらいの額でもできるわけなんですよ。なので、その区分は少しずつ拡充して、最終的にもっともっと、中学卒業まで、高校卒業までということが財源的に担保がとれたときに拡充していけばいいと思いますけど、まずは厳しいのであれば、小学校3年生までが厳しいのであれば準要保護の1年生だけでも、これだけでも実施するということを出せば、やる気があるという姿勢はやっぱり見て皆さんも納得できるのではないかなと思います。その点に関しては、市長、どういうふうに思われますか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 準要保護の児童・生徒にだけとおっしゃるんですけども、さっき申し上げた、政策は政策ですけども、裏は財源ですね。そういう意味では、必要な財源の絶対額は低いかわかりませんが、この施策の目的が何なのか。あまねく子育て支援で医療は社会負担をしましようという施策なら、準要保護の子供さんだけにやるというのは、これは私はおかしいと思います。それと、1年生だけというより、やはり低学年の子供たちにあまねくという施策であれば、1年じゃなしに3年生というふうになると思いますし、思い出しましたが、この間、日曜日、政党はばらばらやからその政党は健全なんやとおっしゃっていましたが、太田議員の政党は終始一貫しておられるからそんな発言はされないと思うんですけども、きのう、東郷議員が、200万円で切っていたら201万円の方はどうやとかおっしゃいましたね。ですから、準要保護の境界領域すれすれの方にとっては同じことなわけで、肝要施策というのは所得制限をかけるべきじゃないと思っています。

ですから、保育の無料化も、私は所得制限に反対していましたが、国・県が所得制限をかけてきている。それと、今、保育も所得制限がかかっています。社会で保育をしようというんだったら、所得制限かけるべきじゃないんです。この所得制限がかかることによって本当膨大な手間がかかっています。高校の無償化も、これ所得制限がかかっているので学校現場は大変なんですね。無償化になっていますけども。その所得制限がかかると、900万とか700万とか350万で、いろんな制度で全部切っているわけで、これ日本がばらばらなんです。どの所得が適正なのかわからない。その制度によって、財務省のさじ加減で300万だったり500万だったり200万になっています。

だから、これから本当に日本が健全な社会になろうと思ったら、あまねくものにはあまねく、そしてから弱者支援は弱者支援でもっと戦略的にやっていかないと、弱者支援をあまねく支援でやるから、今、財政破綻を起こしているわけですよ。灌漑にマイクロドリッブというのがあります。砂漠地帯できちっと作物を育てるために必要な、貴重な水を根元にきちっとやって、そんなスプリンクラーでまきっぱなしにしないと。それと一緒に、あまねくやる施策とマイクロドリッブ型でやる施策は区別をすべき。でないと、今の100兆円を超える財政で先がもたない。それを抑えようと思うと、本当の弱者のところから抑えられてしまう可能性がある。まさに、私も正当の考え方は全く太田議員とは違うと思っていますけども、狙いは一緒なはずですので御理解いただけるのではないかなと。

その準要保護という概念は、そもそも教育委員会概念でして、社会福祉概念とは違うんですよ。そこにこの福祉医療という福祉施策を適用するというのも、私、問題だと思うし、今言いましたように、あまねくなのか個別なのか、どちらなのかということだと思しますので、何が何でもやらないと言っているわけじゃなしに、もう少しやはり財政的にもそうですし、市の業務もそうですが、安定してからでもいいんじゃないかと。

それと、さっき賛成しておられるとおっしゃいましたけども、今、政府与党は、福祉医療はそんな中学校までとか小学校3年と全然思っていませんよ。かろうじて就学前を検討するという段階ですから、野洲市の、いわゆる保守会派の人は趣旨が違うんじゃないかなと思って不思議なんですけど。私は政府にきちっと市長会通じてあまねく施策で福祉医療を適用してくださいと、就学後も。言っていますけども、野洲市の場合は言うべきところに言わないで、ここで福祉医療を3年までやれというふうにして決議をしておられるというふうに矛盾が私は存在すると思います。やはり政策の一貫性、財源とともに政策の一貫性ということも押さえて取り組むべきであると考えています。

○議長（坂口哲哉君） 太田議員。

○7番（太田健一君） 準要保護と言ったのは、市長もそこに制限をかけるものではないというふうな、そもそもそう思っています。今、財源だって、いろんなかかわりの中で、せめてここからでも始めて拡充すればという意味で質問させていただきました。

もうこれ最後になりますけど、大事なところは福祉医療の助成を、時期の問題があるなら、今無理でも財源的にしっかり確保できる時期というのを、今のかかわりの中でね、見えてきて、いつからとは言えないと思いますが、近い将来できる可能性があるということを示されてもいるので、もちろんそこはどこからということになるかはわからないです

けど、どこまでということもわからないですけど、実施してもらって、それをさらに拡充してもらって、最終的には中学校卒業だったり、どんどん拡充ということはぜひやってもらいたいと思います。

それと同時に、病院の起債問題というのも大事、すごく思いました。生田県議の説明会に僕も参加させていただきまして話を聞いたら、やっぱり僕思ったことは、生田県議は、自身がすごく頑張って民営で自分の病院をやられていることはよくわかりました。でも、それを野洲のこの今の病院問題のところに当てはめて意見を言うてくるというのはそもそも違う問題ですし、福田先生も言われていたとおり、やはり不採算部門、小児科という問題というのを、やはり民間でもうけようと思ったら外すしかないですよ。その実態はこの間の説明会のやりとりの中でももうすごくあからさまになったと思いますけど、そこも踏まえて、今、野洲の新病院はそこもしっかり拾い上げてやろうとしていることなんで、もう余計に大事やなということはずっと思いました。

国のほうも、総務省のほうに交渉に行ったときに、やっぱりそれこそ実感としては、今、自公政権が公立病院潰しをしているわけじゃないですか。今の野洲の市議会の実態を見たら同じことですけど、そこをそうではなくて民間の野洲病院を市民病院として、公として地域の医療を守ろうとして今頑張っている。ということは、これがしっかり本当に新病院が決まれば、僕はもう市議選で決着つくと思います。もうきのうも質疑しましたけど、そんな住民投票はやる必要ないと思います。市議選でしっかり決着つくんで、そこで病院がつくられれば、それこそ国はもう野洲をモデル事業ぐらいに思っているんじゃないかなと。僕はそういうふうに思うんで、ぜひこの2つ問題、先ほどてんびんにはかけていないと言っていましたけど、そもそもてんびんには絶対かけない問題としてしっかり進めていってもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時59分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第6号、第4番、丸山敬二議員。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） おはようございます。第4番、丸山敬二です。

それでは、一般質問をさせていただきますけども、質問に入ります前に、今年度の市の総合防災訓練は、いつものとおり屋外ではなくて、被災時の災害避難所の開設ということで、開設の運営とかその辺について、いわゆる図上訓練というのをされまして、私もそのやっている様子を拝見させていただきました。グループに分かれていろいろ話し合いをやっているんですけども、やはりああいうみんなが集まって知恵を出し合ってアイデアを出すというのは非常にいいことかなと思っております。感想まで、述べさせていただきました。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、シティプロモーションへの取り組みと観光についてということで、今、多くの自治体でシティプロモーションへの取り組みというのが行われております。そのシティプロモーションという捉え方は、そこに住む地域住民の愛着度の形成と言われ、その先には地域の売り込みや自治体の知名度の向上と捉えることもできると言われています。このように、シティプロモーションと一口に言いますが、取り組みについては多方面にわたり、いわゆるこれには能動的に取り組むことが大事と考えております。

そこで、本市全体から見たシティプロモーションの取り組みと、市の魅力発信という大きな1つであります観光面の取り組みについて質問をさせていただきます。

まず、このシティプロモーションという観点から、本市が発信できる魅力的なものは何かということを政策調整部長にお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 改めまして、議員の皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま御質問いただきましたシティプロモーションへの取り組みと観光についてという中で、本市が発信できる魅力的なものは何かという御質問にお答えをさせていただきますというふうに思います。

野洲市にしか存在しない豊かな自然、歴史、文化等の資源、これまで市民の皆さんとともに野洲の元気と安心を伸ばすために実施してまいりました福祉、教育、都市基盤整備等の本市独自の施策の成果、そして何よりも一人一人の市民が異なる感性や視点において魅力を感じるさまざまな資源、これら全てが本市独自の貴重な魅力ある資源として発信できるものであるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） ありがとうございます。やはりかたいですな。もう何か余り具体的にはよくわからなかったんですけど、政策を述べていただいたんで、それもそうかなと思うんですけど、ちょっと具体的にはわかりにくかったです。

じゃあ、それらは外向けにうまく伝わっていると思われませんか。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 外向けにうまく伝わっているのかという御質問でございます。

まず、発信の手段といたしましては、ホームページ、さらには報道機関への情報提供といったパブリシティの手段によって発信をしております。

今、御質問いただいておりますうまく伝わったのかというふうなことについては、受け手側の判断にもよるものでございますけれど、なかなかそれを把握するというのは困難なことでございます。

ただ、先ほど1点目でちょっとおかたいという指摘を受けたんですけど、本市の魅力がどのように発信されているのかという指標になるのかどうかはちょっとわかりませんが、人口の指標で申し上げますと、9月1日現在の人口、今、5万1,096人というふうに過去最高の人口を更新しております。緩やかに伸び続けているというふうに思っております。また、出生数ですね、そのほうも自然増でふえております。このような状況を見ますと、全国的に人口減少が進んでおるという状況の中で、一定野洲市の魅力は伝わっているのではないかなど。そういう意味で、野洲市は居住地として高い評価を受けているんだというふうには判断をしております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） やはりかたいですね。私は単純に、単純に言っているんですよ。ことしやったかな、大阪の池田市をシティプロモーションということで行ったら、アンケートをとっているんですよ。いわゆる知名度も含めた、そんなんを調査やっているんですよ。だから、今言ったのは発信しているだけなんで、そう感じているだけなんですよ。だから、その辺がかたいんで、もっと柔らかくできへんかなというところで、3番目のこのシティプロモーションをやっているプロジェクトの中、要はプロジェクトを編成して、どういうふうにするというて検討をやっとるんですよ。先ほど1番で言われたようなことについて、いわゆる組織横断的に人選、人を持ってきてプロジェクトチームをやっている

と。だから、我が野洲市もそういうやり方を、今、恐らく聞いたところではやっていないんで、そういうようなやり方をやってはどうかなというのが3番目ですけども、いかがでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 3点目の御質問、プロジェクトチームの設置ということで。この御質問をいただきまして、私もシティプロモーションやっておられるような全国的な傾向というのか、ちょっと勉強させていただきました。そういう意味では、推進をしていこうということを考えますと、やっぱり集中的に、あるいはまた効率的に実施をしていこうとすると、一定今おっしゃっていただきましたプロジェクトチームの設置、これはやっぱり大事なもののかなというふうには考えております。

ただ、現時点で申し上げますと、庁内に、今、プロジェクトチームといいますと、一時的に集まって何かをやり遂げて、そして解散をしていくという趣旨ででき上がるものであるというふうに考えております。それを継続的に取り組んでいくという観点では、今現在、庁内には庁議という形で各部から部長あるいは次長が参加しております会議、総合調整会議あるいは部長会議はございます。その意味では、横断的な組織の中でいろんな日々異なる新しい課題、そして今後の方向性、どういうふうなことをやっていこうかというふうな議論をさせていただいておりますので、現時点ではそれが役割を一定果たしておるのかなというふうなことを思っております。ただ、先ほど、冒頭申し上げましたように、必要に応じてプロジェクトチームの設置というのは検討していきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） そうですね、せっかく庁議というのがありますので、十分活用していただけたらいいと思います。ほんで、その中でテーマが上がってくれば、プロジェクトで期間限定なりやってもらったらいかなと。私も議員になって間なしに営業課というのをつくったらどうやというのを提案させてもらったことがありますんで、そのときは一蹴されましたけれども、そういったものを含めてやっていただけたらと。

それでは、次に環境経済部長に、こういったシティプロモーションの中でもやっぱり観光面からかなと思いますので、観光面から環境経済部長に伺いますけども、今現在、観光大使として吉本興業のファミリーレストランと契約といいますか、委任、お願いしている

んですかね。その観光大使について少しお伺いしたいと思います。

この大使には何をやらせてもらっているのかというのをまずお伺いをしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） おはようございます。

まず、1点目ですが、できるだけ単純ということですので、単純に答えさせていただきます。

まず、何をやらせてもらうということなんですけども、ファミリーレストランは滋賀県住みます芸人ということで、本市のPRやイメージアップにつながる活動内容、そうしたものを依頼しております。直近では7月22日でした。花火大会に出演していただいております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） では、そういったときには、活動をしてもらっとるときにどういう内容を発してもらっているんかをお願いします。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） どのような内容を発しているかということでございますけども、花火大会あるいはライトアップにも来ていただいています、そういうお笑いライブ等の際にクイズ形式とか、そういった感じで本市のPRとか物産とか、そうしたものをPRしていただいています。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） そうですね、漫才師はいろんな、もうアドリブで何でもやれますので、その時々、お客さんの顔を見ながらでも多分そういうことをやっているんかなという気がします。

じゃあ、いわゆる、これ難しいと思いますけど、効果ですね。効果は形、見えるもの、見えないものがありますけど、感覚としてこのファミリーレストランを使うことによって何かメリットがあったとかというのはございますか。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） その効果ということでございます。

1つは、ファミリーレストランのファンがいますので、その動員におけるPR効果ある

いは経済的効果。

2つには、お笑いのライブのテレビとかラジオとか、そういうのをやられているんですけど、そのときにみずから発していただいていることもあります。

3点目には、以前に担当職員をファミレスのラジオに呼んでいただいて、職員がそこで野洲のPRをしていただく機会を提供していただいた、そういった効果はあると、ないしはあったというふうに言えると思います。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 最後のほうにありました職員がそのラジオに出てPRができたということですね。なかなかいいですよ、そういう機会があれば。

それでは、次のところに行きます。

市の観光物産協会、これは現在、商工観光課が事務を行っていますけど、過去に法人化について提案しましたが、検討されたのかどうか。また、その検討の結果はどうだったのかをお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 観光物産協会の、当時御提案いただいた法人化についてお答えします。

ちょっと冒頭、今、観光協会、物産協会の事務を商工観光課がやっているというちょっと御発言があったんですけども、以前、議員も御承知のとおり、ちょっと不正事件もありまして、そこはきちっと市の組織としても見直していますし、分離というとあれなんですけど、連携はしていますけれども、法的にも対外的にもきちっとしておりますので、そこはちょっと訂正させてください。

そのときですけれども、当時26年2月議会と思いますけど、御提案いただいて、その検討ということにつきましては、観光物産協会としては、当時理事会を開いて、一部絶対法人化すべきやと、そういった強い主張をされる理事もおられました。ただし、結果として、全体としては法人化するにはちょっと時期尚早ということで合意には至らなかったと、そういった結果になったと聞いております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 済みません、ちょっと私の認識不足で、まだいまだに商工観光がやっているかと。失礼しました。

今の中で、法人化なりの自立を諦めたというか、時期尚早ということがありましたけど、そういうことであれば、今後何とかしようという考えはあるのかどうかをお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 一応その後の協会による検討という意味で申し上げますと、商工会へ、母体がしっかりしていますから、運営資金の問題も多々課題があります。そういう意味で、商工会へ移行と、そういうことを1年ぐらい模索されていまして、ただ結果としてはそれは実らなかったということがございます。その後、一応協会でも置き去りにはしていませんで、そうした経緯あるいは協会の課題も踏まえて議論の最中ではあるというところがございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） わかりました。商工会との連携がうまくいけばいいなと思っておりますけど。

それでは、次に行きます。

県内でも法人化しているところが9市町ありまして、残念なことに、この湖南エリアはゼロなんですよね。この観光物産協会を法人化することについて、部長はどのように思っておられますでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、法人化についてどう思うかということでございます。

一般論として、法人化のメリットというのは、管理体制と責任の所在の明確化、社会的認知度が高まる、あるいは収益事業に取り組みやすい、そういったメリットはあると思っています。そういう意味では、法人化するのは望ましい方向であるとは考えております。

しかし、今、たくさん法人化の例を言うていただいたんですけども、法人化することが目的化してやられたとも散見されますし、あるいは行政主導による、あるいはほとんど税金で運営するような法人というのもあります。そういった意味においては、法人の実質的メリットは失われると、そういうふうを考えていまして、大事なことは、協会自身が何のために法人化するんだと、そういったことをきちっと議論しながら、その延長線上に法人化の選択肢があるというふうを考えていまして、したがって安易に行政が法人化を唱道するという点においては避けていきたいとも考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） わかりました。法人化すればして、収益事業とかという、これはまた難しいところもありますので、その辺は慎重に今後の課題にさせていただけたらと思っています。

それでは次、7番目のところなんですけど、他市に視察に行ったときに、このシティプロモーションの取り組みについて、ドローンを飛ばしまして、その映像をインターネット上で公開しているところがありました。本市におけます観光とか物産について、外部への発信というのはどのようにされているのかをお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 外部への発信ということでございますけど、まず掲示物、これ皆さんも御承知のとおり、南口、北口に観光案内図があります。印刷物においては、各種カテゴリ別の観光パンフレット、そういったものを野洲駅とか文化ホール、外から多く来はるような施設ですね、そしてまた鮎家さん、そういったところに置かせていただいています。インターネットについては、協会のホームページ、そしてフェイスブック、新たにことし4月20日からインスタグラム、そういったもので随時情報発信しているところです。

また、リアリティーのある発信という意味においては、湖南4市で構成します湖南地域観光振興協議会の観光キャンペーン事業というのがありまして、市外ないしは県外で具体的に物産を売ったり、観光のPRをしたり、そういったところを行っているということでございます。

ドローンの情報発信につきましては、観光の魅力の新たな発見につながるというのはかなり思っておりまして、ただ防災とかいろんな分野に活用できますので、全庁的なことでもありますので、前向きには検討したいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 今、掲示物とかやられているようですが、あの駅の分についても、いつやったかな、ちょっと指摘させてもらいましたけど、時々チェックしていただいて、中身が変わっておるところあります。よろしくをお願いします。

それから、ドローンの件は、そうですね、これに限らず防災面とかいろいろあるので、先ほどの庁議などを活用していただいて、また検討していただければと思います。

それでは、本市が外向けに発信できる観光の目玉について少しお伺いしたいと思いますけども、まず過去に行っていましたまちバルですね、それからビール&ジャズフェスタとかがありますが、これは残念ながらやめてしまいましたけども、今後、こういったものを実施することについての考えはお持ちでしょうか。お願いします。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 過去のまちバルあるいはジャズフェスタの実施についてということでございますけども、それぞれ私も定着するというか、質のよいイベントやったと、そういう感じはしております。そういう意味では、これらを実施していくということについては何ら異議はございません。

ただ、その実施に際して、これは前も全協やらでも報告させてもうたところもあるんですけども、やっぱり行政主導、それはだめ。そういうことで、市民ないしは団体、事業所の自立性とか自発性、そして協働制、そういったものを持って盛り上がるというのがもう基本と、そういうふうに思っております。行政といたしましては、補完性原理ということに基本的にに基づきまして、その一連の過程の中で行政がすべきところはやっぱりあるでしょう。そこで支援していくと、そういう役割を果たすということを考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 行政主導ではないということなんですけども、先ほど申しました観光物産協会のところでもお話ししましたけど、商工会などと協議しながら、市の何か目玉的事業をつくっていただければありがたいなど。やはりそういった団体さんもそういったことで市の魅力を発信できるように取り組んでいただけたらなど。それに対します支援はぜひともお願いしたいなど、このように思っています。

それでは次に、野洲といえば歴史的価値で銅鐸を前面に出しておりますけども、私、感じるところは、銅鐸そのものというのは知名度が低いのではないかなど。野洲というたら、高校野球とか新幹線がとまるそこやとかというのしか聞かないんで、その辺で知名度を上げる策というのはどのようなものがあるかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 銅鐸そのものの知名度が低いのではないか、その上げる策はないか、そういった御質問ですけども、ちょっと僕は真逆なんです。銅鐸自体はやっぱり教科書にも載っております、知名度はむしろ高い、そういうふうに思っています。

そういう意味では、日本最大の銅鑠が出たこの地域というのは、そういう意味では歴史的価値が高いと、そういうふうに思っております。

ただ、それを地域振興とか、そういったことに生かすというところにおいては工夫の余地があると、それは思っております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） そうですね、失礼しました。知名度はそういう意味では高いと。ただ、どうですか、認知度と言うたらええんですか、余りそういうところでは知名度はあるけども知られていない。今思い出しましたけど、桜生の、ありますね、あそこも1回行ったときに、人來ると聞いたら、いやいや、結構東京からでも来ますよと言うたんで、まあまあそういったところはこれからどんどんまた発信していただければええかなと思います。

それでは、9番目の現在ある観光資源でなく、将来的にどのようなものを観光の目玉にしようとするのか、考えていることがありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 将来どのようなことを観光の目玉にしようとするかということについてお答えします。

今年度、御承知のとおり、野洲市で初となります観光振興指針、これを発効したところでございます。そのコンセプトといたしましては、生活・地域の魅力創出によって、市民や来訪者も豊かで楽しめる観光のまちづくり、いわゆる観光のまちづくり、こういったコンセプトは持っております。そういう意味で、生活の質の充実あるいは豊かな生活を実現するための1つの手段として、価値の維持できる持続可能な観光を推進するものと、そういうふうにしております。

したがって、無理して新しく何かをしていくというよりは、現在でも多くの活動はありまして、それをさらに生かす。もうこのことを基本に、さっき地域文化に裏打ちされた日常性、そうしたものに新たな価値を創造していきたい、そのような方向で考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 指針の中身から言うと、ちょっとかたい、そういう表現かと思

ますけど、部長の頭の中にいっぱいアイデアがあるのと違うかなと思いますけど、もしアイデアあって、よければちょっと具体的な何かあれば教えていただけますか。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） これから積み上げていく最中でございますけど、この前、土曜日に、2日でしたか、魚のゆりかご水田のちょうど稲刈り体験がありまして、それに寄せていただきました。約100名ぐらいの参加で、東京、横浜、そうした人たちが来てにぎわっておられました。そういう、この取り組み、御承知なんでしょうけども、環境とか生き物とか、そういったことを取り戻そうと、そうした取り組みですね。生産性の重視だけではない、そういった意味で。

さらに、これ魚のゆりかご水田米を利用して、お酒も、「月夜のゆりかご」というお酒も今つくっておられます。そうした生活文化に根差した活動、そういったこと、あるいは大篠原では、今、篠原餅の復活ということで、一大生産地、いわゆる鏡餅の発祥の地と言われている、そうしたものを取り戻そうと、そんな動きもありますし、地産地消とかといいますと、吉川ゴボウと肉料理とか、なりくらを使ったケーキとか、いろんなことを展開されています。

そういう意味において、自分の地域に誇りを持っていく活動ということを思っています、どちらかという、今まで観光として把握されていないものをやっぱり観光、いわゆる光を見せると、本来のその意味において、そこへちょっと価値を転換もしていきたいと、そういうふうに思っております。そういう意味では、無理のない観光のまちづくりとして、要は地域の内発的発展につながる、そういったものを目指していきたいというふうに思っています。

ちょっと曖昧ですが、以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） そうですね、今まで思っていますのは、大人というか、まちバルやとかビール&ジャズフェスタとか、そういうのじゃなくて、ゆりかご水田なんかはいいですよ。やっぱり自然を見せて、ほんで将来の子供たちにもそういう教育を兼ねてできるというのは、ぜひとも、今、アイデアいっぱいあったようですけども、少しずつ生かしていただけたらなと思います。

では、このところの最後に、政策部長にお伺いをしますけれども、私たち、この視察に行った自治体の中では、学校の統廃合で廃校になった建物を使ってレストランをやってみ

たり、JRの駅前に複合施設をつくるときに、その中に図書館を指定管理で入れたとか、いろいろやっておられるんですけど、こんなところは計画段階からコンサル会社を交えましてみんなで意見を交わしてやっているというようなことで、先ほどにもお話ししました部門の横断的にやって、要は職員の凝りかたまっただけじゃなくて、そういう外部の人の意見を取り上げてやるということについては、政策調整部長、いかがでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今の丸山議員おっしゃっていただきましたコンサル会社の支援等を活用した事例ということで、今、冒頭御紹介いただきました学校の統廃合がレストランになった、あるいはJRの駅前の複合施設に図書館をと。ちょっとそれ、私も勉強のためにインターネットで、この文字で検索をさせていただきましたら、1点目が、どうも淡路島の「のじまスコーラ」というところだったというふうに当たりました。そこはどうもパソナグループさんが入られてやっておられると。2点目のほうが、岡山県の高梁市ですね、の図書館で、これはツタヤを運営されているCCCというところが入られているということで、今、議員おっしゃっていただきましたように、いろいろな部門でいろんな政策を形成していく過程において、民間のコンサル会社からそのノウハウというのを活用していくということについてはやっぱり必要であるというふうには認識をしております。

ただ1点、私の部で所管しております、これも全員協議会等で御報告もさせてもうているんですけど、野洲駅南口周辺整備の中での交流・商業施設の整備方針の策定、これも専門的な視点をということでコンサルさんに入らせていただいております。ですから、全く何もかもコンサルをという、否定してということはありません。そういう意味では、今、議員おっしゃっていただくように、我々も活用をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 外部を入れると、資金的なこともあると思いますけども、その辺もてんびんにかけてひとつやっていただけたらと思います。

また、視察に行ったときに、もう嫌というほど御当地の取り組みやPRの資料をもらってますけども、もう本市に来たときの封筒の中を見せてもらおうと、余りその辺がない、寂しいんですね。市をPRするような資料はないのか、ちょっとお伺いをしたいと思いません。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 市のPRの資料ということで、これずっと丸山議員のほうから御指摘をいただいております、PRということで。お答えもまた同じような形になるんですけど、市では一応市勢要覧というのを作成しておりますし、先ほど環境経済部長が答えましたように、環境経済部のほうにおいても観光パンフレットを初めとするさまざまな情報をニーズに応じて可能な限り提供しておるといふうには思っておりますけれど、これが十分であるといふうには思えない部分もございますので、それはまた必要に応じて改善あるいは工夫をしていきたいといふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） これも非常に予算の面があると思いますけども、やはり会社でもそうなんですよね、研究部門とか、こういう会社紹介、PRはやっぱり多少の金はかけてやらなければいけないなと私は思っていますので、予算の上でもひとつ配慮していただいて、観光の資料なんかはもっと充実できればなど、このように思っています。

それでは、次の質問に行きます。

学校の自主性と家庭の費用負担についてということでお伺いをいたします。

昨年の9月下旬から約1カ月、ある新聞に「中学校の制服」と題しましたフォーラムが掲載されておりました。そのフォーラムがずっと行く前に、どうも新聞社がアンケートをとったんですけども、そのアンケートの内容でも、一部制服じゃなくてほかのことがちょっとあったというのを新聞に報じましたところ、制服も高いけれども、副教材などの学校集金もばかにならないという声があったと。その実態が紹介をされておりました。

私の解釈としては、教育方針などの、いわゆるソフト面は教育委員会が統一的に示していると思うんですけども、ハード面については学校の、いわゆる自主的判断に任されているのではないかなと、このように思っています、全部の学校を教育委員会が統一的に考えることはできないのかも含めて、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

まず、小学校では学年ごとに鍵盤ハーモニカとか彫刻セットなどを、学校があっせんする業者から購入することが実態ではないかと思っておりますけども、先ほどの新聞の事例の中に、そのたびにスーパーへ出かけたり、ネットで類似品の値段を調べている人もいます。購入は強制でないので、量販店で購入する人もいますけれども、子供がみんなと同じものを欲しがるので、仕方なくあっせんのものを買っているという実態もあるようです。

そこで、まず本市における副教材につきましてはどのようなものがあるかをお伺いをいたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 丸山議員の1点目の小学校の教材についての御質問の中で、特に本市の副教材についてお答えをいたします。

副教材につきましては、大きく分けて2種類ございます。

1つは、漢字ドリルとか計算ドリル、あるいは社会科の資料集などでございます。これらは授業の中で同じページを一斉に学習したりしますので、学年共通の副教材というふうに言えるかなというふうに思っております。

もう一つは、例えば鍵盤ハーモニカでありますとかリコーダー、これは縦笛ですね、などの楽器類とか、それから習字セットとか裁縫セット、こういうものですね。これらは授業で使用する際に、全員が必ず同じ種類ものでなくてもいいという、そういう副教材がございます。

こうした2種類ございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） よくわかりました。そうすると、事前に資料を出していただいておりますけども、済みません、それから事前に資料をいただいております、最初の通告からちょっと変わっているかもしれませんが、答えられなかったら結構ですけども、済みません。事前資料の中から、副教材は、こういった今言われたワークブックやとか、共通のものについては業者をあっせんしていると。共通でないもの、今言われたものですね、習字セットやとか、そういったものについてはインターネットでもいいですよ、スーパーでもいいですということなんですけども、それは、現状としては、今、学校はそういうふうになっているという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） ただいま申し上げました共通な副教材につきましては、もう学校で一括購入して子供たちに渡して、後で集金するという形をとっております。そうでなしに、後半の共通でないものですね、こういうものは、今お話しいただきましたように、兄や姉が使用していたもの、あるいは知り合いからもらったり、それからスーパーとか、最近ネットでも買って構わないというふうになっている、そういう状況でございます。

ただ、これらの購入先がわからない保護者さんもおられますので、学校で幾つかの業者を紹介して、こういうものがありますというふうな形で子供たちに持って帰らせて、その中から選んでいただく。

なお、その際は、必ず兄や姉のもの、あるいはその他でも構いませんというふうな文章も添えて子供たちに持って帰らせて、そして希望者だけが購入するという仕組みをとっております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） わかりました。そうしますと、先ほどの新聞にも載っていましたように、自由に購入できる場合、学校で差別的なことを受けたとか、そういった事例はございませんでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 人と違うものを購入したことで差別的なことを受けたという報告は、今のところ一切聞いておりません。しかし、そのことが原因でいじめが起こるとか、そういうことがないように、それぞれの学級や、あるいは学校で指導するのが当然であるというふうに考えております。また、本市では人権教育を大切にしておりますので、日ごろの学校生活の中でそれぞれ違いを認め合うということもあります。ですから、そういう部分でも子供たちにそういう指導をやっております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） まず、安心しましたので、ぜひとも先生方その辺注意していただいて、引き続きやっていただければと思います。

それでは次に、新聞にありましたですが、関東地方のある中学校の副教材や、それから3年間分の旅行の積み立て、これは校外学習やとか修学旅行なんか入っているんですけども、あと給食費、生徒会費等の運営関係費で、1年生で約13万7,000円、2年生で約13万円、3年生になりますと約7万2,000円ということでございますけども、こういったことについて本市の状況をお伺いしたいと思います。

市内の中学校も、今申しましたような必要なものですね、これは必要なものとして集金しているのかどうか、まずお伺いをいたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 市内の中学校で保護者から集金しているものは、大きく分けますと、学年費、給食費、修学旅行積立金、こういうふうに分けられると思います。そのうち学年費の中に、生徒が授業で使用する副教材費、それから校外学習費、それから生徒会費などが入っております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） そうしますと、先ほどの例にあったんとほぼ同じかなと思っております。そうしますと、その費用は平均的にどれぐらいか、わかれば教えていただけますでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） これは小学校の場合と同様に、中学校の学年統一の副教材費があります。ただ、中学校になりますと教科もふえますし、国語や数学、英語などの、こういう教科ごとの資料集、それから問題集とか、あるいは美術や技術・家庭科などの材料費、さらには実力テスト、何回もあるんですが、そういう費用も含まれております。大体この教材費としまして3万9,000円ぐらいになるかと。3中学校平均しますと、それぐらいになると思います。そこに給食代が4万7,300円、これはもう全部統一ですが。それから、修学旅行とか積立金ですね、こういうなんを合わせますと、大体丸山議員お示しいただいた関東地方の中学校のお金と余り変わらないんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） わかりました。特段大きい差はないということなんですけども、じゃあこれも同じく新聞に書かれていたんですけど、こういった費用の大半を公費負担としている自治体が全国で7町村、非常に少ないですけども、あるようですけども、副教材とか修学旅行の費用ですね、これ一部でも公費負担してもいいんじゃないかなと思いますけども、その可能性等についてとか、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今現在、市内の中学生が1,433名おります。教育委員会としましては、公費負担、申しわけないですが、考えておりません。しかし、準要世帯等の中学生には、これらの副教材費の補助が年間1人約2万2,300円、それから靴や傘等

の通学用品を買うお金が年間1人2,200円ほどあります。また、給食代や修学旅行費、それから校外学習などにつきましては、その実費が全額支給されておりますので、ある程度はその支援は図られているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） わかりました。そうですね、今、1,433名もおると。これは非常に大変で、よっぽど財政が潤沢でないは無理な話で、これはもう国レベルで取り組んでもらわないかのかなというふうにも思います。

それでは、3番目の中学生の制服について。

新聞のアンケートですと、指定するならば公費負担とか、スカートは女、ズボンは男という性別に分けるのは制度上要らないのではないかなとか、いろんな声がありました。その中で、事前にいただいた資料からお伺いをしたいと思いますけども、本市の場合、3中学とも標準学生服で複数の販売店を紹介しているということでもありますけども、生徒から、そういうことであれば型にはまり過ぎやとか、そういった苦情的なことはございませんか。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 市内の中学校では、今お話のように、男子は標準学生服、女子は標準セーラー服の着用を義務づけております。これをなくして私服での登校ということになりますと、かえって何着も服を買いそろえる必要が生じて、保護者さんの経済的負担を増大させます。したがって、標準服としての制服は保護者の経済的負担を減らすためにも合理的な制度であるというふうに捉えております。

今お話のように、生徒からの苦情につきましては、現在のところ聞いておりません。

また、転入生や、それからその他の事情によってなかなか厳しいおうちもありますけども、そういう場合につきましても、学校に卒業生から預かった分をその子に貸し与えるとか、柔軟な対応をとっております。

また、御質問のありましたズボン、スカートの性別による固定につきましては、性的マイノリティーの問題や多様性を認めるという点から文科省からの通知も来ておりますし、本市では早くから柔軟な対応をしております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 現状はよくわかりました。

それでは、今、教育長の中で、転入された方等については今あるのをあっせんするとか、何かそういうニュアンスのありましたけど、新聞記事で、制服リサイクルバンクというのを市民団体がやって、いわゆる中古販売ですね、しているというのがありました。これ、ちょっと数値的なあれですけども、2万3,000着ぐらいがありまして、1万8,500着、これが販売されたというのは結構率がいいんですよ。こういうことで保護者の負担が軽くできるということなんですけど、こういう取り組み、できる、できないは別にしまして、どのようにお考えでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 制服の中古品につきましては、小学校の場合も、小学校も制服というふうに呼び方はしていないんですけども、標準服みたいな形で、儀式のときにはなるべく着ましようというふうな形で、ある程度統一をされている場合もあります。そういう意味では、そういう服につきましてPTAのバザー等で交換会をされているところも幾つかございます。また、卒業生の、先ほど申しましたけども、特に中学校の場合は、卒業生に制服を、もう必要なかったら学校にちょうだいというふうな形でいただいております、それを貸し与えるというふうな対応もやったりしておりますが、規模的には非常に少ないですから、議員お示しのそういうリサイクルバンクというのは非常におもしろい取り組みかなというふうに思っております。まず、そういうことをPTAさん等に働きかけて、バザーや寄附等の呼びかけをすることでできたら始めていけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） ありがとうございます。これ、保護者の負担が軽くなるので、学校ではちょっと無理やと思いますけど、何かそういったところでやっていただければなと思っています。

それから、今ちょっと教育長もありましたけど、事前調査の中で、小学校の学生服は型を決めたり、そういうふうなことはしていないと、標準というか、余りかたいことはしていないということなんですけど、儀式のときにはできるだけ着用してよというお願いをしているということなんですけど、私も入学式、卒業式、いろいろ見せてもらいますと、中にやはり華美な服装というのがあるんですよ。その辺について、教育委員会としたら無理やり強制的なことはできないと思うんですけど、各学校に統一とまではいかななくても、

そういうお願いをすることはできないのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 御質問のように、小学校ですね、中学校は制服がございましてあれなんですけど、小学校の入学式とか卒業式が最近だんだん華美になってきているというふうにも感じております。先般の校長会でも、各学校の現状を踏まえて、儀式的な取り組みも子供たちの授業の一環であるというふうな捉え方を保護者さんにもしていただくように周知をしてもらって、授業中にそんな派手な服で授業はしませんので、そういう意味でも服装が派手にならないように、各校長に指示をしたところでございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） わかりました。いろんなことをやると、だんだん何でも派手になっていきまして、次にもうあれなんですけど、小学生のランドセルですね、これもだんだんいろんな機能がついたり、子供が喜ばれるようになって、もう最近何か5万円以上ぐらいくるんですかね、なっていますけど、1年生から6年生まで、1年生が小さい体で大きいのを背負ってあるのよく見るんですけど、例えばこの辺のランドセルについて、例えば低学年用と高学年用に分けて市内で統一的なものをつくって安価で活用してもらおうと、そういう考え方についてはいかがなものでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） そもそもランドセルにつきましては、中主小学校を除いて、市内の小学校において学校がそういう通学かばんを指定しているという事実はございません。学校は小学生が背負えるかばんであれば何でもよいというふうにお伝えをしているんですけれども、ただ入学の時期が近づいてきますと、最近はもう今ごろからランドセルの宣伝が非常に盛んになっていますので、残念なことにそういうなんに影響されてランドセルを買わざるを得ないというふうになっているのかなというふうに思っております。

現在のところ、小学校においてランドセル以外の通学かばんを指定してほしいという保護者からの要望は教育委員会には来ていない状況でございます。

ちなみに、中主小学校が、ここは旧町時代から指定されておるんですけれども、あの黄色いかばんですね、ランリュックというんですけれども、今、大体金額は8,000円ぐらいで非常に安価です。6年間十分もちますので、これにつきましては旧の中主町時代にPTAで話し合いをされて導入を決められたという経緯がございます。

したがいまして、小学校において指定の通学かばんというふうな形につきましては、教育委員会が決めるというよりも学校とPTAの話し合いを十分していただく中で、高額なものにならないように、もうちょっと検討していけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 中主でそういうランリュックですか、こういうなんも活用されているのが広がっていけばいいですけど、こんな強制できるものではないですし、ランドセルについては、昔は多分親が買っていたと思いますけど、今はおじいちゃん、おばあちゃんが孫にという、これもあるので余り言えないと思いますけども、中主のそういった自主的に起こったやつが広まっていけばいいかなというふうには思います。

それでは最後に、これは教育部長にお伺いするんですかな、過去に給食費を滞納している人の声として、義務教育だから給食も無料にすべきという例があるというのを聞いたことがありますけども、給食費を無料にするということについてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 丸山議員の給食費の無料化についてという御質問でございます。

学校給食法第11条第2項におきまして、施設及び設備に要する経費並びに運営に要する経費以外に学校給食に要する経費、言いかえますと、給食の材料の購入経費につきましては保護者の負担とすると規定されているところでございます。そういったことから、設置者と保護者との経費負担が明記されているというところでございます。

また、野洲市では中学校まで給食を、県内では数少ない直営で行っていることでございます。そして、主食の米飯、もちろんおかずにつきましても、できる限り地産地消を推進しながら、市が責任を持ちまして安全・安心な学校給食を提供しているところでございます。

また、就学援助費の寄附制度もございますことから、無償化につきましては考えていないということでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） わかりました。そういったことではっきりと明記されておりました。

て、本市でもどこまでが行政側が持つ、保護者が持つというのをはっきりされているので、それはもうそれで。滞納者、仮におられるとするならば、そういったことで納得してもらえないということが現状ですね。この辺は、義務教育だから無料にすべきというのは、いきなりちょっと言い過ぎとるところもあるのかなと私も思ってはありました。ありがとうございました。

それでは、大きい次のところに行きます。

山仲市長の政治姿勢を問うということで、幾つか市長にお伺いをしたいと思います。

山仲市長が1期目の市長選挙に立候補する際、当時、私が所属しておりました団体が立候補予定者、予定候補者の公開討論会を主催をいたしました。そこでは予定されています候補者それぞれにまちづくりについて語っていただきました。そのときに参加された市民からは、当時の山仲予定候補者の論客ぶりにはすばらしく高い評価がありました。私も翌年議員として当選しまして、今日まで2期8年間、山仲市政とともに議員活動をしてきました。

山仲市長は、当初から前市長のことを批判し、また市長の発言内容や政策に異議を唱える議員のすさまじい反論などが目立つようになってきました。2期、3期となるにつれて、それがエスカレートしているように私は感じております。

市長の政治姿勢というか、政策につきましては、先ほど太田議員の中でもいろいろ実績とかをお伺いしまして、他市ではやっていないといういろんなところもありまして、そういうところは評価するんですけども、政治姿勢としてはいかなるもんなかという疑問点がありますので、その中でも特に以下の内容について、市長の真意をお伺いしたいと思います。

まず最初に、議会がいろいろ要求する中で、市長はほとんどと言っていいほど拒否をされているのかなど。例えば、この議場で説明のときに使う資料を、今、カメラで映してもらいますけども、そういったものじゃなくて、書画カメラを購入してほしいと。また、昨年も議員報酬を引き上げる時期などについてお願いをしておりましたけども、ほとんどが拒否されています。私は、これはもう議会軽視と言っていいほどの対応をとっておるのではないかなど。これについては、なぜ市長こういう対応をとられるのかをまずお伺いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 丸山議員の私の政治姿勢の御質問で、議会が要求しているものを

ほとんど拒否しているということで御質問ですけども、私、そういうつもりは全くございませんし、本来議会からの要求ということであれば議長からということになりますので、歴代の議長さんから言われたことは、予算措置できるものはしてもらっていると思いますし、私がどうのこうのというよりは、まず議会事務局、そして市の政策調整部、財政課等々でやっていまして、私が議会からのを拒否したとか、そういう覚えは全くございません。少なくとも、議長から云々という話はないです。

それと、今、議員報酬をおっしゃいましたけど、議員報酬を決めるのは、私、手を出していませんでして、時期も金額も全て議会に任すというのが私の政治方針、政治姿勢でございます。市長からも権限がありますけども、私、この9年間全て議会にお任せをしているつもりなので、今の御質問は全く当たらないと思っています。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 市長そう言われると思いますけども、議員報酬等についてはしっかりと議長経由でお願いに上がっていると思いますけども、いろんなことを言ってだめやと言っております。これは幾ら言っても一緒かと思いますが、次へ行きます。

○市長（山仲善彰君） 反問してよろしいか。

○議長（坂口哲哉君） 反問。

暫時休憩いたします。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時13分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

反問を許可いたします。

市長。

○市長（山仲善彰君） ありがとうございます。

議長からお許しをいただきましたので、反問をさせていただきます。

ただいま丸山議員が議員報酬について、議長から提案をしていることについて何度か拒否しているのか何かおっしゃったんですけど、具体的にはどういうことを言っておられるのか。そもそも私が知っているのでは、丸山議員が委員長をしておられる議会改革推進特別委員会で議員報酬のことを決められました。これは私、全協の場だったか何かで私も同席していた議会の席の会議で聞いています。その後、議長からも提案ありましたが、今おっしゃっていることはどういうことをおっしゃっているのか、具体的に御説明をいた

だきたいというのが私の質問であります。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） じゃあ、今の反問にお答えをいたします。

今、市長の言われたように、議会改革推進特別委員会の中で報酬、議長から報酬と定数について調査してほしいという依頼があつて調査をやりました。定数については、御存じのとおり、現在の20名を2名減じて18にすると。それは次の一般選挙から適用するというので、これは条例改正もしております。報酬につきましては、その特別委員会の中でいろいろ話している中で、市長もその検討をやっておる情報を得られて、そのことについては過去のいろんなことがあるので、報酬を上げることについては問題ないであろうと。特に、過去に5万円下げたところを、自主的に下げたところをまた戻すようなことであるので、報酬審議会も開く必要はないであろうというようなことで、市長もその当時から御存じやったと思います。

特別委員会の中でもそういうことでいろいろ議論をしまして、じゃあ5万円上げる方向で、現在よりかは5万円上げる方向ですね、30万円を35万円にするということできましよう。実施時期についてはどうやという議論がありまして、先ほど申しました定数を下げるので、定数を下げる時期と同時という案もありました。その中では、定数を上げて報酬を上げるということは市民にはなかなか理解が得られないのではないかなという議論がありました。そもそも5万円という金額が、内容的には5万円下げた分をもとに戻すんやという認識のもとで進めてきております。それで、今言ったように、定数削減と同時にすれば市民に理解はなかなか得られにくいであろうと。そうすれば、新年度のときから上げてもらうということで、ですからことしの、平成29年4月1日ですか、実施をお願いしようということで予算要求も事務局からしてもらったはず。その後、議長が交代されて、市長のところのいつの時点か挨拶に行ったときに、議長がそういったことで報酬のアップのほうをよろしくお願ひしますと言ったということを私は聞いています。そのときに、市長がちょっと待ったと何か言われたように私は聞いております。

以上です。

○市長（山仲善彰君） 休憩とってください。

○4番（丸山敬二君） 何で。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

（午前11時17分 休憩）

(午前11時19分 再開)

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 2番目に行きます。

市民が集う夏祭り等、いろんな場面で議員個人名を挙げて言葉汚く侮辱し、時には事実を誤認した内容の発言で非難、攻撃しております。そういったことを私は聞いております。なぜこういうことをするのかをお伺いをいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 政策をお話しする場所では、議場で御意見を述べられたことについて、どの議員がこういう発言をされましたということは言っています。これはもう議員の皆さん方、公人ですから、政策論議で。ただ、私、夏祭りで議員さんの名前を挙げて挨拶したとかは記憶にある限りはないと思います、夏祭りで。ただ、病院の話し合いとか、あるいは老人クラブにお招きいただいて病院のことを話してほしいとかまちづくりというときには、どの議員さんは今こういう見解ですよ。それは私はその立場だったら大歓迎です。胸張って、例えば病院に異論を唱えているとか疑義を呈しているかということは、むしろ広まるわけですから全然問題ないと思います。ゆがめてというつもりは全くないと思いますが、それは私の判断で言っていますから、これは考え方が違うので、ただ事実をゆがめて言っているつもりは私は全くないです。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 何か記憶にないというのはこの間も何かありましたけど。

聞いているのは、10カ所以上のところでそうやって言っていると。どう言っているのかというたら、できへんようなことばかり言って紛らわしているとか、ひどいのは何か議員が現金もらっているようなことまで言っていると、通常にそういう言い方するんだったらいいですよ、先ほど言いましたように、言葉汚く、何かかなり力を込めて言っているというようなことも聞いています。そうではないですか。

記憶にないもんやったらしゃあないけど。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ありません。

○4番（丸山敬二君） ちょっと暫時休憩してください。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩。

(午前11時21分 休憩)

(午前11時26分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

丸山議員。

○4番(丸山敬二君) それでは、次に行きます。

市長は、公平、公正、透明性と言っていますが、改めて地域経営のトップとして政治信条をお伺いします。

○議長(坂口哲哉君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 今おっしゃったように、透明、公正、公平と、そしてから健全な市民感覚、これがまずは大きな基本であります。

○議長(坂口哲哉君) 丸山議員。

○4番(丸山敬二君) そうでしょうね。だけど、中で、この公平、公正というのもちよっとこの間の広報からでも問題あるんですけども、透明性ということについても何か透明過ぎて個人情報を漏えいしたり、自分が透明人間になって出さなければいけないことを出していないとか、そういうところがあるので、私は市長のこの政治信条というのは全く言われることには私は該当していないと、このように思います。

○市長(山仲善彰君) ちょっと反問します。

○議長(坂口哲哉君) 暫時休憩いたします。

(午前11時27分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

許可いたします。

市長。

○市長(山仲善彰君) まさに、私の政治姿勢を問うていただいて、今、隠していることがとおっしゃいました。何を丸山議員は私が隠しているということをつかんだ上で、私がそれを隠しているとおっしゃっているのか、はっきり言っていただきたいと思います。

○議長(坂口哲哉君) 丸山議員。

○4番(丸山敬二君) 特養の問題ですね。なぜ1社しか応募がなかったのに拒否したのか、だめだと。そのことは幾ら聞いても総合的に判断したとしかありません。そこら辺が何かを隠しているのではないかなと。そやから、それは市長みずからが透明人間になって

見えなくしてしまっていると、私はそう思っています。そういう事実は、私はそれは市長が透明性を保ったとは言えないと思っています。

○議長（坂口哲哉君） 続けます。

丸山議員。

○4番（丸山敬二君） では次に、広報やす8月号の市長のメッセージということについてお伺いいたします。

広報8月号に、いきなり市長のメッセージというコーナーが設けられました。なぜこのタイミングに出てきたのか。内容的にはこの8月号は議会批判が変わっていないように思います。

質問をいたします。

市長メッセージのコーナーを設けた理由を政策調整部長にお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） それでは、丸山議員の広報やす8月号の市長メッセージの、このコーナーを設けた理由についてお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

市政全般の情報や町の動きを毎月タイムリーに市長みずから直接市民の皆さんにお伝えるため、8月号より市長メッセージとして掲載をさせていただいております。近隣のほかの市につきましても実施をされておりますし、また市民からの要望もあったことから、コーナーを設けたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 建前的なところは、恐らくそういう答弁になるとは思いますけども、以前に広報5月号に議会批判しているん違うかなと言うた後にこうなっていると、あの場合は一般的な紙面になるんで、今回は特に設けたん違うかなと。

じゃあ、その中に、私の責任でみずから筆をとりと、こういうふうにありますけども、このコーナーは全て市長自身の執筆でしょうか、お伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 全て市長みずからが執筆をされております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君）　　ということは、5月号の、いわゆる私が質問した内容、あのことについても市長自身が原稿を作成して、いわゆる執筆されたのか、その辺をお伺いをいたします。

○議長（坂口哲哉君）　　政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君）　　5月号の記事につきましての御質問も5月議会で丸山議員のほうから質問をいただきまして、私のほうから答弁をさせていただいております。

そのときにもお答えはさせていただいたと思うんですけど、市といたしましては客観的事実を掲載をさせていただいているというふうに答弁をさせていただきました。そして、執筆の過程なんですけれども、従来から、まず原課において掲載内容の素案を作成をしております。続きまして、それが広報の担当課でございます広報秘書課のほうで校正、そして編集をしております。最終的には、発行責任者でございます市長が加筆、修正をして最終発行となっております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　　丸山議員。

○4番（丸山敬二君）　　ということは、原稿とかは原課の職員がつくったということでしょうか。

○議長（坂口哲哉君）　　政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君）　　先ほども申し上げましたように、素案の作成については原課で行っております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君）　　丸山議員。

○4番（丸山敬二君）　　わかりました。あの文面が原課で職員がつくったとは私は思われませんが、そう言われるのであれば、そうお聞きしておきます。

では、4番のところ、住民投票の実施はできませんというこの最後のほうに、内心の自由を縛るとともに人権にもかかわるといふのは、どのような人権にかかわるのか、市長にお伺いをいたします。

○議長（坂口哲哉君）　　市長。

○市長（山仲善彰君）　　ぜひ和やかにやりたいと思うんですけども、さっきの原稿ですね、ここにいる職員なり、全ての職員は知ってくれていると思いますけども、市が出す文章に私かなり手を入れています。ただ、組織、機関でやっていますから、当然原案は担当

部課、部署がつくれます。市の広報であろうが、例えばまだ伝わっていませんか、介護保険で二重徴収をしていたということで文書をつくってききましたけど、大幅につくりかえています。私が勝手に書きかえてなくて、御理解いただくために本当に今、市長への手紙もそうですし、市の広報でももう単なるお知らせでもできるだけわかりやすくというので議論しながら変えています。

どうも丸山議員、実態を御存じいただいているからそういうふうになるのかなと思うんですけども、原案ができた、きのう何を言ってきたかといったら、介護保険の第2期の二重ミスを行ったので報告しますということなんですけど、二重徴収の二重ミスなんですけど、もう一つミスが存在しているのが入っていなかったわけです。どういうことかといいますと、2期分が引き落としができていなかったの納付書を送りました。でも、間違っって3期分の納付書を送ってしまったわけです。その方は認識されないの、3期分を振り込まれた、その紙で。でも、本来は2期分をいただくべきとなっているので、3期分は引き落としができていたので二重徴収です。これで済んだのかと、文書に書いていなかったの、じゃあ2期分はどうなっているのかといったら、2期分は督促が出ているわけです。だから、納めた方に督促状まで出している。私、さっき、朝、決裁しましたから、もう伝わっていると思いますけど、ここまでやらないと誠実にならない。

5月号は、原案は全部担当課が書いてくれていますけども、厳しいところは私がかなり書きかえています。どこを書きかえたか、全部履歴お見せしようと思ったらできます。でも、最終責任は、前も言いましたように、市の広報は市長の責任ですから、担当が云々とかじゃなしに、これ組織で仕事をしているわけで、どこの道路が通行どめになりますよとか、踏切がと、ここまで私、全部チェックしています。できるだけ正確にわかりやすいように。だから、いい意味で組織の中でどうなっているかという話です。

それと、どうも行政の事務というのが御理解いただいている。私は例の案件は秘密にしていなくて、この間も県会議員のお医者さんが言われました。医師会の副会長が利益率を質問されたら、そんなこと公表できない。全体のやりくりの中で損と得が出ているのかと。ということなので、今、応募があった企業のそこまですさない。私は公開されている資料でそこまで見て職員と議論して、ああいう結果になりました。でも、そこを公開したら、当事者の秘密を開示することになるからできないわけで、それは難題というものじゃないですか、秘密じゃなしに。丸山議員が保証するからおっしゃれと言ったら、私、ここでも言いますよ。でも、言えませんよ、それは。保証されても言えないことを、あな

たは言っていないから市長は秘密を持っているとおっしゃる。これは制度的な話ではないですか。これは酷ですよ。

ですから、特別養護老人ホームの案件のことを、市長は最終的に理由を言わないとおっしゃるんだったら、これは言えない。言えば応募者のさまざまな情報を開示することになります。もう反問できませんけど、こんなこと言えますか。だから、公務員には守秘義務が存在するんですよ。言いたくても言えない。そういうことであります。

それで、なぜこれが内心の自由を縛るのか。これはもう明らかです。覚悟をすることと、これ議会で皆さん決められたんです。きのう、立入議員が守ってもらわなくていいとおっしゃったんだったら、そんな程度とは思っていません。私は重いと受けとめています。覚悟をすることと、これ覚悟をせよとか覚悟しているかというのはどういう場合に使いますか。穏やかでない場合に使うわけですよ。映画観られたり、ドラマ見られても、覚悟せえと。これは穏やかな場面では使わない。穏やかならぬ状況で使うことです。誰に迫っているかというたら、覚悟というのは自分で、内心で、心の内で素直に、自発的に行うものです。それを目の前の人に言われても困るし、スポーツ大会で監督が、おまえ、覚悟して走れと、これはないことはないけども、これは対人的な話。でも、議場で私に対して覚悟を迫ることを決められたわけです。だから、これはまさに内心の自由を縛って、憲法の定める信条、良心の自由に私は抵触すると思ったので、人権にかかわると判断をいたしました。

人権の問題は、これパワーハラスメントもセクシャルハラスメントもその他のハラスメントも、まず受け取る方がどう受け取るかということであって、さっき、私の政治信条はとおっしゃったので、透明、公平、公正、そして健全な市民感覚、私、いろんところで挨拶で言っています。感覚でものを言うとか感覚で仕事するなということはあるけども、感覚は大事でして、人権はまさに感覚が健全かどうか問われています。

私、ここで、議場で議決されて、あの附帯決議をされたときに、もう瞬間に恐ろしいなと。こういうことを提案して議決するのかなと思ったので、私、すぐにこれはもう憲法違反という判断をしたので、そういうコメントをしました。もうこれは見解の相違だったら大いに残念です。ましてや、今、こんなところで質問出てきて、内心の自由を縛ると、私、堂々といろんところで言っていますし、広報にも責任持って書かせてもらいました。野洲市は人権と環境の町と言っているじゃないですか。

これは丁寧に答えないと譲れない部分だと思います。今さらこれが意味がわからんと、どのように人権にかかわるのかと。普通だったら、誰かが手を挙げて、例えば人権の話で

あってもなかつても、人権にかかわることを言ったら、気がついた人がとめないでだめですけれども、それが議案までされて審議までされて、あれよあれよで通ってしまうこと、私、もうそこまでは言うつもりなかったけども、これは大いに危惧をいたします。

以上、お答えです。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 余りぎょうさん言われて、特養の話でも、総合的では何もわからないですよ。だから、これはこういうことやからここから先は言えないとか、そういうことやったらわかるんですけど、これは余り言うたらあきませんけど。

それから、職員のミスの話もありましたけど、ミス何回もやって、対策何ですか、複数で確認すると言うけど、複数でどうやって確認するんか。誰がそれを確認するかなんか全然言われてないじゃないですか。きれいな文章で、当たり前の記事を書いとるだけであって、そんなことやっているから何回もミスするんですよ。同じことを繰り返してとるんです。再発防止で相互でチェックすると言うて、本当に相互にチェックしてとるんですか。誰と誰がチェックするかというのはきちっとしとかな、絶対これはいつまでたってもおさまりません。

それから、今のことですけども、憲法19条、要は人権のことは、何をやっても人権というのはまず一番やと思うんですよ。何をやっても。人権が一番です。その中で、今の覚悟という話からすれば、ある意味なかなか決断がつかんけど、覚悟を持ってやってくれと言うたら、よっしゃ、わかったとやるというのも、これも覚悟ですよ。だから、あの決議出したのは、市長が迷っているんやったら、それぐらいな覚悟を持ってやってくれという意味も私は含まれていると、このように思っていますよ。

余り言うたらちょっと時間がないんで、今のはわかりました。

じゃあ、最後の5番目のところに行きますけども、平成29年第3回の定例会で一般質問が、私はあのときは一番最後でした。一般質問が終わると同時にその日の会議が終了しましたので、市長が本会議場を出るときに、ちょうどあの辺ですね、教育長以下おられるあの辺で、あんなやつ、条例も理解していないし、監査委員なんか無理ですよと笑いながら発言していたと、こういうのを同僚議員から聞いております。過去にも本会議場で議員がやじを飛ばしたことに對し、雑音とまで言っていますけども、このようなことこそ私は人権問題ではないかと思えますけども、人権を担当しております総務部長にお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 市長が本会議場を出る前に発言した件なんですけれども、確認をしましたが、事実確認できませんでしたので、これに関してはお答えができません。

次に、雑音との関係ですけれども、今、お問い合わせでは過去にというふうなことを、過去そのようなことがあったというような御質問でしたが、この質問通告書では第3回定例会ということが書かれていますので、そのことを調べさせていただきましたら、答弁の途中で、ある議員さんが議長の機会を得ずに発言されたことについて、答弁の途中で正式な発言でないため、この発言が議事録には多分載らへんやろうけれども、載った場合は「雑音あり」などというような形で載るのかなというように市長が発言している部分がありまして、これのことをおっしゃっているのであれば、これは議員さんの発言を雑音と言ったのではなくて、議事録の掲載についての意味でございますので、これは人権問題には当たらないと考えます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） いや、これ2つあるんで、確認できませんって、どういう確認したんですか、お伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） ここで、教育長以下、職員の名前を挙げていただいておりますので聞き合わせをいたしましたし、市長自身にも発言されたんですかというふうな内容で確認をとっております。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） ちょっと暫時休憩お願いします。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩。

（午前11時45分 休憩）

（午前11時49分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 今、休憩をいただきまして確認をいたしました。いろんな証言もありましたので、こういったことから、再度総務部長にお伺いをいたします。

今の内容で、これは人権問題ではないとおっしゃいますか。どうぞ。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） このかぎ括弧の中の一言一句このとおりで仮にあったとしましよう。「あんなやつ」から始まって、「なんか」というふうに入っておりますので、これは人権感覚には少し欠けるかなというふうに思われますね。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） これはちょっとおかしいですよ。「あんなやつ」というのは人権ではないんですか。「おまえ」とか「あんなやつ」というの、これ人権問題じゃないですか。この間、「おまえ」発言した人は謝りましたよ。

（「そうですよね」の声あり）

○4番（丸山敬二君） なあ。「おまえ」が、ここを捉まえているんですよ、「おまえ」とかというのを。「あんなやつ」とかというのを。こんなん明らかに人権問題ですよ。あなたこそ、そういうの担当する資格はないんじゃないですか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 人権問題とは言いませんでしたが、人権感覚に欠けるというふうに言いましたけど。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 「欠ける」じゃなしに、明らかな人権問題ですよ。それから雑音のことについてもね。

（「やつという言い方を」「静かにしてください」の声あり）

○4番（丸山敬二君） いや、「あんなやつ」というて聞いとるんですから。

いや、「あんなやつ」というて聞いとるんですよ。先ほども言いましたやん。

それと、雑音の話は、何でしたっけ、雑音。

（「議事録」の声あり）

○4番（丸山敬二君） いうて議事録に載るんかなと言うたら、要は雑音という言葉が議事録に載るんかなということは、そういう人を指してしゃべったことを雑音と言うとるんでしょう。

（「いや、違います」の声あり）

○4番（丸山敬二君） 違うの。何が雑音やったんですか。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） 済みません、もう一度言いますと、答弁の途中で、ある議員さんが答弁されている途中で議長の許可を得ず発言されたことがありました。そのことを

とって、許可を得ない発言でしたので議事録には通常載りませんよね。なので、これほどのような形で載るのかなど。ただ、議事録には載らないけれども、何かの言葉が発せられたという意味で、これは雑音という表記になるのかなど、そういう意味でございます。

○議長（坂口哲哉君） 丸山議員。

あと11秒しかありません。

○4番（丸山敬二君） 質問したのは、文書から見ていただくように、そう捉えたんかもわかりませんが、私は過去のことを言ったんです。過去のことについて雑音と言いました。

もう時間がないので終わります。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩します。

（午前11時53分 休憩）

（午前11時55分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

暫時休憩いたしますが、午後1時より再開をいたしたいと思います。

（午前11時55分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4番、丸山議員より訂正を求められておりますので、これを許可します。

丸山議員。

○4番（丸山敬二君） 先ほどの私の一般質問のプロモーションの中で、大阪、池田市と申しましたけれども、兵庫県川西市の間違いでございました。訂正をいたします。

○議長（坂口哲哉君） 次に、通告第7号、第15番、矢野隆行議員。

○15番（矢野隆行君） 第15番、矢野隆行でございます。

今回、第4回の定例会におきまして、大きく3間についてお伺いさせていただきます。

まず、1番目でございますけれども、地方自治体における事業継続計画、いわゆるBCPの策定についてお伺いさせていただきます。

東日本大震災を機に、このBCP、いわゆる事業継続計画が注目を集めているところでもございます。このBCPといいますのは、地震のような大規模な災害やテロといった不測の事態が発生しても、企業や行政機関が重要事業を継続できるよう事前に立てておく計画のことです。この事業継続に重点を置いていることが一般的な防災対策とは少し

違うわけでございます。地方自治体におきましては、地域住民の、いわゆる生命、生活、財産の保護だけではなく、行政サービスの維持、これは保健や福祉への対応、緊急時、被害時における道路、水道、湾岸等の復旧整備といった観点から、このBCPの策定の取り組みが今全国的にも広がっているところでもございます。

物理的な成果物といたしましては、このBCPとは災害や大事故など、実際に緊急事態が生じた際に用いる非常時対応マニュアルのことを示しまして、災害直後の人命救助や安否確認、さらに停止した事業を代替設備で仮復旧させるための手順、これらを実施するために重要な連絡先の一覧リストや、さらに業務マニュアルなどの関連資料を非常時用のドキュメントとしてまとめておくものでございまして、なお、このマニュアルは停電に備えまして、いわゆる紙のベースとしてファイルとしても用意することも必要でございます。

近い将来の発生が予定されます首都直下地震や南海トラフ巨大地震、火山の噴火、台風や集中豪雨による水害、あるいは土砂災害、温暖な地域における大雪等に備えることは難しいものでございますけれども、落雷や竜巻なども該当いたします。さらには、この新型インフルエンザによる、いわゆるパンデミックなど、感染症についてもこの自然災害の一種としてBCPの対象として取り扱うことになるわけでございます。このBCPにつきましては、私、平成23年6月の定例会の上でも取り上げたものでございます。

本市におきまして、ようやくこれが8月の末ですけれども、避難所設置の訓練を行っていただきまして、少しこういった点が進んできたところでもございます。野洲市議会としても、このBCPの取り組みは本当に重要課題としてこれから議会推進委員会のほうでも取り組んでいかなければいけないと私も思っているところでもございます。まさに、今、地域防災計画の中で取り組んでおられることも少し認識しておりますけれども、そこで何点かお伺いさせていただきます。

まず初めに、本市のBCP、事業継続計画につきましての見解を、まず山仲市長へお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員の地方自治体における事業継続計画の策定についてのうち、野洲市におけるBCP、事業継続計画についての見解の御質問に対してお答えをいたします。

野洲市の防災対策を定めた計画といたしましては、地域防災計画を最上位の計画といたしまして各種のマニュアル等を整備しておりますが、BCPはこれらの計画を補完するも

のではありませんが、ある意味では縁の下の力持ちみたいな重要な役割を担っておりまして、災害時に優先的に実施すべき業務の継続に必要な執行体制等を定める計画であると考えておりまして、議員御指摘のとおりであります。

具体的に申し上げますと、災害時に地方公共団体自身が被災し、人、物、情報等、利用できる資源に制約がある状況下におきまして、優先的に実施すべき業務、これを非常時優先業務といたしますが、災害時に対応すべき、例えば避難勧告等の発令、避難所の開設、国、県、他の市町村等への応援支援要請などの災害対策本部の所管事務である災害応急対策業務と、各課の通常業務のうち、例えば市民課の埋葬許可証の作成、発行など、災害時であっても市民の生命、生活及び財産の保護、社会経済活動を維持する観点から評価して優先度の高い業務である優先通常業務の2つに分類し、分類したそれぞれの業務の所掌事務について着手優先順序及び復旧目標時間の特定、評価を行った上で、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めた計画であります。

これの策定期期につきましては、市のロードマップの防火・防災対策の強化におきまして、来年度、BCP（事業継続計画）策定を位置づけておりまして、既に今年度、地域防災計画の修正、国民保護計画変更業務の中で、BCPに係る基本手順の作成を10月以降着手する予定であります。

また、市ではBCP策定後、それら計画を真に生かすことができるように実践的な訓練をしていきたいと考えておりまして、これは先ほど御紹介いただきました今回の防災訓練、避難所の開設と運営と同様、計画だけではだめですので、訓練もあわせて着手をしていきたいと考えております。

この間の避難所の市民に参加いただいた場でも申し上げましたけども、災害が起こることに関して重要なことは、まずは防災ですが、起こった後はやはりまず救命、救助、そして復旧であります。そこにあわせて今御指摘のBCPが重要ですし、あと一方では避難をして避難生活が健全にできるという、こういった要素に分けてそれぞれが計画と実践が伴うような体制を常に整えることが重要であると考えております。

それと、ちなみにBCPとは直接は関係ないんですが、重要なことといたしまして、発災時の対応での業務といたしまして、市民の生命の確保にかかわる被災建築物の危険度の調査を行う被災建築物応急危険度判定士につきましては、現在、3名の職員が免許の取得をしております。また、市民の生活再建に向け、罹災証明書の交付にかかわる家屋被害認定につきましては、迅速に対応できるよう、昨年度から被災者支援システムの操作研修会

を開催しております。避難所の避難者名簿の作成などの研修を含めると、延べ41名の職員が受講しております。このように、市ではあらかじめ備えて市民の安心・安全の確保のために、人的、そして組織的な体制整備に取り組んでいるところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 本当に大事な取り組みでありまして、着実に進めていただいておりますことを認識させていただきました。

これ、僕、先ほど言ったように、これ平成23年度から一応提案させていただきまして、これまでの経過ですね、ここに至るまでの。BCPに対する現在までの取り組みについての経過がわかれば、市民部長のほうでお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） それでは、2点目のBCPの現在までの取り組みについてということでお答えのほうをさせていただきたいと思います。

平成26年でございますが、これは内閣府が出しております市町村のための業務継続計画作成ガイド、この中に業務継続計画の特に重要な6要素の1点として重要な行政データのバックアップというのがございます。これについてでございますが、基幹系の情報システム受託事業者さんですね、そちらと災害時における基幹系システムのBCPの協定を既に締結しております。これが平成26年でございますが、協定内容でございますが、自然災害及び社会的影響が大きい災害により市の使用する基幹系システム及びネットワークに被害が生じた場合、こういった場合に備えて緊急対応、復旧作業に向けた協力体制を整えていただくとともに、災害時において通常どおり業務ができるように、システムが動くようにというようなものを締結しております。

また、平成27年でございますが、これはおうみ自治体クラウドの協議会さんのほうで災害協定を締結のほうをしていただいております。自治体クラウドについては、災害対策の施されましたデータセンターを利用することにより、災害時において災害に強い基幹系のシステムを構築していこうというような取り組みを行っております。例えば構成市が被災した場合、被災市以外の市の基幹系システムを、これは全く同じシステムを使っておりますので、そちらで動かしていこうというようなことを計画しております。また、5市のいずれの市が被災した場合においても、共同利用するデータセンターにおいて、それぞれの基幹システムが稼働できるようにということで現在構築中でございます。

また、市全体の業務に関しましてでございますが、これは市長の先ほどの答弁にもございましたように、今年度、地域防災計画の修正、そして国民保護計画の変更の作業を進めておりますけれども、その中で各部署の業務継続に係る基本手順の作成、先ほど市長も申しとおりましたように、10月以降に着手する予定としております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 着々と進んでいっている経過をお聞かせ願った中で、このバックアップとか基幹系を操作する、そういった人員の配置とか訓練とか、そういうのはどういふふうな形で進めておられるのか、その辺ちょっとわかる範囲内で。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 今のシステムの訓練とか、どういった手順で動かしていくのかという御質問かと思うんですけども、今のところ、実際にその協定に基づいて訓練をしたということはありません。そのシステム自体は、まず今、私どもにございます基幹系のデータですね、それをデータセンターさんに預かっていただいております。そのデータセンターさんに対しまして野洲市役所のほうから連絡を入れることによって、緊急時にそのデータを、我々の基幹系の受託システム会社さんですけども、そちらのほうに運んでいただく予定になっています。そして、そこでそのシステムを、今現在、野洲市が使っているシステムですけど、そのシステムを丸々そっくり動かすというふうな形になっております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） そういった点も酌んでこれからしていただきたい、そんな思いで、もういつ起こるかわかりませんので、その辺よろしく願いいたします。

それでは、3番目のBCPの今後の計画、先ほど市長があっこまで答えていただきましたんで大体大まかはわかったんですけど、もう少し説明があればお願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 済みません、今のですね。

○議長（坂口哲哉君） 3番目。

○15番（矢野隆行君） 3番。

○市民部長（田中理司君） 3番目、計画。

○15番（矢野隆行君） 今後のね。

○市民部長（田中理司君） あっ、今後の計画、済みません。失礼しました。

今後の計画でございますが、今回、私どものほうで非常に好評でありました避難所の開設及び運営の研修の訓練、これは継続してやっていくということを考えております。また、災害対策本部の機能の強化を目指さなければなりませんので、そういったところの訓練を実際に、DIG訓練と通称申しますけども、こういったところを強化して行って、実践的な訓練を取り入れながら、本来あるべき形に一步でも近づくような、そしてまた市民の皆さんと職員が同じイメージで持てるような、もし万が一何かあった場合に同じイメージで動けるような訓練、こういったものに最終持っていきたいなど。その中に、業務継続計画においてきちっと位置づけをして、そして訓練をそこに組み込んで行って両輪で回していくという、こんなイメージを描いております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） そういった形で、実践がやっぱり伴わない訓練は余り意味がないんで、それに伴って、せんだって、8月の下旬に避難所の設置の訓練を、かなりの市民も、ましてや高校生、若い方もまぜてやった中で、どういった成果があったのか、その辺ちょっと。先ほど、今後もやっていく中で、実践的にやった計画を、その内容を、もし成果とかあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 今回実施いたしました避難所の設置訓練の成果ということでの御質問かと思いますが、今回の研修は、近年、これまでにいろいろと各地でいろんな災害が発生しております。そういったことを受けまして、より市民の皆さんに実践に即した体験をしていただくということで、今回そのような訓練を企画したものでございます。したがって、例年開催しております市の防災訓練のほうは一応一旦休止させていただくというふうにさせていただきました。

今回は市の指定の避難所でございます、市の建物じゃなくて滋賀県の県立学校でございます野洲高等学校さんを会場にさせていただいております。今回、避難所の訓練を考えましたというのは、熊本地震でも避難所の適正な開設、運営、こういったものが非常に課題となっておりましたので、今回それを目的として研修会を開催したものでございます。

研修の成果でございますが、各自治会の自主防災リーダーさん、そして市内の小中学校

の教職員の皆さん、また県立高等学校、養護学校の教職員の皆さん、そして今回は野洲高校の生徒さんにも参加していただいております。そして、消防団、また避難所の開設から運営にかかわっていただきます団体の皆さん、社会福祉協議会さんとかになりますけれども、こういった皆さんに参加していただいております。また、議員の皆さんにも数名参加していただきました。8月20日で人数は118名、27日で148名の方がそれぞれ研修に参加していただいております。また、27日の日は、ちょっと若干立ち見が出るぐらいになっております。148名というのは、実際に机に座っていただいた数ということになっております。

研修内容についてでございますが、参加者からは非常にその研修内容が充実した研修であったというような御意見をいただいております。

最初に、講義を行っていただきまして、災害時の避難所の運営におきまして、避難者自身が運営の主体となって、行政とともにそれぞれが助け合い、それぞれが役割を担うという共助の考え方についての情報の共有をしていただいたと考えております。

続いて、ワークショップ形式で研修を実施いたしまして、その後、体験研修といたしまして、野洲高校さんの体育館のほうへ移っていただきまして、段ボールベッドの組み立てとか、床で寝る、毛布を1枚敷いて寝る、そして段ボールベッド、こういったものの違いとか、あと車椅子、こういったものの体験をしていただいております。

こうした研修を実施いたしまして、研修者の皆さんから避難所での、まず配慮しなければならぬ事項とか、どんなふうにして学校を避難所として使っていったらいいか、そういった緊急時の避難所の開設、運営の共通のイメージを共有することができたということで、非常に充実した研修であったということで、各方面からいろいろと御好評をいただいております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 私も、これ22日、傍聴という形で出席させていただきました。感想といえば、避難所というのはもう市役所の職員が全部仕切ってもらうという市民のイメージがあったんですけども、やはり避難所というのはもう避難してきた方たちで運営していくという、この違いが物すごいわかりまして、その認識を市民の方にやっぱりこれからぜひとも周知していただきたい、こんな思いで今回続けていただきたいという思いがありましたので、今後もしっかりと取り組んでいただきたい、こういった思いでございます。

す。

では、1つ目はこれで終わらせていただきます。

大きな2つ目でございますけれども、空き家に対する再生等の推進事業につきまして、ちょっとこういったのを活用していただきたいという思いで今回質問させていただきます。

この空き家につきましては、本事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ今後も従来の用途に供される見込みのない空き家住宅または空き建築物、さらには民間企業等または個人に補助する場合は、地域コミュニティ維持・再生用途に10年以上活用されるものに限っております。

さらに、空き家住宅及び空き建築物居住環境の整備改善及び地域の活性化に資する、いわゆる宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動の施設、文化施設等の用途に供するために、当該住宅等の取得、移転、増築、改築等を行う空き家住宅に対しまして、この改修等に要する費用、さらには空き家住宅等を宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、さらには文化施設等の用に供するために、住宅等の取得、さらには移転、増築、改築等がこういった推進の事業に当たるわけでございます。

さらには、空き家、空き建築物の所有者の特定に要する経費、さらには空き家住宅等の所有者の特定のための交通費、さらには証明書発行閲覧費、通信費、委託費もこういう事業で含まれておるわけでございます。

さらには、逆にですけれども、不良住宅につきましては、これは住宅地区改良法第2条第5項の規定によります不良住宅といたしましては、空き家住宅、本事業を実施する際にも使用されておらず、なおかつ今後も居住の用に供される見込みのない住宅であって、除却後の跡地がこの地域活性化のための計画的利用に供されるもの、さらには不良住宅・空き家住宅の除却等に要する費用は、国土交通大臣が定める標準除却費用といたしましては、木造2万2,000円ですね、平米当たり。さらには、非木造であると3万1,000円が平米当たりの、買収費といたしましては10分の1を超えた額を限度とする費用が出るようになっておるわけでございます。

不良空き家につきましては、これは平成23年9月に一応質問させてもらいましたけど、今回は再生事業推進についてのちょっと見解で質問させていただきたいと思います。

その中で、あれからまだ空き家がふえているようでございますけれども、1番目に、本市におきましてこの空き家が何軒ぐらい今現在存在するのか、こういった点をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、矢野議員の1点目でございますが、本市において空き家が何軒存在しているのかというお尋ねでございますので、お答えをさせていただきます。

平成25年に総務省統計局により実施をされました住宅・土地統計調査によりますと、市内の住宅の総戸数が2万370戸に対しまして、空き家総数が2,820戸であり、空き家率は13.8%になってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 野洲市議会といたしましても、空き家に対する適正化の条例をつくられましたけども、上位法ができたということで、これは廃止になっておるわけでございますけれども、この空き家を利用した介護施設等々が今存在すると思うんですけれども、こういった施設は今現在どれぐらい存在するのか。さらには、今後それに対する需要がどれぐらいあるのか。こういった実態を掌握されておられるのであれば、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（坂口哲哉君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子） それでは、矢野議員の2点目の御質問でございます空き家を利用した介護施設等は何件存在するのかという御質問にお答えをいたします。

空き家を利用した介護施設等につきましては、居宅介護支援事業所については7事業所、訪問介護事業所が2事業所、通所介護事業所が12事業所の合計で21施設ございます。

なお、空き家を利用した介護施設の今後の需要については把握をしておりませんので、よろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 空き家を利用したことで、今、先ほどから空き家再生等推進事業というのがございますので、こういったのはこの介護施設とか、今21施設ですね、こういった事業をされておられる方にこういった推進事業があるよということを周知とかはされていないんですかね。そういった点、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） ただいま御質問いただきまして、周知はしているのか

というような内容でございますが、特に本市のほうから個別に周知のほうはしておりません。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） こういった事業があるということは大事なことで、また何かの機会にそういった事業者説明していただきたいと思って確認させていただきました。

3番目でございますけれども、市民または自治体から、この空き家が防災・防犯の上からも危険である、管理が大変であるという、こういった空き家はどれぐらいあるのかということで、以前僕たちも大分調査して、かなりの危険な空き家があったんですけど、今現在はこういった状況になっているのか、その辺をお聞かせ願います。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、矢野議員の3点目でございますが、空き家が防災・防犯の上からも危険であり、管理が大変であるという空き家はどれぐらいあるのかというようなお尋ねでございます。

昨年度末に廃止をしました野洲市空き家の適正管理に関する条例及び規則に基づきまして、自治会等から空き家等管理不全情報として情報提供いただいた軒数は26軒でございます。再度現地を確認をいたしまして、そのまま放置すれば著しく建物の保安上危険となる恐れがある等、周辺への悪影響や危険等の切迫性があると思われる空き家等につきましては、8月末の時点で5軒であると、このように認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 今、たちまち危険な箇所が5軒あるということなんですけど、これは今後どう対処されるかと、見通しなんかについているのかどうか、ちょっと確認させていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、矢野議員の再質問でございますが、その空き家に対する今後の対策と申しますか、取り組みについてどのようなスケジュールでやっていくのかというような御質問内容だと思いますが、その5軒のうち、たちまち、もう既に家等が傾き始めておまして、早急に対策のほうを実施しなければならないというような空き家が1軒でございます。それはもう8月中に現地確認等、立入調査を行いまして、

その後の対策について、現在、事務手続を進めているところでございます。

これと並行しまして、残りの4軒につきましても今年度中には何らかの形で、その管理者ですね、所有者の方に対して改善をお願いするというような内容で行政指導のほうを順次行っていきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 確かに、行政指導してもなかなか難しい問題があると思いますが、丁寧な対応をしていただきたい、こんな思いでございます。

4番目に入りますけれども、先ほど野洲市議会でも空き家適正化条例をつくらせてもらいましたけど、この上位法で市民生活の環境保全及び防災・防犯のまちづくりに寄与しております国において、これ空き家等対策の推進に関する特別措置法というのが平成26年11月27日ですね、法律の第127号で施行されておまして、これができたことによりまして本市に対する影響はどういったものがあるのか、お聞かせ願います。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、矢野議員の4点目の御質問でございますが、特措法が施行され、本市への影響等についてということでお尋ねでございますので、お答えさせていただきます。

本年4月から、都市建設部におきまして空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく取り組みを開始しているところでございます。本市における影響につきましては、まず同法において空き家等の所有者が適正管理の第一義的な責任を有することを前提としまして、同法第4条において、住民に最も身近で個別の空き家の状況を把握することが可能な立場である市が、地域の実情に応じた空き家等に関する対策の実施主体として位置づけられたところでございます。これに伴いまして、具体的には総合的な空き家対策を推し進めるために、同法第6条に基づきます野洲市空き家等対策計画の策定に現在取り組んでいるところでございます。

また、先月、8月には同法第7条に基づきます野洲市空き家等対策協議会を立ち上げまして、いわゆる危険な空き家である特定空き家等の判定基準を定めまして、先ほどお答えしました5軒については、現在、立入調査等、事務手続のほうを進めているところでございます。

なお、自治会や市民等から寄せられた空き家に関する管理不全情報につきましては、引

き続き適宜所有者等にその現状をお知らせしまして、適正管理を行政指導しているところ
でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 国の方針が決まって、今、野洲市のほうも順次対策というか、
順次取り組んでいる状況だと思います。その中で、この冒頭にあります空き家再生等の推
進事業についてあるんですけども、こういった点、逆に空き家を利用した活用をしてほ
しいという流れなんですけど、これに対する何か見解があれば教えてください。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、5点目でございますが、空き家再生等推進
事業についての見解ということでお尋ねでございます。お答えさせていただきます。

空き家再生等推進事業を活用した空き家の跡地利用につきましては、利用目的が、ポケ
ットパークなど、公共的利用が整備の前提となっておりまして、空き家等対策計画の策
定が事業採択の条件となっております。また、公共施設の整備につきましては、その必
要性を十分勘案すべきものと考えておるところでございます。

また、本市においては、空き家の利活用や跡地利用等については将来的な課題と、この
ように認識しておりまして、平成29年2月議会の代表質問においてもお答えをさせてい
ただいたとおり、地域住民の生活環境の保全や、ひいては市民の安全・安心のために、当
面の間は危険な空き家等への対策を進めていくなど、空き家の適正管理に重点的に取り組
んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 順序がありまして、今、危険なところから進めて、空き家を利用
するというのは次の段階ということでお伺いしまして、6番目ですけれども、今現在の
公共施設の空き施設になっている施設につきましてですけれども、そういった施設に対す
る今後の取り組みですね、現在どれぐらいそれがあつ、こちらでも把握していますけど、
もしよかったらそういった点をお聞かせください。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） この点は総務部のほうからお答えをいたします。

公共施設の空き施設の今後の取り組みということですが、平成28年度に総務課におい

て野洲市公共施設等総合管理計画なるものを作成しております。その中では、老朽化や費用対効果等の観点から、今後、施設の維持管理が困難と判断された公共施設については、廃止や譲渡の検討を行うということになっております。

また、利用者の安全確保の観点から、老朽化等によりまして使用を廃止する公共施設などや、あるいは今後の利用の見込みのない公共施設については、原則除却するという方針を出してございますので、一旦はこの方針に当てはめて考えるということになります。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 公共施設の適正化管理のほうで今後も見えていくと、たちまち公共施設の中で中主のふれあいセンターが、今、商工会に無償で提供されていますけれども、こういった点が市民から見たら何をやっているんだということではわかんない状況が続いていますが、そういった点が、もし今答えられればちょっと教えていただきたいですね。

○議長（坂口哲哉君） 総務部長。

○総務部長（上田裕晶君） お尋ねの施設につきましては、現在、商工会へ無償貸し付けをしているというところですが、聞くところによりますと、続きの利用についてはちょっと先行き困難というふうには聞いております。なので、もしもその使用がもう要らないということであれば市に返ってくるということでございますので、その際には、今申し上げましたように、基本的には、まずもう使用済みの、もう施設の目的を達した施設については、まずは除却とすることを前提にしておかないと、危険な建物なりを保有することになりますので、例えばその建物なりを譲渡してほしいなどというような申し出があれば、そこでまた考えはするんでしょうが、一旦は廃止の方向を考えさせていくということになります。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 公共施設の取り扱いは大変な取り組みなんで、その辺しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それで、7番目でありますけれども、空き家住宅等の集積が、これは一応本文にあります空き家再生等の推進事業に関するものなんですけれども、空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、または地域活性化を阻害するために、空き家住宅等の計画的な活用を推進すべき区域と、地域住宅計画または都市再生整備計画で定められた区域に整備すべきという

大きな事業なんですけれども、こういった方向性がもしあれば、こういった点を、見解をお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、矢野議員の7点目の御質問にお答えをさせていただきます。

市内の空き家の状況といたしましては、市内に点在しておりまして、空き家住宅の集積が当該地域の住環境を阻害し、またはその地域活性化を阻害している地域は、現状としては見られない状況でございます。

つきましては、先ほどの答弁のとおり、当面の間は危険な空き家等への対策を進めていくなど、空き家の適正管理に今後とも取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございます。

なお、御質問の地域住宅計画や都市再生整備計画を策定するまでもなく、今年度策定に向けて取り組んでおります野洲市空家等対策計画に定められた空き家等に関する対策の対象地域をこの野洲市全体とすることによりまして、空き家再生等推進事業の対象地域となりますことをあわせて報告をさせていただきます、お答えとさせていただきます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 野洲市全体がこういった地域に指定することでありますので、今後の計画を楽しみにしたいと思います。

それでは、3番目の大きな課題に移らせていただきます。

地域連携保全活動の取り組みについてお伺いさせていただきます。

この基本方針におきまして、生物多様性保全活動促進法第3条に基づきまして、市町村が定めます地域連携保全活動の促進に関します計画の認定基準や、さらにまた地域におけます生物多様性の保全促進に当たって配慮すべき事項など、基本的な考え方を示しておりまして、この同指針に基づきまして、全国各地で地域連携保全活動が促進され、命にぎわう豊かな地域づくりが進められていくことがこれから期待されておりまして、生物多様性の保全は、地域におけます固有の自然を対象とした活動によって、これは支えられているものでございます。

このために、地域公共団体におきましては、地域の自然的、また社会的条件に応じましたきめ細かな生物多様性保全の取り組みを進める役割を、これからこういったのが期待さ

れているわけでございます。

地域連携保全活動の促進に当たりましては、都道府県、また市町村がそれぞれの立場で地域の特性に応じまして地域連携保全活動、さらには計画の作成や、また協議会の組織化、さらには支援センターとしての機能を担うものの設置、またさらに活動に関する情報提供や助言等の必要な援助を行うことが、これから期待されているわけでございます。

既に、この多くの地方公共団体におきましては、生物の多様性の保全を推進するための条例や里地・里山を保全するための協定制度を設けました条例と、それぞれに工夫を凝らした仕組みづくりが進められておるところでもございます。

また、この生物多様性基本法、これは平成20年度の法律第58号におきまして、地域で生物多様性に関します取り組みを推進するための総合的な指針であります生物多様性地域戦略の制定に努めることとされております。

今後、これらの取り組みを広げていくとともに、こうした取り組みとこの法に基づく取り組みが融合することによりまして、より強固な体制が整えられるのではないかと思うわけでございます。

しかしながら、こういった中ではございますけれども、近年は中山間地域などにおきまます鹿、イノシシ、猿などの野生鳥獣による農林水産業被害が深刻化、広域化しているのが現状でございます。

このような状況を踏まえまして、平成20年2月に鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律も施行されております。この法律によりまして、現場に最も近い行政機関であります市町村が中心となって実施する野生鳥獣に対するさまざまな被害防止のための総合的な取り組みを支援することになっております。そして、地域の多様な主体と、さらには市民お一人お一人が各地で行われます地域連携保全活動に参加することを通して、みずからが生物多様性の保全、地域の活性化、こういったのを図っていくべきではないかとも考えるわけでございます。

こういった中におきまして、地方公共団体の役割と施策につきましては、各市町村で地域の財産となります生物多様性や生活文化を保全し、それを地域の資源として生かしながら、地域の活力を生み出していく地域連携保全活動を促進する中心的な積極的な役割を担いまして、さらに活動の実行計画となるわけでございます。

また、さらに活動を円滑に、効率的に進めていく上で、コーディネーターといたしましては地域のさまざまな関係者との連携、調整を図るとともに、またさらに調整や合意形成

を図る場といたしましては、協議会を組織することや、助言や必要な支援を受けるために、必要に応じまして国や県と連携することにもなっておるわけでございます。

これも以前に質問をさせていただきまして、まずこういった中で、以前答えをいただいておりますこの1番目に対しまして、これまでの本市におきまして里山保全活動、また地元生産森林組合の事業に加えまして、市民や企業が参加し、里山整備や啓発事業、間伐材利用促進など、また琵琶湖においては漁業組合の活動に加えまして、市民や企業参加による散在ごみの収集や自然観察会、さらにはヨシ群落の保全などの活動、また各地の集落ではホタルの復活・保護活動による河川の水質保全活動、また植樹などにより緑化推進など、各方面の活動が行われてきております。こういった中で、私もごみ拾いとか山の植樹とかも参加しておりまして、これまた市民の方に周知の必要がございますので、この方面の活躍されてきておりますこれまでのこういった中での成果と、またさらには今後の活動ですね、こういったのをちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、矢野議員のこれまでのさまざまな保全活動の成果と今後の活動についてということでお答えさせていただきます。

議員の御質問にもありましたように、保全活動を列挙されていますように、里山から琵琶湖に至る自然分野の特に活動、保全において、市民や事業所等による多彩な活動が繰り広げられております。ここでは、特に環境基本計画の推進会議のここ10年間、平成19年度から平成28年、いわゆる第1次環境基本計画の期間でございます。その活動成果を抜粋させていただきます。

量的な側面から言いますと、里山保全活動では、琵琶湖の水源を守る「漁民の森づくり」において、大篠原地先ですけれども、先ほど議員も参加もしていただいています。コナラとかモミジ、そういった苗木を5,000本以上も植栽できました。また、家棟川や琵琶湖での清掃活動におきましては、7,000キロ以上のごみを回収しております。そしてまた、エコ遊覧船での環境学習、こういった学習。これも5,000人以上の参加があります。そして、琵琶湖岸へのヨシ植えということでは、定着というような課題はありますものの、6,700平米の土地に1万1,700株の植栽をすることができました。そのほかにもかなりたくさんあるんでここでは全て言いませんけれども、全て貴重な活動でありまして、それらを合わせますと、活動実施回数がここ10年で約1,100回、参加人数は2万9,000人に及ぶというところでございます。

特に、次に質的な成果という側面でございますけれども、市民の意識の向上に大きく貢献している。そして、継続することの力の大切さというのをそれぞれが恐らく個々も含めて知ることができました。そして、学びの場としての機能もあったり、自己実現の場としての機能もあります。そして、その多様な主体の交流や連携の促進ということにもつながりましたし、さらには市民と市民、市民と行政、そういった協働の実践例としての学問的価値、考察的価値は高く、いろんな多くの成果があったと思っております。

受賞歴もいろんな、環境大臣賞を受賞されるなど、そういった多数の受賞もされております。これも成果と思います。

今後の活動といたしましては、今言いましたこういった成果を礎にしながら、今年度発効しました第2次環境基本計画、これに基づきまして一層の人々の自主的な参加というものを促しながら魅力ある実践活動を展開していきたい、そのように考えております。

ただ一方で、琵琶湖という大きいところから見ると、もう野洲だけが幾ら頑張っている、それはそこから見たら小さな成果ということになりますので、県を初め19の市町、それぞれが連携できるような、そういった発信もしていきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） このさまざまな実績をしていただいた中で、特に気になるのが琵琶湖の縁のヨシ植え、これがなかなか定着しないのを聞いていまして、これ国というか、県のほうともうちょっと連携してあの辺が上手に育たないかなと気にはなっていた。その辺がもし考えがあるんでしたらお聞かせ願えますか。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） ヨシの定着という課題でございます。毎年毎年かなり、ポットのやり方とか、そういったことを検討しつつやっているという、そういう状況でございます。あるいは消波堤ですね、そういったもんを間伐材でつくったりしていますけど、なかなかそううまくはいかないという現実はありますけれども、検討課題でございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 琵琶湖自身が国の何か管轄というか、そういう状況の中で、恐らく琵琶湖、水の流れも影響しているんじゃないかと思えますので、今後そういったのを

研究しながら、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2番目ですけれども、せんだって中ノ池川のビワマス遡上が確認されていて、研究発表もこの間傍聴させていただきまして、すごい成果だなと思っておりますが、こういった成果と、これに対する今後の取り組みですね、こういったのもちょっとお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、中ノ池川のビワマス遡上に関する取り組みの成果と今後の取り組みということについてお答えします。

この遡上の取り組みにつきましては、平成27年度から着手はしました。昨年度、遡上の障害となっていた総合体育館近くの穂波橋の上流ですね、そこにあります落差工、約3.2メートルでございます。そこに仮設魚道を設置して、そして産卵床を4カ所つくったところでございます。

成果といたしましては、残念ながら仮設魚道での遡上はかないませんでした。ただ、成果はありまして、市民が設置、撤去できる安価な魚道づくりの方法、こういったことをお互い議論しながら学べたこと。そして、稚魚調査においては、これは産卵床の効果があつたと思いますけど、前年3匹だったのが21匹に増加しました。また、テレビや新聞に多く取り上げられたということもあって、ビワマスを通じての河川環境の保全ということをいろんな方に関心を持っていただいたと、そういったところが成果だと思います。

今後の取り組みといたしましては、ちょっと去年のそれに改良を加えまして、新たに仮設魚道を設置しまして、ビワマスの遡上の実現を目指すということと、さらに活動への参加の促進を促しまして、地域の活性化につなげていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 産卵場所の、この4カ所というのはまだふやすとか、そういう計画はないですか。これ、大変な、土砂をどかして産卵場所をつくるんですよね。こういったのはどんな、大変だと思うんですけども、その辺を通じて川がきれいになるという取り組みだと思うんで、その辺の取り組みについてもう1カ所ふやすとか。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 産卵床を新しくするかと、そういう。

○15番（矢野隆行君） ふやすか。

○環境経済部長（遠藤由隆君） ふやすか、そういう質問でございます。

新しい造成につきましては、今年度予定しておりますのは2カ所予定しております。落差工の下流1カ所と上流1カ所に予定をしております。一応上がる予定もしていますので、そういう意味も込めて1カ所、1カ所。だから、4カ所プラス2カ所で合計6カ所。大体1カ所10平米ぐらいのものですけれども、そういった形で、一応その箇所数とか、多ければ多いとか、そういうのもあるんですけども、箇所とか大きさというのは、いわゆる専門家の意見とか関係者の知見、そういうふうなものも含めて効果性の測定も行いながらやりますので、そういった箇所数になるというところでございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） それでは、3番目に行かせていただきます。

本市におきまして、先ほどイノシシ、鹿、猿、アライグマ、さらにはハクビシン、カラス等、鳥獣被害の農園、農家、民家に向けて鳥獣被害対策に関する現状と今後の対策ですね、こういった点をお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） イノシシ等による現状と対策についてということでございます。

被害の現状につきましては、これ、もう滋賀県の農業共済組合のデータからでございますけれども、平成28年度でイノシシ、アライグマ、カラス、そういったものを合わせて約57万円の被害が出ております。もうほぼ、そのほとんどはイノシシ被害でございます。

ちなみに、県全体の総額というのは1億2,700万円程度の被害が出て、これは滋賀県全体としては1億2,700万円です。

これらの被害対策といたしましては、本市におきましては、まず猟友会への有害鳥獣の駆除の委託、そしてカラスについては一斉駆除や追い払いの実施、そしてイノシシについては、一番これが大きいんですけども、現在市内に25台の捕獲おりを設置しています。本年度は新たに4台設置する予定でございます。

ちなみに、28年、去年度ですけども、45頭のイノシシが捕獲されました。

あとは、防護柵ですけども、市内において全長約16キロ、山裾をずっとあって約16キロの防護柵は整備しています。昨年度よりイノシシの防護柵の改修ですね、補修。それの予算化をしまして、各集落、要望を聞きまして配付させていただきました。本年度も引

き続き必要に応じてその補修材を配付させていただく予定をしております。

以上でございます。

済みません、もう一つありました。新たな対策という観点ですけれども、これはもうこれからということもございますけれども、本年度、獣害被害が発生している地元の代表者ですね、そうした方々を呼んで県と合同で野生獣の集落ぐるみによる被害防止対策研修会、そういったものを開きました。これは現在の防止策ありますね、いろいろやっている防止策、これを改めてちょっと点検しようと。本当にどこまでの効果があつてとか、もうそういった課題を含めて検討して、新たにイノシシの行動状況というのを把握、そういったものも含めて、もう少し効率的、客観的な防止策を地域ぐるみでしましよと、そういった研修会でございます。そういったことを踏まえまして、今後、その地域ぐるみのそういった取り組みということ、要望があれば、それに応じて支援していきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 被害に遭われる方が、これ保険適用で57万あるということなんで、こういった点をしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、そしたら行きますね。

4番目に、これ直接今回のこの事業というか、地域保全連携活動にはそぐわないかもしれませんが、ちょっと確認のため、市民から声がありましたんで、ちょっと確認させていただきます。

4番目に、合併前に旧の野洲町、旧の中主町のときは、町の花、町の木、町の鳥等が命名されておるようにお聞きしましたけれども、今後、この本市による取り組みとか、そういったのがあるのか、そういった点、ちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 政策部長。

○政策調整部長（寺田実好君） それでは、矢野議員の市の花、木、鳥についての御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

この件につきましては、平成22年にも市議会において御質問がございまして、その際には、今後、市民の方々の意識の盛り上がり期待する中で検討を進めたいというふうな御回答をさせていただいております。それ以降につきましても特に進展もなかったということから、現状においては、現時点におきましては制定の予定はございません。同様の回

答となるのかもわかりませんが、今後、また市民の方々の気運の高まりを期待する中で検討をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） 旧の中主町の方に聞くと、本当に中主町の花木、皆知ってはるんですね。野洲に来たら野洲の方が、木は何、鳥は何ということですよ御存じなんで、ふるさとごとにやっぱりそういったのが浮かぶような野洲市、また今後取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは4番目に、最後ですけれども、この中でですけれども、4番目ですね、環境基本計画推進会議を設置して、同法の趣旨にかなう活動を既にこれは今行っていたいでございまして、この市町村におきまして地域連携保全計画を作成することによりまして、自然公園等で一定の保全活動に係る許可、届け出等、事前に国と監督官庁との協議、同意を得ることもできますけれども、今後、こういった景観に対する考え方で、こういったのをちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、地域連携保全活動計画の策定ということについてと思うんですけども、御指摘の地域連携保全活動計画というのは、先ほどおっしゃられました生物多様性地域連携促進法に係るものでございまして、生物多様性の保全活動を行う上で、自然公園法あるいは森林法など、本来許可を要する手続を簡略するなど、そうしたメリットがあると、そういうふうに考えております。

手続的には、国の基本方針を受けて、市が計画を策定することはできると、そういった仕組みになっております。本市では、今ちょっと議員も言ってくださいました環境基本計画に基づいて多様な主体が連携してさまざまな活動がもう円滑に進んでおります。

したがって、今後はあれですけども、現時点においては、野洲は今言いました長い期間培ってきた、いわば市民的な公共性、そうしたものの広がりさらに力を入れていくと。そうしたほうが望ましいのではないかとこのように考えております。今後の検討課題とさせていただきますと思っております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 矢野議員。

○15番（矢野隆行君） これはもう御回答は要りませんが、今、協力していただ

いている方は、年、大分離れた方もおられますけれども、今後、後継者をつくるためにもこういった計画をつくりながら後継者づくりをしていただきたい、こんな思いでちょっと確認させていただきましたので、はい。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（坂口哲哉君） 次に、通告第8号、第5番、岩井智恵子議員。

○5番（岩井智恵子君） 第5番、岩井智恵子でございます。

野洲市市民病院整備に関する疑問点の再整理についてお伺いをいたします。

最近、学区のイベント会場や老人クラブの会合等で市民の方々から市民病院の整備について、議会はどうなっているんや。駅前に来たら、朝ますます交通停滞が起こるやろう。何で反対してはるの。もう私も年やし、早う建ててやなどと尋ねられることがあります。その都度、答えられる範囲はお答えしていますが、それでも、何や、そうやったの。誤解していたわ。孫の代まで借金残せへんわなど、さまざまです。

野洲市民病院整備計画予算が今議会に改めて提案され、審議がされています。この問題もいよいよ山場を迎えております。去る3月24日、市議会において野洲市民病院を整備するための予算を措置しない議決が行われて以降、4度目になります。

野洲市病院事業の設置等に関する条例が昨年12月に成立し、ことし4月から施行され、昨年度から進められてきた市民病院の基本設計はことし6月に策定済みです。さらに、国から今年度市民病院の設計予算に対して、社会資本整備総合交付金5,200万円が3月31日付で内定をいただいているのは周知のとおりです。

一方、現野洲病院の施設等は、一部限界もしくは規格に合っていません。また、滋賀医科大学からの医師派遣を含め、野洲病院での医療は新病院への展望と使命感によってかろうじて保たれている厳しい現況と認識しています。いわば、市民の中核医療そのものが岐路に直面しているのです。

私たち議員にとっては、今議会は任期最後の大切な議会であります。議員及び市民の皆様に、市民病院整備の重要性を改めて御理解いただくための確認の意味で、市長に対して10項目の質問をあえてさせていただきます。私も改めて再整理をさせていただきますと思っています。

まず、1つ目は場所の問題です。

駅前でもなくてもよい、あるいは土地なんかいっぱいある中、駅前でもなくて郊外の土地で安くて静かなところに大きい駐車場を設けて整備したほうがよいのではないかとの意見も

ありますが、この点についてお考えをお伺いいたします。市長、済みません。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 岩井議員の野洲市民病院整備に関する疑問点の再整理ということで、まず場所の問題についての御質問にお答えいたします。

現在計画しております病院の立地場所であります駅前市の市有地につきましては、まずは便利ということが大きな主眼であります。これは市民にとって便利というのが1番でありまして、あわせて医師、看護師あるいは医療スタッフ、病院に勤務する人たちにとっても便利ということが第2でありまして、一方、経営という面から見ますと、便利さによって利用者が多い。そしてから、便利だから経費も省ける、通勤費とか省けるということがありまして、経営上の課題が大きなことであります。特に、市の中心部、野洲駅周辺でないと、年間9億から10億円と見込んでおります外来の収益がそこまで高まらず、経営が厳しくなると考えております。これは市内に立地しています診療所、開業医さんの医院も同じことでして、便利な場所ということで同様かというふうに思っております。

そういうことから、この駅前というのは外せないということでありまして、このことは平成24年の可能性検討委員会でも確認されており、市もそれを追認といいますか、妥当だと判断して現在に至っております。

それと、この駅周辺と、駅に近いという前提で、土地の選定に当たりましては、この病院の立地決定の前に、前年ですけれども、民間会社から土地の購入の提案がありまして、市議会で全員一致でこの土地を購入するというので、これも商業とかではなくて、市民のために使おうという土地が、まさに一番便利な場所に確保できたということです。

それとあわせて、3.2ヘクタール、文化ホールとか文化ホールの駐車場とか、市が所有をしております土地が3.2ヘクタールであるので、これは野洲駅南口の整備の構想で、当面大きな絵を提示しておりますけれども、今後の再編もできますし、先般、県会議員さんが駅前は狭いとかいろいろおっしゃっていましたが、十分裁量権のある働く土地があるということも立地を決めた理由であります。

逆に、駅前でなければ郊外ということであれば、これは車を当たり前に使われる方にとっては便利かもわかりませんが、でもその場所によっては車で時間かかる、交通渋滞が想定されるということでプラスマイナスありますし、ましてや子供さんとかお年寄りとか、自家用車を前提にしない移動をされる方にとってはもう不便きわまりない場所やと思いますので、そういった観点からも現在の駅前の立地というのは適正だというふうに考

えております。

ちなみに、先般、同和の研修をいたしましたけども、講師さん来ていただいて、私はちょっと出席、その場にいなかったんですけども、八尾の駅前の久宝寺で病院ができて、私どもがまさに想定しているとおりに駅前で便利でにぎわっているという例が、直近の報告がされましたので、今また職員のほうにもう少し詳細な情報を得るように頼んでいるところであります。

以上、場所についてのお答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ただいまは従来から聞かせていただいている理由に、9億から10億、このような収入を見込んでというんですか、やはり圏外、遠くに建てるよりは駅前だからこそ得られる収入、それだから直営でできるというのが、ここにポイントがあるんじゃないかなと今もつくづく思ったんですけども、やはり3.2ヘクタールの土地を十分に生かして、生田先生のお話も聞かせてもらって、非常に狭いところだというお話もあったんですけども、やはりこの3.2ヘクタールという土地もありますので、今後いろんな意味で展開が図られるんじゃないかなと私も思います。

次、2番目は事業費についてです。

現在、土地代及び駐車場整備費等を含め、約100億円となっておりますが、基本構想や基本計画段階から大きく膨らんでいます。こうして膨らんできた整備費に対しまして、計画性がない、あるいは財政的不安などの声もありますが、このことについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 事業費についての御質問にお答えいたします。

現在計画しております病院整備事業は、一般会計で実施します事業とは異なりまして、公営企業法に基づく公営企業として行います。これは企業ですから、設備投資を行って経営をするということになります。したがって、その事業費の額面や一般会計の規模と単純に比較して、感覚的に事業費が大きいからどうのこうのということではなしに、投資対効果、投資したものが十分回収できるかどうか、あるいはその投資が適正であるがゆえに健全な経営ができるかという観点で判断をしていただくべきものでありまして、重要なことは経常収支やキャッシュフローが成り立つかどうかということでありまして、その基準で事業規模の適否は判断されるものであると考えておりまして、事業費が膨らんできてい

ると言われますと、何か青天井で事業規模を拡大してきたように見えますが、これは全く事実と異なっております。基本的には、用地費や駐車場費などは当初から未定ということで、要りますよとは言っていますけども、そこには横線、バーを入れて、まだ未定ということではっきり明示をしております。当初は、病院の建設費、そしてから整備費ですね、機器とか。それしかまはずは試算をしております。

それと、土地代については、何回も申し上げていますように、市有地ということですから、いずれにしてもお金の負担は要らない、お金の動きはないということですから入れていませんし、そのため駐車場とかもろもろについても当初からは入っていませんよということ断りしていますので、当然それが病院事業の中で組み込むとなれば事業費は膨らんでくることになっております。

いずれにしても、そういう意味では市民の負担である一般会計の負担はむしろ減っているというふうに、事業費総額はふえていますけども、一般会計からの負担は減っていると思います。

お問い合わせですから、順を追って申し上げますと、基本構想までは57億円でありました。この額には用地費は含まれておりません。そのことは数字の横に、さっき申し上げました、はっきりと当初の資料に付記がされています。これは土地が具体的に決まっていなかったとか、土地の取得をどういう手続でやるとかということが決まっていなかったから入れていないわけです。ただ、土地なしに病院をつくるというわけにはいきませんから、当たり前で、土地代はどこかで要するというのはどなたにも周知の事項であったというふうに考えます。

さらに、この57億円の主なものが建設費、そして整備費でありますけども、建設費に関しましては、当初は国の基準額が平米単価30万円でありました。それはオリンピック景気の前でありましたので、通常入札すると1割ぐらいは落ちるということで27万円を設定してまして、それに床面積を掛けた金額でこの57億円、もちろん建築代でございませんですけども、算定したところであります。

次の段階では、これの平米単価が上がりました。これは国の単価が36万円に上がりましたので、それを適用しています。今回は1割減にしなかったのは、今申し上げたように、いわゆるオリンピック景気でかなりきつい落札額になるだろうということで36万を設定しております。もっとなぜ高くしないのか、低くしないのかということですが、これは今御心配いただいているように、県が起債を認めるとか、あるいは交付金を出す算定基

準が36万ですから、この段階ではこの金額を外しては算定できないので、この数値を使っております。

また、土地に関しましては、県との協議の中で、市有地、これは市有地でありますけども、まだ起債をして返しておりますので、その起債の残分を市の今回の病院事業で見るとか、あるいは市の土地にして出資みたいな形で入れるのか、いろいろ議論しましたけども、病院事業で見たほうが起債が有利であるということで、5億6,000万円を用地費としてこの病院事業に組み込みました。このことによって、単純に市民のために使うという起債よりは有利な起債になっておりますので、ここだけでも、土地取得でも病院事業債によって、取得することによって有利に土地が取得できることになっております。

また、基本計画の精査業務の中では86億円という数値をお示ししました。これは償還済みの用地費も全て計上して、その時点では約8億円としたほか、さっきの基本計画で減じられました病床数を収支の改善を見込んで戻しましたことで5億円。これもきちっと経緯を示しておりますけども、野洲病院の病床が最大限ということで199でしたけども、経営の観点から180がいいんじゃないかと、いろいろ検討した経過がありまして、そのときに病床が1回180にしたと思いますけども、そのときの金額をもう一回戻したためにこの金額に、199に戻したためにこの金額になっております。

そして今回、最終的に基本設計では100億6,000万円といたしましたけども、最大の要因は当初から必要ですよと言いながら計上していなかった駐車場であります。この駐車場整備については、別の事業で行うことも選択肢として考えてきましたが、これも土地取得と同様でして、病院事業で整備ができるということでもありますので、病院事業で整備をしたほうが一般財源の負担は少なくて済むということで、有利なほうを選択して入れたので、土地、駐車場抱え込む、そして建築単価が高くなる等々のことで上がってきたわけで、やみくもにと説明ができないとおっしゃる方がありますが、十分説明は果たせる経緯で現在の金額に至っております。

この病床を1つふやした結果ですけども、これ建築面積で9%増になっておりますが、これは病床の管理機能の向上、看護師さんの働きやすさ、ひいては働きやすさは看護師さんの確保にも役立つ、あるいは将来の病床転換が容易に高まるという、そういったメリットを評価して判断をしたものでありまして、冒頭申し上げましたように、中途半端な投資よりは適正な投資をしたほうが、絶対額はふえても結果的には収益にも貢献すると。これは日常の買い物でもそうでして、今、皆さん方が安全整備の高い車、自動停止をする車、

高いけども買われるのは、いざとなったときに、高くてもそのほうが命に安全ということですから、これは全く同じことで、当初はそこまで計画していませんでしたけども、設計段階で最大限収支に見合うのであれば機能を向上しようということでもあります。

それと、最後に平米単価でございますけども、これは36万で、ある段階までは、これは基準価格ということでやってきましたけども、近年の災害の状況、そして建築動向を見まして免震構造が設計者からも提案されましたので、単価は高くなりますけども、これも今の車にもうほとんど一般化されつつある自動停止とか自動運転と同じことで、免震構造にすることによって安全を保てるということで、これによって40万円の平米単価になりました。

以上のように、いずれも合理的な根拠に基づく金額の変更とか、それまでまだ埋まっていなかった未定の額の具体化等によって現在の額に至っております、この経緯の中では絶対額はふえていますけども、先ほど申し上げましたように、一般会計からの負担は減っておりますし、収益性も向上する。そして、職員も働きやすい。ひいては、市民、利用者にとっても安全で機能的な病院が、今、基本設計の中ででき上がったということでございます。

以上、答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ただいまは、ただやみくもに高く設定しているのではないということで、反対議員の方はいつも同じ提案を何回も市長は出してくるということと言われるけれども、私はそうじゃないと。その都度、こういった駐車場のこっちの会計、駐車場も病院会計でやるということや、また看護師さん働きやすいような構造になっていく。何回もこういった病院というのは建てかえられるもんでもなく、増改築がそう簡単にできるものでもない、ただ5万人の市民に対して100億はどうかと言われると、そこらはちょっと私もはかり知れないものはありますが、やはり高いかわりにそれだけの中身ですね、中身を問う、そして利用者というんですか、患者さんがふえるならば、それはもうそれに値する以上のものが出てくると私も思っております。

当初、駅前には本当に私もどうかなと思っていたほうですので、こういったものを何回も会議に出たり、いろんなことを聞かせていただくたびに、やっぱり納得するもんがあるなと思ったんですけど、ここで当初30万だったのを27万円掛ける床面積でされて、最初は57億ですか、からスタートしたんですけども、今現在40万円、1平米ですか、こ

れがさらにふえてくるということは非常に危険であると。私はもうぎりぎりの線かなと思うんですけど、ここらについては、歯どめということについてはどのようにお考えか、お願いします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 建築単価の御質問にお答えいたします。

通常、基本設計ではぎりぎりの単価までは出さないんですけども、今回いろんな議論がございますので、基本設計業者に、基本設計が上がって実施設計を行う、その段階で発注した場合どういう単価になるかという想定で出していただいて、この金額になっています。ただ、今回、議案で3カ月おくれることを出していますし、まだ先行き危ないので、当初の基本設計が上がって、次、実施設計と。ですから、そういうスケジュールであれば、この単価でいけるというふうに考えております。

答えといたします。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） この建設が延び延びになるということは何一ついいものがないということが、やはりこのあたりにもあらわれてくるかと思えます。やっぱりもう40万円以上にならないように、ここはしっかりと締めていただきたいなと思えます。

次、3つ目は運営形態についてです。

計画では、立ち上げ段階では市直営とし、運営実績を速やかに評価して市直営の継続か独立行政法人への移行かを判断するとしています。これに対しまして、最初から公設民営あるいは非公務員型の運営でないと病院は認められないという意見がありますが、これについての見解をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 運営形態についての御質問にお答えをいたします。

運営形態につきましては、基本計画の中で開院5年後をめどに運営状況を検証し、運営形態を検討するとしておりまして、そもそも当初から直営ですといくということは考えておりませんし、ただ直営でうまくいくのであれば、それも選択肢ということで、柔軟に判断をしているところであります。

市民病院事業は、市民のための医療という公益性と、経営が成り立たなければ困るという経済性、これを当然両立させるべき事業であります。民間病院の場合は、医療というのは、先般申し上げていましたように医療保険は税金が入っていますから公益性があるんで

すけども、どちらかといえば経営が第一ということでもありますけども、市民病院の場合は、今言いました公益性と経済性が両立すべきものと考えております。

そういう意味では、同様の趣旨を持つ独立行政法人への移行は1つの選択肢と考えておりますが、民間病院、いわゆる民間医療法人への指定管理につきましては、これは早い段階で検討いたしまして、選択肢には当たらないというふうに考えております。地域連携や病病連携が困難化するケースもあるとして、平成24年の可能性に関する報告書で否定的な見解が示されているほか、新公立病院改革ガイドラインにおいても、適切な指定管理者の選択に特に配慮することが注意喚起されております。

こういったことから、市は公的医療機関や大学病院など、相当公共性の高い病院開設者なら別として、いわゆる民間病院への指定管理委託は、さっき申し上げたように検討から外しております。

なお、開院当初の運営形態につきましては、市としての医療政策や市民病院のあり方を方向づける必要性、また発足当初の、いわゆるリスクヘッジも考えて市が直営で行う以外にないというふうに考えておりました、その間においても、その後、非公務員型の制度に移行する可能性も考えて、それに支障を来さないような採用の前提、あるいは給与体系等については設計をしていきたいと考えております。

それと、先般、私、申し上げましたように、同一労働、同一賃金というのが、今、日本のトレンドでありますから、公務員が高いと、そうでないのは安いという、これはもうそうではなくて、適正な医療に携わって、そこで働かれる方の対価は一緒ということなので、従来の古い非公務員型だったら安い、公務員型は高いという発想自体が私はいかがかなと思います、いずれにしても非公務員型の選択肢も十分想定した上で、今進めております。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） せんだって、生田病院の先生のお話のときに、最後に岡田院長が、先生、1度謝ってくださいということで、公務員は怠けていても時間が来れば帰ればいいからという、怠けるというんですか、公務員にするばかりにそういう率が上がらないとか、そういう甘い考えの職員が多くなるから、それはいけないと以前言っておられることを訂正してくださいと。しっかり、今、野洲病院でも職員は頑張っているんですということ、岡田院長が言われたんですけども、やはりこども市直営ということになると、野洲病院の今の給料体系を維持しながらということ、全く、私もそこはつきりちょっとわ

かりかねますけれども、そこらについては市長はどのように、公務員だからどうか、民間だから、職員の中身ですね、それはどういうふうにお考えですか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） それは、ですから公務員か公務員でないかということで分けるというのはまさに、さっきも話出たんで余り触れたくないですけども、人権の判断と一緒に、どういう人たちはどうだという判断でして、これはそういう判断すべきではなくて、具体的に個々に判断すべきで、公務員だから親方日の丸で怠けるといふものではないと思います。だから、民間企業でも、もう最近当たり前になっているから言われぬか知りませんが、大企業病ということが言われています。組織が大きければ会社は壊れない。ただ、最近、リーマン・ショック以降は民間企業って物すごい不安定になっていますから、なかなかそういう状況はないかもしれませんが、いずれにしても民間だからどう、公務員だからどうというものではないというふうには考えています。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 私もそれは思いますし、文教福祉で研修に行きましたときも、松尾芭蕉の記念館でも直営でやっておられるということで、私たち何もしゃべっていないのに向こうから直営の話をされまして、逆に質がいいというんですか、公務員だからいいことがたくさんあるということを館長さんが言われたんですけども、今は公務員だからとか民間だからじゃなくて、今度、職員を選定される場合にも、選定って、採用される場合にもそこらもしっかりと、もうこの病院がもしオーケーであれば、そういうあたりのこともきちっと人間性も見てしていただければ、これは本当にすばらしい病院になっていくのではないかなと私も思っております。

次、4つ目ですけど、医師確保についてです。

現在、民間病院である野洲病院へは、野洲市が市民病院を整備するという展望のもと、滋賀医科大学から医院長を初め、十数人の医師が派遣され、待ったなしの市民医療に当たっていただいています。市民病院が整備されれば、連携は一層強化され、市民病院の医師確保ができるかとされています。

一方、隣の守山市市民病院では、医師確保の困難さが大きな要因の1つとなって、運営主体の移行が検討されていると聞き及んでいます。これほど医師確保が困難にもかかわらず、しかもこの現況で医師確保について本当に今後大丈夫なんでしょうか。また、駅前立地と医師確保の関係について、なぜ郊外ではなく駅前でないか医師確保に不利なのかを再

度お伺いしたいと思います。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 医師確保についての御質問にお答えをいたします。

病院といいますと、普通は建物とかCTとか、そういったイメージですけども、これ私、常々言っていますように、全てサービスを供給する機能でして、学校という校舎とグラウンドですけど、そうじゃなくて、そこで学ぶ子供と先生たち、あるいはそこを支援するPTAとかさまざまな方、まさに人間関係の中で生み出される価値なわけですね。病院も患者さんと医療行為を行う医師が医療をすることによって、これ価値の創造です。何かビジネスでないと思っておられますけど、ビジネスは金もうけではなしに価値が生まれるわけですね。健康が増進するとか、何らかの理由でけが、病気で衰えたものをもう一度戻して回復するという、これは価値の創造なわけですね。ですから、病院というと、建物みたくに見えますけども、一番肝心なのは医師です。そして、それを支えるコメディカル、事務職員、管理部門の人たち、そういう人たちの働きやすさを考えると、まず便利な場所でないといけないですね。そうすると駅前が便利。

もちろん、さっき言いましたように車しか乗らんとか、あるいはその病院の位置に、自分の自宅から便利な位置におられるお医者さんとか看護師さんにとっては便利か知りませんが、今想定している病院に従事するお医者さん、看護師さんのかなりの部分は市外になります。それも草津、京都方向から来る方が多い。そうすると、今の道路状況を考えますと、国8ができたとしても、毎日車というよりは定時に到着できるということで駅が好まれていますし、医大から聞いていまして、県内に派遣している医師の反応は、便利な場所、公共交通機関で便利な場所に職場を選択したいとおっしゃっています。特に、今、女医さんの率がすごく高いです、女性の医師の。そういうことから考えても、子育てをしながら働いておられる、そういうことを考えると、やはり駅に近くて公共交通機関でのアクセスができるというのは譲れない点だというふうに考えております。

医師が本当に来るのかどうかですけども、これはまだ病院をきちっと立ち上げていませんから何とも言えませんけども、でも先ほど御指摘のように、本来野洲病院には医大からの医師はもう本当にまれでした。頼み頼んで何とか。でも、今は十何人も来ていただいています。これは新病院を前提に来ていただいているわけで、耐震対策ができていない、基準を満たしていない病院ではなくて新病院です。ですから、この今の計画の中で動くのであれば、少なくとも新規に病院ができて立ち上がる段階までは医大との良好な関係の中で

医師が来てもらえると思いますし、現野洲病院を見ていると、医師だけじゃなしに、P T、O Tとかのメディカルが重要なんですけども、P T、O T、S T等の、これリハビリとか、そういった機能に貢献している職員ですが、この採用率、定着率、そして看護師さんも確保できています。これは新病院効果ではあるんですけども、今の野洲病院が実績となって、新病院でも同じように確保の見込みが高いと思っておりますので、場所、そして医師の確保については、これはセットものだというふうに考えております。

万が一、今、議案出していますけども、通らない、そして何回もこういうふうになると、もうぎりぎりです。ですから、何とか医大とか、そして頑張っている職員さんは新病院ができるという前提でいい医療行為ができると思っておられますけども、状況によっては厳しい局面になるのではないかなというふうに考えております。

それと、守山市民との関係は、私、いろいろ評価はあるんですけども、先ほどの民間の医療あるいは福祉法人と同じで詳細なことは申し上げられませんが、公表されている資料では、今回ああいう移行の判断の要素の1つは、直近に来られた若い医師でさえもすぐに去られたと、やめられたという、これは本当に厳しい。もうごくごくまれの新しい医師がやめられたと。野洲病院は逆です。十数人が働いておられる。これ、何が違うのかといたら、隣に成人病センターがあるからということもゼロではないんですけども、要因は別のところにあります。また秘密やと言われるか知りませんが、私の分析を言ってしまうと、また組織の経営体ですから、かかわりますけども、今、私たちが考えたり、野洲病院がやっていることはそれとは違うやり方になっているので、そういう意味でも医師、メディカルの確保については見通しがあるというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ただいま、とんとんといった場合は、市長、それでいいかと思うんですけど、今ちょっと、今月、この議会でも非常に難しいであろう予想がされますが、そういう中で本当に医師を確保し続けることができるのでしょうか。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） それはもう本当に厳しいなと思っています。今でも3月に否決されただけでも本当に厳しいわけで、ボクシングで言えば、もう完全にパンチを食らっているようなもんですが、5月でもそうです。6月でもそうです。でも、8月に今出させてもっていますけども、医大は医師を派遣してくれています。そして、この間の生田議員の

説明会でも、岡田病院長は、あれほど熱意を持って自分のところの病院のことを話していただいていた。これが1つの、ある意味でリトマス試験紙です。でも、これは今回の議決を期待しておられることがあるからであって、それがうまくいかなかった場合どうかと問いかけられた場合は、誰もそれはわからないというふうに思います。それほど厳しい状況だと思います。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ただいま市長から大変厳しい、ノックアウトですね、厳しい状態だということのお話を聞かせていただいて、私もすごくショックなんですけど、やっぱりうちの主人ことを言ったらあれですけど、うちもがんになりましたけど、名医が、個人病院から紹介された野洲の先生がほんまにスペシャリストで、滋賀医大の先生に助けられましたし、やっぱり今この先生方に去られるということは、現野洲病院の未来も私はある意味ではなくなるというぐらいに本当に懸念をしております。ですから、本当に自分の、市民のこととして議員は責任を持ってしていかなければならないなど、私も今つくづくですね、本当にこれノックアウト食らったら、もう先が見えないなと思います。やはり医師の確保というのは、それだけ難しく大きな課題であるということを改めて痛感しております。

次、5つ目です。交通混雑についてです。

朝夕、特に雨天時の朝の通勤・通学時間帯には駅前ロータリーが送迎の車で大混雑しています。駅前に病院ができれば、一層輪をかける混雑が生じるのではないかという不安な意見をよく聞くんですけども、その点についてお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野洲駅前のロータリー、以前よりは改善いたしましたけども、まだ混んでおります。でも、きょうも雨だったんですけど、私もちょっと家族を送ったんですけど、朝7時過ぎに。きょうはそんなに混んでいませんでした。

前から言っていますように、なぜ混むかという、そこの市役所の交差点で右左折が多いからです。今はどちらがいいのかわかりませんが、車と歩行者を分けていますので、余計に車の走れる時間が短くなっています。分割が多くなって、8分割になりますから。でも、なぜ右左折かという、真っすぐ行って栗東へ行きたい方も、国道が混んでいるので手前で右折をされて野洲公園のほうへ行く、旧道を走る。これは国8バイパスができれば、もう4分か5分で栗東に行けますので、あるいは守山の琵琶湖大橋取り付け道路も行けま

すから、恐らく直進の車がふえてくると思います。行畑の交差点もそうだと思います。まず、それによって見通しが出るとともに、病院に関しましても、従来から申し上げてまいのように、アクセスの経路が違うのと時間帯が異なります。

改めて調査をした結果を申し上げますと、平成28年に野洲病院に入庫してくる全車両台数を時間ごとに調査をしております。平成28年2月22日月曜日です。その結果、外来診療開始9時の野洲病院への来訪車両数は8時40分ごろからふえ始め、9時ごろに敷地内外の駐車場は満車となった後、11時ごろまでがピークであることが確認をされております。

一方、野洲駅南口広場に入場する車両数も確認しました。これは翌日の平成28年2月23日火曜日です。その結果、駅前広場に入ってくる車両のピークは午前7時から8時の間であり、駅、病院の両施設の利用車両が重複しないほか、小学生の通学時間帯である8時ごろにも干渉しないことが確認をされました。

私も時々家族を送ったり、あるいは駅で啓発活動をしたり、そして昔はずっと、30年ほど通勤していましたから、これは実感にも合うと思います。時間帯が異なるということですので、全然問題ないとは申し上げませんが、何か駅前ロータリーが混むから病院ができたなら混むという、これは漠然とした思いであって、データ上も今申し上げたように説明が十分つくというふうに思いますし、繰り返しになりますが、病院の動線は下水門線からの予定をしております、駅前のロータリーからの病院への車の進入は想定をしておりますので、この面でもそんな大きな問題は起こらないと考えております。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 診療時間の時間帯からすると、通勤時間帯とは重ならないということで、大きな混雑はないであろうということなんですが、これを誤解されて、結構、もうこれ以上混んでとかというて何か威圧的に言われる人もいますけども、こういったことを誤解のないようにきちっと把握するということが大事じゃないかなと思います。

6つ目は、駐車場についてです。

病院の施設として約250台の立体駐車場が計画されています。これについても台数が不足するのではないか、また立体駐車場は高齢ドライバーには使いにくいのではないかと心配される意見があります。車1台当たりのスペース等も踏まえ、このことに関しての見解をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 駐車場についての御質問にお答えをいたします。

今の野洲病院の患者さん用の駐車場につきましては、全区画数で126台で慢性的な不足状態です。しかし、新しい市民病院の駐車場は250台で、荒天日以外の見込みは、診察やその他の来院者を合わせてもピーク時で170台程度まででおさまると見込んでおります。その差の分は、交流商業施設の利用者に提供できるというふうに考えております。

なお、参考といたしまして、大津市民病院では病床規模で野洲市民病院の倍であり、外来患者数で約2.5倍の病院ですけれども、駐車場の区画数は約530台となっております。今、私たちが計画しているものと割合として内数になっていますので、そういったことから考えても、大津市民はある意味で郊外型ですから妥当な数字だというふうに考えております。

また、場所柄、駅利用者の利用と重複するのではないかという懸念については、これも申し上げましたように、開院時間帯の一般利用者の駐車料金の設定を変えることによって解決できると考えていますし、今の公共施設の駐車場はそのままですので、その利用者により不足を来すこともないと考えております。むしろ、午後や休日には駅利用者が、文化ホールなど周辺公共施設の利用者に対しまして、これ病院の駐車場ですから、目的外利用として提供することによって、これも利用料が収入として見込め、現在では病院の医業外収益として年間500万円を見ております。

なお、計画しております立体駐車場につきましては、実施設計段階でもう一段正確に詰めますが、現在の見込みでは1区画について5メートル掛ける2.5メートル。向かい合う区画と区画の間、つまり通路幅はおおむね6メートルと、支障のない広さで確保する予定であるほか、各階の間のスロープも対向ができる約6メートル幅の直線のみで、斜度は駐車場法の基準、17%以下の15%で傾斜度8.8度を目標としておりますので、使いやすい、危険度のない駐車場というふうに考えておりますし、平面駐車場をお好みの方もありますけれども、平面駐車場の場合は夏の暑さ、暴風雨等でいろいろ不便な面がありますが、立体駐車場ですと濡れないで、そして連絡通路を使って病院に入っただけという、そして冬の厳寒時でもそんなにきつくないというメリットも逆にあるのではないかとこのように考えております。

以上、駐車場についてのお答えとします。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） ただいま駐車場の内容を聞かせていただいて、ちょっとほっと

しているんですが、高齢者ドライバーについては、特にこの立体駐車場でも聞くだけで手狭で急カーブになっていて怖いという連想があるのかわからないですけど、そんなとこに行かれへんと言う人も多いですので、やっぱりこういう中身のお話を聞かせていただくといいなと思いますし、雨に濡れないというところも利点なんですね。広いばかりがいいのじゃなくて、雨のときなんかは本当に遠いところから、また駐車場寒い思いして、また病院では暖かい思いしてというようなことでも冬場なんかも起こりますし、使いやすい、使い勝手のいい駐車場であれば、これは歓迎だと思いますし、また年齢がいきますと、家での通院を助けてもらえるばかりではありません。大いに公共の交通を利用していただいて、余り迷惑をかけない、もう私でも年とったら家のもんに迷惑かけたくないと思うので、これはもう皆一緒だと思うんです。そういう中で、車が危ないと思ったら、もう運転はしないでそういう公共のものを利用していただいたらいいかなと思いますし、うまくこの立体駐車場を怖がらずになれていただければ一番いいなと私も思っております。

次です。7つ目は、駅前の浸水についてです。

平成25年秋の台風18号のときに、野洲市のあちらこちらで浸水の被害が出ましたが、御多分に漏れず、駅前の妓王井川が急激に増水し、付近が浸水しました。このようなことが再び起きれば、病院にアクセスできなくなるのではないかとの懸念の声もありますが、このことについての見解をお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野洲駅前の浸水についての御質問にお答えをいたします。

まず、妓王井川は滋賀県管理の1級河川でありまして、未改修のまま流域の市街地開発が進められてきたため、時間雨量30ミリで滋賀銀行前の交差点が冠水をいたします。かつて時間雨量30ミリの雨は3年から5年程度でしたが、近年は異常気象で、頻度の高まりともに50ミリというような降り方もまれでなくなっています。

私が就任したときにも職員に、ここは30ミリで冠水するので、近くのマンションの車が浮くかもわからんのでというぐらいの指示をしたぐらいです。私も個人的に5年間県で河川行政しましたから、ある程度川については認識をしていますし、状況も知っているつもりです。こういうことで、雨水幹線事業を始めました。

それと、妓王井川を何とかしてほしいということで県に協議に行ったら、前も言いましたように、びっくりすることが起こっていたわけですね。この妓王井川の改修に関しましては、妓王井川の下流で水を受ける1級河川、童子川の改修線をめぐりまして、妓王井川

の先線の改修をめくりまして、平成12年に当時の県と町との間で不可解な取り決め、覚書が行われていました。本来は県が責任を持って行うべき童子川の先線改修を町が行うという取り決めで、おのずから妓王井川の改修も町が実施するという確約になっていました。これはもう既に議会にも公開していますし、野洲の自治連合会の自治会長さんは変わられますので何回も申し上げています。これ、びっくりしますね。妓王井川を改修してほしいとって私が県に言ったら、こういう文書があるから、これは野洲市の問題ですよと言われたわけです。現に文書もあります。なぜこんなことをやっているのか、全くわからない。これのよりを戻して行って、今、暫定で妓王井川を改修するとともに雨水幹線で安全度を高めようという、これは病院以前からもとっかかっています。

この雨水幹線と、そして野洲駅ロータリーにも手をつける。これ、市民とか専門家を入れて何回も検討会を開いてもらいました。そのときに職員に協議をしたのはどういうことかといいますと、結構お金がかかるので、もう野洲駅をこのままにしておいて新駅をつくらどうかという検討もしたんですけども、大企業も張りついていますし、これは動かせないと。一応施工のシミュレーションとしてはどちらが安いのか。これだけ課題を抱えている駅を使うのか。もう新駅をつかってそちらに、いわゆる新投資したほうがいいのか。でも、今申し上げたように、現在住んでおられる方もありますし、企業も立地しているということで、じゃあロータリーは本当に改修しよう、そして雨水幹線もやろうということやってきたわけですね。

そこに土地を買わないかという提案も出てきた。一方では、病院が大変というのが出てきました。それなのに、病院を立地させようと思ったら、浸水するからとか何とか言って、今までこの平成12年の密約を知っていた人もいると思うんですよ。あるいは、改修が進まないことについて問いかけられたら、いや、これは町ですという話も出てきたと思うんですけども、私がこれを掘り出すまではどなたも認識なかったわけです。

いずれにしても、病院の場所は完璧でないことは確かですけども、それ言い出したらほかのところも全部完璧ではないわけですし、今の暫定改修、そして私は長期的には妓王井川のきちっとした改修をしてほしいと思っています。栗東駅のときには中ノ池川に、当時の市の頑張りは、当時というか、栗東市も頑張りましたけど、県も頑張って、あそこの栗東駅のところの中ノ池川、すごい改修したわけです。暫定では御存じだと思いますけども、栗東駅の天津側に調整池を設けていました。今、それが要らなくなったんでマンションになっていますけども、それぐらいのやっぱり町も市民も汗をかいて治水をしないとだめで、

市は頑張っているつもりですけども、病院反対の方がこんなところだめや、だめやと、じゃあ自分たちの天井に唾吐いているだけですから、100%ではないけども、病院をつくって機能しない場所では私はないというふうに考えています。

いずれにいたしましても、長年放置されてきた課題を、就任以降、できるだけ速やかに改修を進めているところであります。ただ、今般の異常気象による雨の降り方、これはもうこの駅前だけじゃなしに、全国どこもそうですから、これはここで、それを捉まえてここは病院だめという、これはまさに全体の問題を個別のところに持ってきているという論理のすりかえになると思いますので、そういったことで立地を放棄するというのは、選択としては私は妥当でないというふうに思っています。

以上、お答えとします。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員、質問の途中ですが、時間が大分たっておりますので、暫時休憩したいんですが。

○5番（岩井智恵子君） はい、わかりました。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

（午後3時00分 休憩）

（午後3時15分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 8つ目は、肝心な1つですけれども、県の協議及び同意等の手続についてです。

以前は、県と協議がうまくいっていないというようなことをよく聞いていたんですが、予算が否決されているこの段階で、今後の不安ですが、この点について、現状及び今後の見込みについてお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市民病院整備に係ります県協議あるいは起債同意の手続についての御質問にお答えをいたします。

昨年度末の予定では、3月に予算が可決された後、5月から起債に係る県協議、また並行して総務省による県ヒアリングという流れで進む見込みでありました。そのため、これに備えて昨年度末ごろから県庁の市町振興課と担当者レベルの協議を進めておりました。しかし、3月で当初予算が否決され、急遽市町振興課と調整した結果、今年度分の1次分、

これ当初分であります、の起債申請、交付税措置に係る総務省協議のリミットが5月中旬なので、それまでに予算が可決されれば1次申請に滑り込めるようにするという事となり、結果的には5月11日の臨時会で可決されることが通常日程で進捗させるための要件となっておりますが、5月、そういう意味で臨時議会も開催いただいたんですけども、それがかなわない結果となりました。

現在、9月であります、今、議会で可決された場合、起債協議は12月に見込まれる今年度分の2次協議に乗せていくことと見込んでおります。その際、5月には結局正式な協議の俎上に上らなかった、いわゆる総務省様式も再調整いたしまして、市の財政見通し、病院の収支見通し等についての協議を行う予定です。現在のところ、前回、5月に協議したような内容でありまして、この協議に間に合えば今年度内の資金調達にめどがつくというふうに考えております。

以上、今、県なりとの協議の状況であります。

それと、良好とか悪いとか、何か生田議員もおっしゃったんですけど、これ仕事でやっていますし、まして公務員同士の業務で、良好とか悪いといった、そういうことは全くございません。制度にかなって内容のある協議であれば当然受付がされますし、そうでなければだめということでもありますので、全く客観的なことなのに、なぜいいとか悪いとか良好とかなっているのか不思議であります。

以上、答えとします。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 前のことなんです、私が良好でないとお聞きしていたのは。今はそのような話は入ってはこないんですけども、ただ今回ののは否決ということになると非常に厳しいということは、もうノックアウトに近い厳しさということはあろうかと思えますけれども、ひとつここをみんなでクリアできるようにしていきたいものだと思います。

次、9つ目です。

市財政、これちょっとダブるかもしれませんが、先ほど一部あったかもしれませんが、市民病院は市財政の重みになる。最悪の場合は、市財政の破綻の原因になるという意見もないわけではありません。ただし、現在は現市民病院計画に反対している議員も含めて、議員全員が病院あるいは市民病院は必要であるとも発言していて、要らないと言っている議員はおりません。これからの状況も含め、市民病院整備と市財政との関係について、現時点の見解をお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市民病院の市財政への影響についての御質問にお答えいたします。

市民病院の経理は、公営企業法の全部適用の場合、これ今想定をしているわけですが、その場合には公営企業会計になりますし、仮に独立行政法人となった場合は別法人でありますので、当該法人の会計で全て経理がされます。

市財政への影響ということになりますと、当該特別会計等への一般会計からの出資金、貸付金、補助金、負担金の名目の操出金ですが、その額につきましては6月にお示しをした直近の試算をもとに、開院10年目を基準に今から申し上げます。

まず、小児医療・リハビリ医療・救急医療・保健衛生施策を市民病院が行うことに対する繰入金が1億8,700万円。2つ目に、医師等の研修、研究に要する費用、退職手当の追加分の負担に要する費用、医師確保・非常勤医師の派遣に要する費用、職員の基礎年金の公的負担相当額に対する繰入金が1億300万円。3つ目に、病院事業債の償還利子に対する50%の負担の繰り入れが2,250万円。4つ目に、病院事業債の償還元金に対する50%の負担の繰り入れが2億4,800万円。合計で5億6,000万円。全てこれは法定内、ルール分であります。

そして、この繰り出しに係る財源として、元利償還金繰入金の2分の1の額や病床数、これは単価が70万5,000円ありますが、救急医療などを基準に、地方交付税が新たに3億1,700万円見込まれますので、実質的な市の負担、いわゆる真水はその差の2億4,300万円と試算されております。

野洲市としては、今も中核医療の確保のために毎年野洲病院に対しまして、平成28年度の実績ベースで1億2,000万円の真水を支出していますので、新しい市民病院を得る上で必要される新たな市民の負担はその差の約1億3,000万円ということになります。

また、公立病院の大半は赤字、累積赤字は全国で2兆円、どうやって負担するのかと言われる方もおられましたが、大きな誤解であるために、この点についても整理をいたしておきます。

まず、赤字というと、多額の未収金が回収困難な状態や、現金が底をついている状態を一般的にはイメージされるのかもしれませんが、公立病院の経営を評価する際に用いられる赤字とは損益計算書において費用が収益を上回る状態、つまり経常収支比率という1つの経営指標が100%未満の状態を言います。そして、平成26年度になって会計基準が

改正されるまで、長年実際の現金の支出を伴わない、いわゆるバーチャルな費用である減価償却費を全額費用に含みながら、実際は元金償還の原資として補填される一般会計繰入金という資金投入があるのに、収益にはこれを計上しないルールで運用されてきました。そのために、資金の実態はそれほど悪くないのに経常収支は赤字という状態が多く見られたということでもあります。

また、公立病院の場合、設備投資の原資は将来負担の原則により企業債でほぼ全額賄うほか、民間企業のように自己資本金の大きさが債権者の信用度に影響を与えるものではないため、この経常収支比率という指標が100%未満であっても、赤字、赤字と騒ぎ立てる意味がほとんどなかったということでもあります。そのため、赤字と大書きにするこの論調については、いわゆるオオカミ少年と同じことで、逆粉飾だと批判をしておられる専門家もおられました。

以上のようなことが、公立病院は赤字だという不安が拡張してきた大きな原因だと考えております。

なお、現在では、先ほど申し上げたとおり、平成26年度に基準が改正されまして、収益の部にも、いわゆるバーチャルな収入である長期前受金戻入が元金償還に対する繰入額にほぼ準じる規模で計上されるルールが整備されたので、今後は適正な評価になっていくものと考えております。この点は何度も御質問が過去にあって、説明しておるとおり、過去と現在がよくなっているのは、この繰入金の基準が、方法が変わったためであります。

また、赤字になったら一般会計から補填しなくてはならず、多額の補填で市の財政が破綻して夕張になるといったようなことも言うておられる議員もおられますが、これについても整理をしておきます。

この言葉でイメージされている赤字とは、先ほど申し上げました経常収支比率が100%未満の状態ではなく、手持ちのキャッシュが回らなくなって補填等でしのいでいる状態が想定されているのだと思います。このような赤字は、実際に問題にすべき赤字ですが、本市の市民病院事業の収支見通しでは、平成41年度、単年度の資金余剰は3億4,000万円のプラスの見込みでありますので、この額を超える規模で見込みに対して収支が悪化しない限りは資金の不足は生じないため、あくまでも単年度ベースですが、先ほど申し上げた基準内繰り入れ以上の繰入金、いわゆる赤字補填を一般会計から投入するような事態は想定できないというふうに考えております。

なお、これに関連する全国の統計を確認しましたが、流動負債が流動資産を上回ってい

る自治体病院は、平成27年度全国637の病院事業のうち、わずか56事業でありまして、率にすると8.8%、10%以下を切っているにすぎないということも参考までに申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 大変和やかな調子で言われたんですけども、私の頭ではもうそこら十分に理解はしかねますが、2億4,300万円で、今まで現野洲病院に投資しているお金、補助しているのが1億2,000万円ぐらいやから、あと1億3,000万円ぐらいを補填していくということだとは思いますが、要は患者さんがやはり野洲病院を魅力的と考え、本当にここの病院に行ったら自分の命が救われる、そういう明るい病院だというイメージをまず持っていただいて、たくさんの患者さんが来られれば赤字になるということもないですし、駅前に着目をこれからはしていく、起点を田んぼとか山手のほうとかじゃなくて、本当に利便性の高いこの場所にしていくことで、こういった財政的なものも大きく変更していく、黒字にどんどんならなくても、大きな補填がないという方向づけでいけるのではないかと。今の数字的なことは、私は全部頭に入りませんので、このぐらいにさせていただきます。

最後に、10番目ですが、市税が上がるについてです。

質問は重複していると思いますが、市民病院を整備したら市税が上がるといううわさがちらほら聞こえてきます。この点についての見解を最後にお伺いします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市税が上がるのではないかとこの懸念についての御質問にお答えします。

その前にちょっと私、先ほど真水の市の金額を平成28年度実績ベースで1億1,200万円と言うべきところを1億2,000万とか何か言ったみたいですので、正確には1億1,200万円の真水で支出しておるということに訂正をお願いします。

それと、もう一つ前に、栗東の川のことで中ノ井川と言ったつもりが中の池川みたいに言ったみたいですので、中ノ井川ですので、この2点、済みませんが訂正をさせていただきます。

それで、税が上がるかどうかということですが、今もまた新しく看板が出ていまして、税が上がる、上がるとは断言じゃないんですけど、何か可能性が大みたいな看板が

そこら辺にかかっていますけども、看板1回なくなったなと思ったら、また看板が上がっていきまして、本当に税が上がる、断言はしておられませんけども、まさに市民の方に不安を与えるので心配をしておりますけども。

いずれにしても、税は上げたくても上げられません、従来から申し上げているように。自治体の税というのは、地方税法で縛られています。ただ、自治体独自の税も創設はできますけども、基本的に税率を上げるということはできません。まず、それが基本的なことでありまして、全国で見ますと、平成28年度に、例えば個人市民税を独自に引き上げている自治体は、横浜市、兵庫県豊岡市、そして北海道の夕張市の3つであります。この横浜市は、みどり税という目的税の上乗せをしています。豊岡市は、合併前に取っていた都市計画税を廃止するかわりに、新しく市民全体で公平負担するために所得割と固定資産税を引き上げたというものでありまして、この豊岡の例は、以前、都市計画税のときにも市民の皆さんにお知らせをしたと思います。都市計画税を取っていた地域とそうでない地域を均等にするために、都市計画税の部分を落として固定資産税の上乗せともう一つ振り分けて税を、総額を確保すると。市民税の所得割と固定資産税を引き上げたということになります。

ということで、財政の問題で市税を上げている町は、残るのは財政破綻した夕張市ですけども、これは何か病院つくって夕張が破綻したのではなくて、景気のいいときに借金して、いろんなさまざまな施設をつくったがゆえでありまして、夕張と今申し上げた2つの町が税を上げております。

また、病院事業によって市税を上げることとなると、その値上げは条例でルール化しなくてはなりません、赤字補填のための相当規模のルール外の繰り入れを毎年行わなくてはならないほどのひどい状態になれば、それは税の改正という手続をとってやるのか、病院のためにこの議会で税条例をとるのかということになるんですけども、そんな事態というのは想定されなくて、それ以前に病院事業をどうするのかというところで、これさっき申し上げた企業会計でやりますし、まあ言ったら独立行政法人ですから、いずれにしても別の解決策になりますから、病院ができて税が上がるというケースは想定されないというふうに考えております。

ですから、税は上げたくても上げられない。ましてや、都市計画税も上げないで我慢している野洲市が病院で税を上げるということは想定されないと思います。そうしないようにするために、一番最初にお問いかけいただいたように、市民にとっても便利、これもし

か郊外に持っていけば、みずから自家用車を利用されない方は当然循環バス、おのりやすを増設してくださいとおっしゃるに決まっています、病院に向けて各地域から。これ、1路線600万かかりますから3路線で1,800万、車両代別にして。その経費が乗ってきますね。だから、駅前を持ってくれば、さっき申し上げたように、市民には便利、スタッフにもよくて経営もよくなる。だから、厳しいのでできるだけ市の負担を少なくするために駅前に来ているわけですし、病院反対と言いながら駅前反対と言って、そして郊外と言われたら、これはもう全く矛盾しているわけで、便利で、かつ経営上もいいところになることによって市の負担を少なくしようということでもあります。

先般もせっかく来ていただいたんですけど、駅前がだめな理由を私は聞きたかったんですけども、5階がだめとか6階がとか、もう階数の話になったりして、全くはぐらかされましたし、もう一つ、今、財政負担で申し上げたように、市民のアクセスについて病院に行ける方は車で行けますよと。車で行けなくなった方は、そもそも病院に行けないんだから、家へ来てもらわんといかんとおっしゃった。これはすごい発想でして、中間がないんですよ。免許を返上したらもう移動するなど。家にサービスを来てもらえと。そうじゃなくて、これから90歳、100歳、免許を75なのか80なのか85なのか、いろいろあります。今、市内でも90で運転しておられる方もありますけど、それぞれの能力に応じて運転されて、でもだめになったら自転車で移動する、あるいは徒歩で行く、あるいはいろんな助けで行くということですので、その中間のイメージがないというのは私もびっくりしました。

それともう一つ、総括で申し上げますと、何人か、脳梗塞とか脳卒中で治った方が、いろいろ病院が欲しいとおっしゃっていました。その方に何を言われたかといったら、あなたたちは病院が欲しいだけであって、どういう病院が欲しいか、イメージがわからんと。2回も3回もおっしゃった。私、あの方は赤ひげだと思っていたんですけども、対人であることを言うというのは、患者さんに対してどういうふうに思っておられるのか、目の前の。今回、本当に大ショックだったんですけども、評価されている方もありますので、市としても、まだ今要点を整理していますので、せっかくいただいた情報提供をどういうふうに生かしていくかは検討しますが、今申し上げたように、税が上がるというよりは、健全経営するために駅前につくってできるだけ経費負担をする、双方の、市民も市も経費負担を落とすことによって収益性も高めて健全経営にしていきたいと思っていますので、不便なところへ持って行って税が上がるなんてあおっているのは全くの矛盾している御意見

ではないかなというふうに思います。

以上、こちらも頭の整理をさせていただきましたので、感謝を申し上げて、答弁を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（坂口哲哉君） 岩井議員。

○5番（岩井智恵子君） 市長、ありがとうございます。大変聞きにくいことも聞きましたけれども、再整理をすることによって、これをビデオで聞かれる方もあるかと思いません、夜にでも。やっぱり市民の方が正しいことを理解していただくというのは大前提ではないかと思えます。特に、疑問点や間違った認識を置き去りにしているのは、議員を初め市民の皆様にとっては不幸であります。そのためにも、今回の一般質問は、あえて再度正しい認識をしていただき、待たなしの医療現場や市民の命と健康を守るために、一日も早い市民病院整備に着手を願うものであります。

本当に市長も都市計画税の徴収の見送りなど、また学校教育上、あるいは福祉上ですね、福祉の中でも支援が大変高いレベルのことを野洲市はしておられて、そういったところにはたくさんのお金をつぎ込みながら、批判もいっぱい、中身も理解されずに批判もされておられるのを聞いておりますと、もっともっと前向きに、そして中身をもっと知るべきだなと。市民も、わからん、わからんではなくて、知ろうとしてくださる市民の方が一人でもふえることを願ひまして、質問を終わらせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（坂口哲哉君） 次に、通告第9号、第1番、稲垣誠亮議員。

○1番（稲垣誠亮君） 1番、稲垣でございます。

一般質問を始めさせていただきます。

始めるに当たり、2点発言をさせていただきたいと思えます。

まず1点目ですが、今回5件の通告をさせていただいていますが、2件目の質問に関しましては、熟慮を重ねた結果、取り下げさせていただきます。通告後の判断となり、陳謝いたします。

2点目ですが、太田議員との一般質問の中で、子供の医療費の拡大について条例改正の話が出ていまして、協議の依頼すらないと市長答弁がありました。私、8月1日に事務局立ち会いのもと、健康福祉部、高橋次長と、これまで尽力なされてきました北村議員、丸山議員とともに申し出を行っておりますし、その後、同じく健康福祉部に対してデータの提供依頼も行っていますが、ゼロ回答を受けております。また、8月30日には議会事務

局に議員発議書のサンプルを作成してお渡ししまして、原課に対して相談の依頼をかけまして行っていただきましたが、同じくゼロ回答を受けたと聞いています。制度化に向けてさらに検討、検証をしてみたいです。

それでは、1番目、始めさせていただきます。

農作物の被害によるイノシシ対策についてお伺いいたします。

本市において、農作物被害によるイノシシ被害の現状をどのように認識し、捕獲対策強化にどう取り組んでいらっしゃるのか、環境経済部長にお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、稲垣議員の農作物被害によるイノシシ被害の現状、そしてその認識、またその対策ということについてお答えさせていただきます。

イノシシによる農作物被害、先ほど矢野議員にもお答えしたこととかなり重なる部分もありますけれども、被害の現状は農業共済組合データからとっております。平成28年度では53万円、全体の57万円のうちの53万円です。ほとんどイノシシ被害でございます。県全体のイノシシ被害だけ申しますと6,800万円。先ほど言いました1億2,700万円は鹿とかかなりたくさん、ここはありませんので、1億2,700分の6,800万ですね、県全体としてはそうなっています。

この被害の現状の認識ということで、私どもの認識ということでございますけれども、丹精を込めた農作物、それへの被害は、被害額の大小ということだけでなく、要は耕作意欲の減退とか安心とか、そういったことにつながりますので、看過できない問題と、そういう認識をしております。

被害対策につきましては、先ほど矢野議員と、これはもう一緒になるんですけども、現在、市内に25台の捕獲おりの設置、そして本年新たに4台の捕獲おりを設置する、そういう予定をしております。そして、イノシシの防護柵、これは全長16キロ、山裾をずっと16キロあります。そして、それが補修の必要性もでてきたことから、去年度より予算化もしまして、必要に応じてことしも含めて配付していくと、そういう予定をしております。

また、新たに対策方法といたしまして、獣害被害が発生している地元の代表者、この方たちに集まっていただいて、そして県の担当、市、合同しまして集落内点検を、そういった改めて点検と言いましたけども、目的として、集落ぐるみによる被害防止対策の研修会をこの7月に開催しました。これは今後、地元の要望があれば、その実施に向けた支援を

していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 答弁ありがとうございます。

それでは、遠藤部長の答弁をいただきまして、7点再質問をさせていただきます。順次回答を願います。

私、卒業大学に畜産コースがありまして、大学のキャンパスには豚や牛や馬やヤギ、羊、ニワトリなどが飼育されていまして、イノシシはいなかったのですが、私、畜産関連の授業に出た程度の知識しかないので、ちょっと初歩的な質問も含まれているかと存じますが、何分専門外にて部長の教授をいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

まず1点目は、本市は田畑と住宅地が接している場所も多く、イノシシが平地に出没するようになると人的事故にもつながりかねませんが、過年度の平地での目撃情報について説明を求めます。

2点目ですが、先ほどの遠藤部長の答弁にありました防護柵というのは、素材としては金属製の柵のことなのでしょうか。イノシシは賢く、柵を倒したり、飛び越えたり、柵の下の土を掘るなどして侵入することもあると学習いたしました。現状の金属製の、もし仮に柵であるとすれば、対応は十分でしょうか。場合によっては電気柵の設置についても検討すべきであると思いますが、この点説明を求めます。

3点目ですが、当然被害状況から環境経済部として最善の対策をとられていることとは思いますが、柵の効果的な設置方法の周知、徹底、目撃、被害情報の共有などについては、現状実施されていらっしゃるのでしょうか。この点、説明を求めます。

4点目ですが、本市として猟友会と駆除の連携をされていることと思いますが、猟友会の役割、連携内容、出動時の流れ、フローなどについて説明を求めます。

5点目は、先ほど部長の答弁では、イノシシ対策で16キロの防護柵が整備されているとただいまお伺いいたしましたが、イノシシは、これも私の授業で知り得た程度の知識なのですが、泳いで移動することができるというふうに記憶しております。野洲川沿いからの侵入の可能性、野洲川沿いへの防護柵の設置状況について説明を求めます。

6点目ですが、イノシシ対策について近隣市町との連携、情報共有について説明を求めます。

最後に、7点目ですが、鳥獣対策は手強い事案だと考えていますが、先手、先手を打つ

対策で被害を最小限にとどめるよう、強い意志を農業者の方に示していただきたいと思います。決意のほどを、部長、お願いいたします。

以上7点、よろしく申し上げます。わかる範囲で申し上げます。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

（午前3時46分 休憩）

（午後3時47分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 多くの質問ありがとうございます。わかる範囲内でということでもよろしく申し上げます。というか、記憶の範囲内というのものもあるんですけども。

1問目が、どんなところで目撃したかという話なんですけども、これはもう山浴い、おおむね目撃されております。まず、そういったことです。

2点目、金属製の柵はいいですかと、電気柵どうですかという話だったと思うんですけども、金属製の柵自体は強いということですけど、専門外とおっしゃられていますけど、恐らく専門の大学でおられているんでいろいろ勉強はなさっておると思うんですけど、イノシシも当然生きるために掘ったり、いろいろしますんで、やっぱり金属といえど下がったり、一定の損傷というのは経年的に出てきます。そういった意味で、先ほど答弁で答えましたように、補修の予算をきちっとつけているということでございます。

電気柵につきましては、大分以前はあったように記憶しています。ただし、感電事故がありまして、それ以来やめているというか、一旦停止しています。ただし、民間でやっている部分はある可能性はあります。そういった日常管理の大きい課題があるということと感電事故が起こったことでやっているということなんです。

ほんで、何やったいな。

（「猟友会」の声あり）

○環境経済部長（遠藤由隆君） ああ、猟友会の何か。猟友会との共有とか、そういったことなんですけども、それにつきましては、まず当然猟友会も委託しておりますんで、まず猟友会に言うて、そして地域ですね、そういう情報共有して、市も当然、まず一旦市にやってきますんで情報共有している。ただ、民家に出てくるという意味においては、これも私持っていますんですけど、やっぱり人的被害は最低限避けるというのが前提になりますので、まず環境経済部では農林水産課、環境課、ここ連携して、まず出ます。そして、

猟友会、そして生活安全課、学校教育課、こども課、駐在所、自治会、自治会ってそこ出たところ。そういったところに連絡しまして、情報共有して対策、そういったネットワーク、情報網を持っております。

(「……」の声あり)

○環境経済部長（遠藤由隆君） 野洲川の防護柵については、山裾は当然河川で寸断されます。当然川が増水とかしますんで、そこはもう困難ですので、できておりません。

次。

(「近隣市町」の声あり)

○環境経済部長（遠藤由隆君） 近隣市町に対しましては、南部、西部の広域連携ということで、計画自体、これ例えば1の地点に出たから、そこに、そこが飼っているわけやないんでね、もっと行動範囲は広いんで、全体計画としては西部、南部、大津、草津、栗東、高島、野洲の5市で広域的な計画をつくりまして、そこで一定の協議をしながら対策を立てていると、そういう状況でございます。

最後、決意。現在、先ほども認識のところで見ることができない問題ということを行いました。そういった意味で、今後、確かに地域間の連携ですね、野洲市内の地域、そういったことの連携協議、そして成果の見せ合い。例えば小包が目隠しシール、シールというのが、いわゆる黒ビニールですけど、なかなかやっぱり見えないところ飛べないというところもありまして、そういったことを去年しはりまして、それは結構成果が出ています。そういった成果の出し合いするような協議の場で、全体協議の場ですていきたいなどは思っていますし、連携も密にしながらしっかり対応していきたい、そのように思っています。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 答弁ありがとうございます。

本件の質問の経緯は、複数の自治会の役員さんからイノシシ被害の市民相談を受けまして、先日、環境経済部を訪問していただきまして陳情いたしました。ただいまの環境経済部長の答弁を聞いて、相談者の訴えに十分答えている回答であると感じております。具体的な実践の活動に今後期待したいと思いますので、市民に成りかわり、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

ナンバー3、新野洲市立病院の収支計画の組成要因及び収支計画のもととなる現民間野

洲病院の実績数値の平成28年度（最新年度）への更新についてお伺いいたします。

まず、1点目ですが、収支見通しに用いた患者数推計ですが、平成37年度の入院患者数5万9,475人は、病床利用率81.8%となっています。しかしながら、現病院の概要によると、現野洲病院についての参考記載を見ますと、直近の病床利用率は平成25年度64.6%、平成26年度68.2%、平成27年度66.4%と推移しています。この結果より、平成37年度の病床利用率81.8%は乖離が大きく、達成するには実行不可能に思えますが、どのような取り組み、どのような要因により病床利用率を上げることが想定しているのか、説明を求めます。

2点目に、収支見通しに用いた患者数推計における外来患者数、平成28年度8万5,010人、平成29年度8万2,189人を想定していますが、平成29年度に2,821人の減少を見込んでいることについて説明を求めます。

3点目に、収支見通しに用いた患者1人当たり単価推計ですが、平成32年度入院患者単価3万4,524円、外来患者単価1万1,753円となっております。平成37年度の入院患者単価3万4,291円、外来患者単価1万1,749円とあります。この期間の単価の減少を見込んでいることについて説明を求めます。

4点目ですが、平成29年度公立病院の新設・建替等に関する調書3に伴う収支見通し（平成29年5月更新）ですが、収益的収支における経常収支の料金収入のうち入院収益ですが、開院平成32年度17億200万円、翌2021年度は18億9,600万円と、1億9,400万円、11.3%の増加となっています。当該急増の要因について説明を求めます。

5点目ですが、同じく平成29年度公立病院の新設・建替等に関する調書3に伴う収支見通し（平成29年5月更新）ですが、収益的収支の経常収支、医業費用の減価償却費が2021年度13億810万円となっています。2020年度5億4,800万円に比べ多額に発生していますが、当該要因について説明を求めます。

6点目ですが、同じく平成29年度公立病院の新設・建替等に関する調書3に伴う収支見通し（平成29年5月更新）ですが、収益的収支における経常収支の医業外費用について、平成32年度開院から平成41年度まで、2億円以上発生していますが、平成42年度以降は2億円を下回っていることがうかがえます。その減少理由について説明を求めます。

7点目ですが、同じく平成29年度公立病院の新設・建替等に関する調書3に伴う収支

見通し（平成29年5月更新）ですが、資本的収支の収入、企業債における平成46年度の26億円の内容について説明を求めます。

8点目ですが、平成29年度公立病院の新設・建替等に関する調書3に伴う収支見通し（平成29年度5月更新）ですが、資本的収支の収入、その他ですが、平成30年度から平成32年度に発生する3億3,300万円の内容についてお伺いいたします。

また、開院翌年の平成33年度以降に発生しない理由についてもあわせて説明を求めます。

9点目ですが、現民間野洲病院の医療収入は、収支計画の素案となっている平成26年度と比べ、平成28年度は大きく減少しています。来年度はさらに減少する可能性についてお伺いいたします。この点については、事前に通告しておりますが、現民間野洲病院に対して照会をかけ、答弁を求めるものです。

10点目ですが、現在の収支計画のもととなっているのは、平成27年度の現民間野洲病院の実績値であります。現在、事業が予算の否決により中断している状況であり、時間的余裕もあることから、平成28年度の実績数値が本市に既に入っているとのことでしたので前議会で質問したところ、検討するとのことであったので、改めて最新の数値への見直しを提案したいと思います。この点、お伺いいたします。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） それでは、稲垣議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

なお、お断りさせてもうときます。10問御質問をいただいておりますが、1問から8問までにつきましては、本年6月22日に開催をされました野洲市民病院整備特別委員会において稲垣議員のほうから御質問をいただきました。そこでも回答をさせていただいておりますので、重複するところについては御容赦を願いたいというふうに思います。

それでは、まず1点目です。お答えをさせていただきます。

まず、主な要因といたしましては、高齢化の進展による医療需要の増加を見込んでいるということでございます。

まず、将来患者数の推計には、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口の推計結果を用いており、湖南圏域における後期高齢者人口は、平成27年2万8,954人と比較いたしまして、平成37年には60%増加、4万6,174人とする見込みでご

ございます。野洲市においては、約50%増加する見込みとなっております。このように、人口推計に基づき稼働率を試算したというものでございます。

2点目、平成28年度の推計には新病院では設置しない産科及び耳鼻咽喉科の患者推計を含んでおり、平成29年度以降の患者推計においては、これらの患者推計を除いて試算をしているためでございます。

3点目、単価推計においては、平成26年度における野洲病院の患者を社会保険表章用疾病分類に基づきまして、21疾病分類に分けて推計をさせていただいております。この積算の過程で100円単位の増減が生じておると、そういうことでございます。

4点目でございます。御承知のとおり、平成31年度から平成32年度10月までは現在の野洲病院の施設で運営する計画をしております。これに基づいて推計をさせていただいておるということでございまして、平成32年度下半期での患者推計におきましては、新病院効果による患者増を一定見込んでおると。上半期においては、これを見込んでおりません。あわせまして、病院建物の移転に伴います入院患者の減少も想定をしております。このような要因を加味した結果、開院初年度となる先ほども申していただきました平成32年度は、以降の年度に比べ入院収益が低いというふうにさせていただいております。

5点目、野洲病院から引き継ぎます固定資産の資産消耗分ですね、現病院施設の解体に伴います残存価格の一括償却。価格といたしましては8億6,100万円、これを計上しております。

6点目、医業外費用に含まれます企業債利息について、企業債は元利均等償還で試算しておるため、年度を経るたびに減少をしていくということでございます。

また、あわせまして繰延資産償却について、固定資産の取得により生じる控除対象外消費税を建物は10年、その他は5年での償却を前提条件として試算をさせていただいております。当初事業費にかかる消費税分の償却が終わるということから減少をしておるということでございます。

7点目、当初事業におきまして整備をした設備等の多くの固定資産が平成46年度に耐用年数、15年なんですけれども、を経過するため、更新費用の財源として企業債を計上をいたしております。内訳を申し上げますと、病院設備の更新で22億8,200万円、病院外構更新、外構の更新で5,900万円、立体駐車場設備更新で4,300万円、立体駐車場外構更新で1,300万円。加えまして、毎年の医療機器、情報システム等の更新2億200万円を合計いたしまして26億円を当該年度に計上をしているということでご

ございます。

8点目、計上させていただいているのは、社会資本整備総合交付金を計上をさせていただいております。平成29年度は、もう既に内定をいただいております5,200万円、それと平成30年度から32年度までの3カ年におきましては、交付金の年次計画から各年度3億3,300万円を計上をさせていただいております。その合計が交付上限、既に、いつも申し上げております10億5,000万円ということになります。

9点目でございます。民間の野洲病院の経営見通しは、もう当然民間機関、野洲病院の理事会等における機関決定の事項でございますので、差し置いて市が推論することはできないということで御回答とさせていただきたいというふうに思います。

10点目でございます。28年度への更新ということで、予算が可決されまして、先ほど市長の答弁にも、岩井議員の答弁にも起債申請等の中であったと思うんですけど、予算が可決されまして、今年度の2次の起債申請を行える状態になれば、総務省の通知に従って毎年5月に行う事業収支計画の見直しを11月以降に実施することとしております。したがって、その際には直近の諸条件や数値をもとに再算定することになります。

しかし、現野洲病院は閉院を見据え、施設の修繕等は、今、一定抑制しながら経営されているところでございます。また、予算否決が続いている中で、職員もぎりぎりのところでモチベーションを保って働いておられると、これは我々の想像でございますけれども、考えております。こういった状況を考慮いたしますと、平成28年度の野洲病院の実績データ、これを今までのように新しく刷新される市民病院の基礎データとして引用し続けることが適正であるかについてはちょっと疑問であるというふうに考えておりまして、当該実績値を投影することについては、現状極めて否定的に考えておるとというのが現時点での状況でございます。

以上、長々になりましたけれども、答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） それでは、寺田部長の答弁をいただきまして、4点再質問をさせていただきたいと思いますので、順次御回答のほうをよろしく願いいたします。

まず1点目ですが、これ病床利用率の試算についてお伺いしていますが、これ10年で医療需要の増加を見込んだといたしましても、ここまでの病床利用率になるのかということとは、私、生田先生と同様に疑問に感じております。

要因の御主張は、今、答弁いただいた主張については一部は理解しているんですが、こ

れ質問で、私、通告しているんですが、要因と取り組みを聞いております。ただ、取り組みの点については、今、部長の答弁にありませんでした。ということで、独自の取り組みをしないと、野洲市民病院単体でここまでいくのは、大変私は達成が困難なのではないかと思っております。質問で事前に通告しておりますので、どのような取り組み、ほかにはない独自性について説明を求めるものであります。

2点目ですが、2点目についてはこの項目4についてお伺いいたします。

この質問については、新病院効果のことで、後期の、過年度の、過半期から見込んでいくということですが、その理由について、どうして過半期からなのか、理由について説明を求めます。

3点目ですが、先ほど民間のことであるのでちょっと答弁できないということだった9点目のことについて再質問いたします。

現民間野洲病院の医療収入が、ことし、平成28年度、実績値が入っていると思いますが、大幅な減少となっております。平成29年度、さらに減少することを質問しましたところ、ただいま民間病院のことなので答えられないということでしたが、この医療収入は市民病院整備の収支計画の骨子となるものであります。収支予想の要求に対して答えられないというのは、民間の感覚では私はちょっと理解できないと思っております。

補足ですが、現民間野洲病院は形式的には民間法人ではありますが、本市を取り巻く同法人の状況を考えますと、敢然たる当事者能力を有しているとは言えないと、私見ですが、感じており、少なくとも同法人の許可をとり、担当部長として答弁する責任があると思っておりますので、その点説明を求めるものであります。

4点目ですが、この11月以降更新するというお話ですが、やはりその前に今回の市民病院整備の方向性を決定づける住民投票と議員の選挙もあります。当然今回いろいろと、ここ数日の流動的な市長の答弁を聞いていますと、我々は提出に当たっては議員選挙の前に住民投票を行うべしと、今回、総務常任委員会のほうでもそういう意見が委員長のほうから表明されていると思っておりますが、これ11月以降の更新となると、当然後になりますので、最も大事なデータが後回しになると思っております。この点について、まずは説明を求めたいと思っております。

済みません、この質問に関連してなんですが、私、この現民間野洲病院の医療収入をもとにした収支計画の見直しについてですが、この平成28年度、大きな実績値の変動があって影響を問うたところ、何度かこの発言については僕も本会議以外でもしているので、

ちょっと聞いていらっしやると思いますが、駒井病院整備課長のほうから、長い年月で見れば軽微であると。説明はたびたび私受けるんですが、その点、私、今回の質問に関しましても公認会計士と協議していますが、公認会計士と協議していても、どういうことなんだろうと言ってなかなか明確なすばったした回答が得られないもので、この点に関しましては完全に理解が得られなかったもので、重要な根幹の部分であると思うので、政策の教授をお願いしたいと思います。この点については、前半部分と後半部分をお聞きしましたのでお願いいたします。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 再質問4点いただきました。

まず1点目、ちょっとだんだん細かくなってまいりましたんで、全てうまくお答えできるかどうかわかりません。病床利用率の話でございます。独自の取り組みをと。80%超えを野洲市民病院の中で計画をしておると。現野洲病院については60%台で推移をしておると。そもそも論になるんですけれど、現野洲病院の病床利用率、生田病院の理事長来ていただいたときにも言っておられたと思うんですけれど、そもそも野洲病院の病床利用率と我々が計画をしておる市民病院の病床稼働率、これを比較することすらがちょっと疑問ではないのかなというふうに考えております。それは当然参考にはさせていただく中で、今の収支見通しをする中では、当然近隣に野洲病院という病院がございますんで、その数字は参考にはさせていただいて推計をしております。その数値が60%台で推移をしております、それがそもそもそのまま新病院の中で同じような推移をしていくのかということについては、全く別の問題ではないかなというふうに考えております。

もう一点、独自の取り組みというと、具体的にはここで申し上げられないんですけれど、当時、当時というんですか、先月、ごめんなさい、9月5日の日に生田先生来られたときに、たしか病床稼働率は95%というふうなお話をされておりました、グループで。それは必死の思いで頑張っておるといふようなことをおっしゃっておりました。我々も当然この経営が見込めるように、そういうふうな最善の努力をしていきたいというふうに考えております。

2点目に移ります。

平成32年度の下半期からふえておって、前半は見込んでいないと。当然、これ平成32年の10月という予定で、現時点では今ちょっと条例を提出させていただいて、この辺

はちょっと変動になるかもわかりませんが、この収支見通しを出させていただいたときは、平成32年10月に新しい病院ができるということで、それに基づいて新病院効果を計上させていただいております。それ前の前半部分については、現市民病院にはなっておりませんので、その部分を差し引いたということで、32年度と32、33年度の差が出てきておるといふふうに申し上げたところでございます。

今度、平成28年度、野洲病院さんの実績に基づくと、減少の理由をというふうなことで、私のほうから1つ目の答弁では、民間の病院でございますので、その辺については差し控えをさせていただきたいということで答弁させていただきました。現時点で、28年度いただいております。正式にこれを分析をしたというわけではないんですけど、病院のほうからいただいた資料によりますと、全体では総合計で約1億8,000万程度減少をしておると、総収入ですね、というふうに確認をしております。その主な要因といたしましては、外来診療で土曜の診療、これがもうなくなった。これによる収入の減少。それとあと、御存じだろうと思うんですけど、小児科と泌尿器科で入院が、小児科ですね、これの入院外来ができなくなったというのか、医師の引き揚げ等もございまして、その部分で減少をしておるといふふうには確認をさせていただいております。

それとあわせて、最後に稲垣議員がおっしゃっていただいた28年度の減少、26年度の収益からすると、28年度は減少しておると。その辺については、この収支を見通す中では、大きな要因にはならへんと、ならないであろうということを我々も思っておる。その要因といたしましては、当然病院だけではないんですけど、経営ということを考えますと、スパンとしましては単年度だけの収入が減少しておるといふことだけで推しはかれるものではないというふうな意味合いであるというふうに捉えていただいたらいいのかなというふうに考えております。

最後になりますけれど、起債協議の関係ですね、2次に何とか間に合わせようとする、今申し上げましたように、12月というのが基準になっておりますので、そうするとさっき申し上げました11月以降にデータを更新してというふうな予定になってくるというふうに思います。思いますというのか、仮に今回、9月のこの定例会におきまして可決されましたら、すぐさまその辺の事前協議を含めまして県のほうには出向いていって協議をさせていただきたいというふうに考えておりますので、そうなった時点ではデータについてはいち早く更新をするということで予定をしております。

ちょっと的を射た回答になったかどうかわかりませんが、以上、答弁とさせていただきます。

だきます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問に、3回目ですので、させていただきたいと思います。

まず、最初の1点目の再々質問なんですけど、ちょっと量が多いのでなかなか、ちょっと一問一答ではないので御理解がちょっとなかなか難しいとは思いますが、御協力をお願いいたします。

これは先ほど部長答弁の中で、全く違うものであるという答弁がありましたけど、であれば、そもそも今回の市民病院の収支計画の素案として現民間野洲病院の収支を採用しているということに何か矛盾を、僕は大きな矛盾を感じるんですが、皆さんそう思われると思うんですが、まずはその点についてお伺いいたします。

あと、必死の思いで生田病院の例を参考にやらなければいけないという精神論的なことも強く答弁いただきましたが、ということは今回の病院整備計画においては、当然この強い精神論、これも事業の根幹の一部と組み入れられているのでしょうか。その点についてお伺いいたします。

次に、2点目の質問については、開院年度の時期からということで答弁理解いたしました。

3点目ですが、3点目は、私、そういうことがお聞きしたかったので、今の答弁である程度御理解できましたので、ありがとうございます。

4点目ですが、これ確かに以前も私質問したときにこのような同様の回答をいただいたんですが、単年度だけで推しはかれるものではない、確かにそうはいただいたんですが、その1行だけで述べられても、これも会計士と一緒に僕話したんですが、やっぱりその実例とか例えとか、そういったものをサンプルデータとしてある程度提供していただかないと、なかなかこの1行では皆さん御理解はいただけないと思うので、これは再質問というよりは、次回、もう改選が近いんですけども、仮に改選の後でも構いませんので、このサンプルの、単年度だけでは推しはかれない、その実例の病院の、実例ですね、これは恐らく一般他企業ではなかなか当てはまらないのかなと思いますので、このような実例のサンプルデータ等を、今あるかないかと言われたら、あるとは断言できないと思いますので、その点についてちょっと検討いただきたい。あれば提供していただくことを検討いただきたい。その点についてお伺いいたします。

ですので、1点目と4点目について再質問いたしましたので、答弁お願いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員、3回目の質問ですから、これで終わりですね。

○1番（稲垣誠亮君） えっ、これ最後です。

○議長（坂口哲哉君） 3回目の質問ですから、これで終わりですね。

○1番（稲垣誠亮君） はい、終わりです。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） まず1点目の利用率の話で、ちょっと精神論の話が出たんですけど、これについてはあくまでも9月5日の生田病院の先生のお話を参考にさせていただいたもので、あくまでもこの計画の中に精神論を注入したというふうなものではありませんので、その辺については御理解を賜りたいというふうに思います。

それと、病床利用率ですね、これについて平成26年度からの参考値ということで、野洲病院のほうからいただいている資料も基本に推計をして。

○1番（稲垣誠亮君） 違います、全く違うもので収支計画の、素案のお話ですか。

○政策調整部長（寺田実好君） はい。

一応それで推計させていただいております。これはあくまでも参考という形でさせていただいております、それをもとに病床利用率80%超えですね、これを計画しておるといふことで御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、最後に平成28年度のデータが減少をしておる、そのサンプルデータというふうな話だったんですけど、これはあくまでも、先ほどから申し上げているように、病院だけでなく、事業経営につきましては中長期の中で経営というのは考えていくものであって、単年度だけで推しはかれるものではないという認識をしておりますので、それで御理解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 終わります。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。答弁ありがとうございました。

それでは、4点目の質問に移ります。

医療法人社団美松会・生田病院（湖南市）の生田邦夫医師による新野洲市立病院整備に対する見解、その他関連事項についてお伺いいたします。

これは提出後気づいたんですが、8番に関しましては、6番と8番が重複質問になっていましたので、8番については省略させていただきます。

あと、13番に関しましては、今回、この提出時は住民投票の議員発議がまだ成立していませんので、13番については住民投票が議員発議により今回成立しましたことを踏まえ、省略させていただきます。

それでは、質問させていただきます。

まず、1点目ですが、平成29年8月10日付の滋賀報知新聞によると、野洲市民病院構想（199床）と同じ規模を持つ医療法人社団美松会・生田病院（湖南市）の理事長で、現民間野洲病院への関心が高い生田邦夫医師が、市の収支計画である2年後の黒字化は困難であると指摘していますが、その点お伺いいたします。

2点目ですが、同新聞によると、野洲市民病院計画の収支の試算は、病床稼働率を85%に見積もっているが、生田邦夫理事長の独自試算では、厳し目に見て70%。これでは経営が成立せず、患者負担（入院費用の加算）をふやして不足分を補うしかないと指摘していますが、説明を求めます。

3点目ですが、過去政策調整部において、平成27年の1月から3月にかけて、良識派職員（公表後間もなく処分。過日の議会において政策調整部政策監により議会答弁済み）により、現在の収支計画と比較し、割と厳し目の数値が公表されました。その担当職員は、本件が抱える潜在的なリスクについてよく理解し、前段1、2の指摘と共通する部分認識を一部持っていたのではないかと思慮いたしますが、説明を求めます。

4点目ですが、同じく前段の良識派職員は収支計画の公表に際し、実行に際してのリスク同意を議会や市民に取りつけたかった意図があったのではないかと思慮しています。この点説明を求めます。

5点目ですが、同じく前段の良識派職員は、収支計画の公表に際し、実行に際しての数パターンの収支計画を作成し、本市の財政収支に幾らまで耐え得るのか説明したい意図があったのではないかと思慮しています。この点、答弁を求めます。

なお、3、4、5に関しましては、私の思慮によることから答弁を求めております。

6番目ですが、同じく同新聞によりますと、民間病院はもうけに走り、不採算部門から撤退するとの意見に対し、民間病院は地域医療において、医療、そして不採算部門も受け持っている指摘していますが、その点説明を求めます。

7点目ですが、団塊世代が75歳になる2025年問題を控えて、来年は医療の診療報酬と介護報酬が同時改定され、さらに厳しくなり、報酬点数が下がりますが、その点説明を求めます。

9点目ですが、同じく同新聞によりますと、さつきグループ（医療法人社団美松会、社会福祉法人近江和順会などで構成）は、医療介護のあらゆるサービスを展開し、利用者は1日1,200人、切れ目のないサービスを24時間365日応えられるように懸命に努めています。それでも黒字にはほど遠いと指摘しています。この点、説明を求めます。

10点目ですが、同じく同新聞によると、人口5万人の自治体は公立病院を持つ時代にはない。市民病院はつくらずに私たち民間に任せるべきと指摘していますが、この点説明を求めます。

11点目ですが、同じく同新聞によりますと、今回の市民病院計画は、病院経営を取り巻く環境を直視していない。野洲市には隣の守山市民病院の現状を皆さん、時代を見なさいと指摘していますが、その点説明を求めます。

12番目は、一般的に病院の再建については、例えば法的整理を回避し、医療法人を残し、経営者が交代するという形は全国的に多く存在しますが、野洲市民病院整備の過程でその可能性は十分検討されたのか、お伺いたします。

13番目は、先ほどの理由により省略いたします。

14点目ですが、2025年問題、滋賀県の地域医療構想湖南区域について、病床数がどういう形で動いていくかという、高度急性期、急性期、快復期、在宅期の需要見積もりに基づき野洲市も動いていることと思いますが、野洲市民病院計画の中でどのように対応されているのか、地域包括ケアの観点を含め説明を求めます。

最後に、15点目ですが、自治体において少なくとも大多数の議員が、賛成が必要不可欠な事業が2件あると当職は認識しております。1点目はごみ処分場の整備、そして2点目は公務員型の病院整備であると思いますが、その点も説明を求めます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の医療法人社団、これビショウカイと読むんかなと。ビマツカイですか。私、ビショウカイだと思って、まあ漢字一緒なんで議事録は同じだと思いますが、生田病院（湖南市）の生田邦夫医師による新野洲市立病院整備に対する見解、その他関連事項についてという御質問に順次お答えをしていきます。

まず1問目が、これ全部折り込み新聞からが基本になってるんですけども、大きく、これが基本になっているわけですね。きょうはこれ全部持ってきたんですけども、なぜ持ってきたかといったら、やられなかった質問にもこれが要ったんで持ってきたんですけども、ま

た後で言いますけども。なぜ質問が消えたのかなと思うんですが、それはそれとして、2年後の黒字化は困難であると指摘しておられる。指摘しておられますけども、この間、守山野洲医師会の副会長が質問をされて、利益率とか経営状況を質問されたら、それはやりくりしているんやから公表できないとおっしゃいました。仕組みも公表されなかった。だから、そんな方が言うておられることがどこまで信用できるかなと思っています。私どもは、数値を計算して公開して、専門家の検証も得ています。もちろん将来のことは誰も予測できません。でも、事業をやる限りは最大限データを集めて精緻に精査して、予測をして、市民の貴重な税金と、そして市の事業ですから、やっけて、こういう数値を出しています。生田さんは自分の病院のこともはっきり実のところは言われませんでした。話はいまい。私、何人かに聞いたら、話はいまいけど、よう聞いてみたら中身なかったと言う方、私が言っているん違いますよ、そういう方が多かった。

それと、これも議会にもお示ししましたし、当日もお配りしましたけども、事前に職員がつくってくれた表ですね、これ見たら全然話が違うというのがわかります。生田議員は199床であります。これ、大事なんで。199床でありますけども、医師は7人とおっしゃった。野洲病院は二十数人。医師7人で、いや、本人も入れて7人とおっしゃっていました。市民の方が跡継ぎを聞かれたら、いや、息子が3人いるからと。医者やおっしゃったんで、ほかの市民の方は、もうその下の3人とも働いているという理解したんで、私はどこかの病院に勤めているのかなと思ったんですけども、生田さん4人と、そしてあと3人の医師でやっけているのかなというふうに理解された市民もいたんですよ、後で感想を聞いたら。要するに、県会議員をしている医師1人と、あと6人の医師で回っている病院と、滋賀医大からきちっと来ている、教授級のドクターが院長になって二十数人の医師が働いておられる病院、まず違いますね。看護師が10・1に対して15・1とか、もっと低いところもあります。この数値ですね。いろいろ収支がどうのこうのとおっしゃるから言うとするんですよ。この方が言うておられるから。

患者数、新規入院患者数、これ見られたでしょう。野洲病院は2,300とか、そんな数値が、向こうは新規は1,300で半分なんです、199床で。退院する方も半分なんです。稼働率どうなっているか。これは稼働の問題じゃないので、新規が少なくとも中で動いていたら、これでいいんでしょう。98%確保できるんですけども、おのずからこの新陳代謝の度数からいったら、病院の実態はずっと定点観測しといたらすごく違うと思います。

それと、端的なのは、新規入院患者1カ月、家庭からの入院、野洲病院は143人です。家庭から。おうちにおられて、在宅で健康なり、それなりに生活しておられて入院される方が143人。生田病院は21人ですよ、7分の1。これはどういう病院なのか。家庭から、普通、私たちが想定しているのは、開業医さんに日々かかる。でも、開業医さんでは対応できないので中核医療機関として入院する、そういう病院を想定しています。野洲病院はそういう病院です。生田さんところは21人ですよ。

同じように、家庭へ帰られる方、野洲病院、同じ数なんですけどね。同じ方が帰られるか、これはどうかは別として、数値は143人も家庭へ帰っておられる。まさに在宅医療ができる状態ですね。あるいは、健康が回復して機能回復。生田病院は、家庭から21人が入院しておられるけど、家庭へ帰られた方は18人ですよ。家庭へ18人しか帰れないんです。で、さっき言った医師の数はもう全然違います。

もう一つ、これもこの間ちょっと私言ったと思いますが、休日の受診件数、野洲病院は、まず救急車でいきましょう、救急車は約、いつも言っている、これは600、現在ですね。生田病院は28年がなぜ200件かようわかりませんが、その前は668件なんでほぼ一緒ですけども、あのおときも生田先生言っていたように、野洲病院は基本的に湖南救急とか甲賀とか、いわゆる救急車での搬入です。あそこは自分ところの救急車が何台かあって、それで運んでいるとおっしゃっていましたね。それも入れてこの台数ですね。

そして、休日、頑張っておられるから、この新聞にも書いています。24時間365日、そのとおり休日に受け入れた件数、野洲病院は936件、199床の同じ病院が平成26年度では3,395件。平成28年度でも、減っていますけど、2,495件。全然桁が違いますね。病院の性格が違うんですよ。夜間もそうです。野洲病院は1,996件、約2,000件。生田病院は、平成26年度は5,600。28年度でも4,600。もう一つすごいのは、野洲病院はそのうち入院している人は9.2%の267人。生田病院は、平成26年度で見れば、これだけの人の、3,300と5,600の3割、2,724人が夜間か休日に来たら入院しておられるんですよ。これ、どういう病院ですか。家庭から来ない、家庭に帰れない、でもこっだけ、いわゆる休日・夜間が多いんですよ。これ、もう病院の姿が全然違います。

新病院は、野洲病院の成りかわりではない。でも、さっきなぜ野洲病院の実績をとりながらとおっしゃいましたが、これはどういう意味合いでとっているかといったら、野洲市内で199床の病院があって、基本的な内科とか整形とか眼科とかやっている病院の

動向を調べるためにやっているだけであって、もちろん病床は古い、手術室は基準を満たしていない。いっぱい問題はあるけれども、それはマイナス要因なんで、それを呼び込んでやってもよくなればよくなるということで、施設がよくなれば業績もよくなるということだから参考になっているわけです。私も昔、バイク免許を取りましたけども、小さいバイクですけども、教習所で乗るバイクと実際道で乗るバイクは違いますね。でも、バイクというのは同じだから、まずそれで練習して、そしてうまくなれば普通の公道をもう少し早い通常のスピードで走る。同じことであって、今、野洲病院というのは条件が悪いけども、そういうことで最大のパフォーマンスをしていたら、それが参考になるからやっているわけですが、野洲病院は参考になります、新病院に。でも、生田病院、これでお医者7人と二十数人、199床で。この数字、これすごいことですよ。もう専門家にも、ちょっと私、見てもらったけども、読み解かないとないとだめなんです。だから、私、よく生田先生来たなと思っているんですけど。そういうことなので。

（「そんなこと言ったらあかん」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 静かに願います。

（「失礼ですよ」の声あり）

○市長（山仲善彰君） ということなので、私は生田先生の見解は否定しませんけども、生田先生の見解は否定しないけども、稲垣議員から生田先生の言っていることの見解を求められたら、これは見解は出せないと思っています。まず、1問目。

1問省かれたんでゆっくり答えますし、重要なんで。ただ、さっきも寺田部長にいっぱい質問いただいたけども、もう4年か3年前を思い出しました。40問ほどされて、私は説明すれば稲垣さんは御理解いただけると思ったんで誠心誠意、長いとって歴代議長からひんしゅく買っていましたが、それは私は時間をかけたら御理解いただけると思った。でも、さっきの御質問を聞いていまして、ここが解ければ、私、賛成すると、そういうものであるべきなんです。

○1番（稲垣誠亮君） いや、僕、従来から言っています。

○市長（山仲善彰君） 賛成したいと思って質問していただいているんですね。

○1番（稲垣誠亮君） ある条件を満たせば。

○市長（山仲善彰君） 賛成したい。

○1番（稲垣誠亮君） はい。

○市長（山仲善彰君） はい、期待しています。私、毎回、だから何回でも出すんやとお

っしかったです、この間も。住民投票も。あるいは、その賛成でも、市長は何回でも出すと。いや、こちらがいろんな方の応援、協力を得てベストの案をつくっているわけで、お米は何回食べてもおいしいし、安全で健康ですよ、いいものは。そして、皆さん方が御理解いただいたらいいわけで、そうすると賛成者がふえると言っているから、私も部長も職員も一生懸命仕事してお答えしているわけです。まず1点目はそういうことなのであります。

2点目も、結局これも同じですね。生田さんはこうして言うておられますけども、新しい病院であればさまざまところが違います。これもこの間説明しました。特に、産科病棟とか、あるいは昔の大部屋もあります。そこは丸々使わない、幾ら使おうと思っても。だから、私も見舞いに行ったら、4人部屋に2人とか、そういう使い方をしているわけで、それをぎゅうぎゅうに詰めたら部屋全体の面積が狭いわけですよ。だから、いたし方がない。車の例で言っているように、何ぼアクセル踏んだって85キロしか走らん車なんです、エンジン性能とか。二十何年前の車とか。でも、公道は走れます。でも、幾ら踏んでも85キロ、そこを頑張って75キロか何かやっているわけで。新しい病院は最新ですから、まさに日本の道路で言えば普通の一般道は60キロで走れるし、高速道路は100キロか120キロで走れるわけです。だから、当然いろんな工夫というか、今、想定しているサービスを供給して、そしてそのためにきちっとした医療スタッフを確保すればできるという案を出しているわけで、7人のお医者さんで199床を診ようと思ったら、でもそれでも98%やっておられる。それならきちっとやれば稼働率は私は上がると思います。

3点目ですね、これ何か職員のことを言うておられるんですね、政策調整部の。何か良識派の職員だとか、これは全く全ての職員が、私、良識派なんで、これは私が病院反対しておられる議員さん、賛成しておられる議員さんという言い方を基本的にはするようにしていますが、賛成派とか反対派とか言うていません。職員に良識派と非良識派があるという前提でお問いかけてですね。

○1番（稲垣誠亮君） いや、そうとは限らない。

○市長（山仲善彰君） えっ、だってここに良識派の、良識派職員はと。

○1番（稲垣誠亮君） いや、皆さんが良識派かもしれませんから。

○市長（山仲善彰君） 意味ないですから。

○1番（稲垣誠亮君） あえて強調しているだけです。

○市長（山仲善彰君） えっ。

○1番（稲垣誠亮君） あえて強調しているだけなので。

○市長（山仲善彰君） あえて強調ですけども、全て良識派の職員なので、もうこの答えは私なじまないと思います。

これは何か疑義が存在しているみたいな言い方で何かなっておられますけども、そうでしょう。何か隠していて、職員がそれを公表したいとか誰かに伝えたいと思っているという仮説が存在しますね。本当に野洲市は隠し立てをしていないつもりです。というところで引っかかるんですよ。なぜ2問目をきょう質問されなかったのか。この1号だったと思いますね、かなり早い段階で、これコンプライアンスの問題なんですよ、まさにコンプライアンス。

○1番（稲垣誠亮君） いや、本件質問とは関係がない。

○市長（山仲善彰君） 関係あります。良識派が誰かに伝えたかったけど、真実が伝えられなかったということで見解を問うておられるわけです。

（「議長、2問目飛んでるのに2問目勝手に話し始めたらつながりませんよ、議事録」の声あり）

○市長（山仲善彰君） 2問目は言っていないですよ。ここのとこです。一方出馬の意向を示し、チラシ配布や街頭車までを走らせていた稲垣誠亮市議も誰々から説得されて出馬を告知直前で辞退、きょうも質問をやめられました。

○1番（稲垣誠亮君） いや、その件とこれがどう関連するのですか。

○市長（山仲善彰君） いやいや、それは私がなぜ引っかかるかといったら、今も確認してもらったら、通告は野洲市の議会のホームページに出ています。私、昼休みに自分のパソコンで、市のパソコンじゃないですよ、私が持ってきている、そしてネットも自分のネットのあれで見たら、通告が稲垣さんのオフィシャルブログにも出ていました。これが子育て支援についてとか、野洲市の教育についてということであればいいですよ。この内容で一般の市民の方が見られたら、コンプライアンス、野洲市長は何かあるのかなど。私は期待して、答えるつもりでここへ臨んで、時間かけて答弁協議して、実際弁護士にも本当に相談したんです。

○1番（稲垣誠亮君） いや、そのようなことは、僕、今回質問していません。

○市長（山仲善彰君） いやいや、ずるいですよ。

○1番（稲垣誠亮君） 私が適切に……。

○市長（山仲善彰君） いや、ずるい。

○1番（稲垣誠亮君） いや、適切に対応する……。

○議長（坂口哲哉君） 黙ってください。

○市長（山仲善彰君） 関係するんですよ。これがね。

○1番（稲垣誠亮君） どう関係あるんですか。

○市長（山仲善彰君） これは病院の話と違って、裏は良識派の職員はこれこれだったけども、市長が抑え込んだとか、何か圧力があつた、これコンプライアンス問題なんです。

今回、なぜ辞退されたのか。あれだけのすごい、週刊誌の見出しみたいな通告ですよ。

○1番（稲垣誠亮君） いや、全国紙が取り上げている問題ですから。

○市長（山仲善彰君） いや、そしたら質問したらいいじゃないですか。

（「議長、質疑からずれてますよ。判断してください、良識……」の声あり）

○市長（山仲善彰君） 質問したらいいんです。質問したら……、全国紙に。それは全国紙が取り上げたのは、私が記者会見したからです。

（「……」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

（午後4時……分 休憩）

（午後4時……分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

どうぞ。

○市長（山仲善彰君） 人の講演会で何とかかんとか言うんだったら、もったきちっとここで正面で立ち向かってくるべきで、これも良識ある職員は云々ということなので、そんな良識派とか、そうでないというのは関係ございません。これも3つとも思慮しているが、答弁、本市の財政危機に幾らまで耐え得るのか、説明の意図があつたのではないかと思慮している。例えばこのブログが、前段の良識派職員が収支計画の公表に際し、実行に際しての数パターンの収支計画を作成し、本市の財政収支に幾らまで耐え得るのか説明、意図があつたのではないかと思慮している、答弁を求めます。これ、どういう答弁を求めておられますか、そしたら。反問しませんよ。そういう意図があつたのではないかというふうに、私は意図があつたと言おうと思ったら、職員を調査しないとだめです。現に、それが人事で当時きちっと秘匿をしながら、相手の人権を守りながら確認していただいて、既に答弁済みです。今そんなことをなぜ聞くのかです。

（「同じ内容……」の声あり）

○市長（山仲善彰君） えっ。

（「全く同じ、同一の内容……」の声あり）

○市長（山仲善彰君） 同一の内容で聞いているわけでしょう。

「議長、まとめてください」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 意図はないということで。

○市長（山仲善彰君） はい。ほな、次行きます。

6番目ですね。民間病院がもうけに走るのという意見があるけれども、民間病院は地域医療において不採算部門も受け持っている指摘していますが、そういう面もあるでしょうけども、一般的には民間病院は採算部門です。現に守山野洲医師会の会長が小児医療あるいは小児救急おっしゃったら、そんなもん手つけられないとおっしゃったじゃないですか。だから、これも当たらない。否定します。

次が、団塊世代が75歳になる2025年問題。確かに、これは診療報酬とか介護報酬は変わります。これは絶対額で抑えないといけない。そういう意味では、ビジネス系は不利になります、ビジネス用は。でも、患者さんも不利になるわけです。本来、必要な介護とか医療が受けられないとしたら、民間病院は撤退しますよ、あるいは質を落とさないでだめです。そんなときにきちっと市民の健全経営の病院があつてこそ初めて市民は守られるわけですよ。もう論理が逆です。民間病院だったら撤退します。撤退しても誰も言わない。ということで、これも私は見解は当たらない。点数は下がりますが。

○議長（坂口哲哉君） 市長、ちょっと済みません。お諮りいたしたいと思います。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

引き続き一般質問を行います。

どうぞ、市長。

○市長（山仲善彰君） そういうことですから、下がるけれども、それを前提にしてどこ

の病院も、これは野洲市民病院という公立病院だけじゃなしに、民間病院でも同じことなんですよ。あまねく日本の制度が変わるわけですから。これを野洲市民病院の成立ができない根拠には使えない。むしろ、市民にとっては安心できる自分たちの拠点の市民病院があったほうが安心であって、不採算がふえれば病院は撤退します、本当に。今、ガソリンスタンドもどんどんなくなって困っているじゃないですか。コンビニがなくなって困っているじゃないですか。これ、全部民間に任せたからそうになっているわけですよ。同じことなんです。民間のサービスというのは、それは自由市場だからいいわけですが、学校とか医療とか、根幹は公的役割があるから保険制度があって財源が入っているし、公立病院という制度もあるわけです。

8は同じことですが、それと7ですね、いわゆる、言葉悪いんですけど、利幅は減りますけども、絶対額はふえます、絶対額は。団塊の世代、野洲で言えば通常世代が500人に、900人ぐらい多なるわけですから、病気にかかる率が一緒だとしても人数はふえるので、だから診療の基準とか薬価が落ちたとしても絶対額はふえます。いわゆるビジネスとしてはますはふえるわけですが、マクロ的には。ここは押さえとかなどだめです。

この間も、全く一緒やなと思ったんですけどね、稲垣さんとか会計士さんが、税理士さんか。この間の生田先生の質問、これもほとんど私が既に答えていることで、単価は落ちるけれども、絶対額は落ちませんよと、そういうことです。

次に、9番目ですね。まさにさっき言った24時間365日勤めておられます。黒字になっておる。この構造はわかりません、私は。でも、参考に言ったように、病院からの役員報酬で何千万ももらっていると自分で申告しておられるんですから矛盾していると思います。詳細は話されませんでしたけども。

10問目、私たちに任せるべきと指摘しているが、これ御質問されていますね、今、稲垣さんが。私たちに任せるべきと。私も、これ確認したら、えっ、稲垣さんおられました、この間。

○1番（稲垣誠亮君） いません。

○市長（山仲善彰君） 私はそんなこと言っていないと、新聞社が勝手に見出しつけたとおっしゃいましたが。本当ですよ。明快な、端的な答えですね、5時前ですけども。全く変な質問ですね。本人が否定しておられました。

○1番（稲垣誠亮君） これ、新聞にも書いてありますけど。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○市長（山仲善彰君） ちょっと待ってください。

○議長（坂口哲哉君） 答弁をしておられるので、後から答えてください。

○市長（山仲善彰君） だから、本人がこの間否定されて、これは新聞社がつけた見出しであって、私はそんなこと言ってないとはっきりおっしゃいました。私が質問しましたから、本人に。答えです。

それと、守山市民を見なさいとおっしゃっているんですけども、時代を見なさいとおっしゃっている。これはもう守山市民が、よそのことですから触れませんが、もう全然違う問題になります。生田病院と同じように。今の野洲病院、本当に今、岡田院長以下よくなりました。この病院の今のあり方と守山病院とは全く違います。はっきり言います、これは。今、なぜ野洲病院がそうなったかといったら、新病院の構想とか計画とかを基本にしながら体力調整をしているというか、それを目指して今やっているからよくなってきているわけです。

次に、12問目ですね。法的整理を回避して云々ですけども、これは何回も言っていますように、野洲病院は民間病院ですから、それをやられるのは民間病院の経営陣でやられることであって、野洲市に言ってきたのは公式に2010を持ってこられたから受けたわけですよ。これは何回も言っているように、野洲市が手を出すもんでもないし、野洲市が関与するものでもないです。そして、この間、2010が出てきた経緯がわからないけどもとおっしゃいました、ここで。ここにおられる議員さんが。わからないとおっしゃいました。何か生田さんのしゃべり方に似てきたなと思うんですけどね。でも、現にそのときに理事であった方がここにおられますよ。そのときの理事だった方が。これは会派が決してわからないというのは、わかっているべきで、2010が出てきた経緯は、当然皆さん方会派で情報共有しておられると思いますから。だから、……というのは、これはあり得ません。全然別の形で野洲市は今検討をしているわけです。

そして、あと次の13番ですけども、野洲病院への資金貸付金の回収は順調に進んでいて。

（「それは削除」の声あり）

○市長（山仲善彰君） よかったんですかね。

（「削除」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 13は削除やな。

○市長（山仲善彰君） 最後は14番と15番答えたらいいわけですね。

14番は、これは県の医療構想に入っていますから全然問題ないです。今さらの話でなくて、これに位置づけられなければ計画しませんよという前提でやっていますから。当初は、この構想なり計画の始まる前から協議をしていますけども、それは入るという前提。そして、現野洲病院がその機能を果たしているという前提でつながってきていますから、この今の14番はもう問題外です。当然織り込まれています。

それと、あとは自治体の大多数の議員が賛成な必要不可欠の事業が2件あると。これは稲垣議員の見解ですので、私がどうのこうのと見解をお示しするようなものではないと思います。

ただ、関係ないから触れませんが、何かスキャンダラスなことを通告しといて、説明をする、答弁する機会もなくて、そして自分のホームページと、今、野洲市議会のホームページにも載っているらしいですよ。何か駐車場を後援会が何とかかんとかとなっていて、コンプライアンスを問うと。

(「質問からずれていますよ。回答がずれています」の声あり)

○市長(山仲善彰君) いや、これは誠実性の問題で、それならあらかじめホームページから削除して、市民の方が何か野洲市長の後援会に疑問があるんじゃないかと。

(「だから取り下げ」の声あり)

○市長(山仲善彰君) 違いますよ。野洲市議会のホームページに本来質問されたという前提で通告が載っていると。今、この議場なりネットで見えておられる方以外は、稲垣議員があれ質問していると思っておられるわけですよ。これ、私から見たら不誠実だと思います。

以上、答弁とします。

○議長(坂口哲哉君) 暫時休憩いたします。

(午後4時57分 休憩)

(午後5時15分 再開)

○議長(坂口哲哉君) 休憩前に引き続き会議を行います。

議員の皆さん、執行部の皆さん、お疲れさまでございましょうけど、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

では、稲垣議員。

○1番(稲垣誠亮君) では、再質問を1点だけさせていただきたいと思いますが、先ほ

ど通告の一般質問の取り下げについて市長のほうから、いかにも何か悪意のあるかのようなことを受けましたけども、私、これは単純に時期的な、1年前ということと、あと市の施策ではないこと、その他から、本日なんですけども、取り下げを検討してはまして、この一般質問、僕のスタートする直前なんですけど、議会事務局長のほうにその点は相談させていただいていました。ですので、先ほど昼休みに削除されていなかったとか云々の発言もありましたが、きょう、僕が1日ちょっと考えてそういう心境に至ったということで、昼休み、何か私の、当方のブログをごらんになられてな発言がありましたけど、それには当たらないと考えております。取り下げましたので、事後処理はきちんと僕は行いますので、適切な対応はとりますので、そういうことで御理解いただけたらいいと思います。

再質問1点なんですけど、7番目の診療報酬の下がるという点で再質問をさせていただきます。

診療報酬下がるということ、下落傾向にあるということでも市長答弁から理解はいたしましたが、私も生田医師、直接勉強会で学習を受けたことがあります。5日の生田先生を招いた講義ではなくて、別の生田先生からの学習会でこの点も伺ったんですが、生田先生もおっしゃっていますし、当職も多数の医療従事者、製薬会社の職員さん等から政策教授をこの点受けていますが、やはり診療点数の下落というのは、おおむね見方としては避けられないことは十分もう業界でも想定されていると、常識で想定されていますが、今回、この想定された上で、もうこの収支計画を、今回立案されている収支計画はこの点も十分想定された上で立案されていると、完成度の高いものであると。そこだけ1点ちょっと再質問ということで行わせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 診療報酬の見直し等、どこまで織り込んでいるかということですけども、これだけ詳しく御質問される稲垣議員はよく御承知のことだと思いますけども、現在、まだ見直すということは決まっていますけども、全貌は明らかになっていません。具体的に言えば、現時点でわかっているのは、これはいわゆる中医協ですね、中央社会保険医療協議会では第1ラウンドまで今議論が進んでいる状態ですって、決定は当然されていません。

主な検討項目として、こちらが把握している情報としては、医療機能の評価に応じた診療報酬とすることを強化する方向で議論がなされようとしており、DPCの暫定調整率の

全廃に加え、7対1など、高機能の病床に係る基準の厳格化、リハビリ医療、チーム医療等、在宅療養に係るアウトカム評価の強化、地域包括ケア病棟を実際の医療内容に応じて評価することの検討などが、これはまだ予定です、予定されています。また、介護療養病床の廃止や医療療養病床を担った、これ看護は25対1の見直しは決定していますが、在宅シフトをさらに的確、適正に政策誘導するための診療報酬、介護報酬の改定であると見込まれることから、地域医療ビジョンに掲げる在宅医療支援にかなった地域医療を進めようとする野洲市民病院にとっては、これは一概にマイナスになるというふうには考えていませんが、いずれにしてもまだ決まったことと決まっていないことがたくさんあるので、それを織り込むということは不可能ですが、事務レベルでは最新の情報をつかんだ上でやっています。

いずれにしても、診療報酬というのは定期的に変えられるわけですから、その先は読めない。これ、前から言っていますね。現時点での状況の中で最大限誠実に、正確に推測することしかできません。

以上、お答えです。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 年度末の確定はあくまでも年度末なので、今では十分想定ということで私は質問していました。

先ほど、もう一点、3、4、5でどうしてこのような質問をするのかとおっしゃっていましたが、やはり病院に賛成するのかわからないのかというようなことを問われたときに、やはり賛成するだけの最低条件として、やはり私はこの5番に書いています複数のパターンをつくって本市の財政が収支でどこまで耐え得るのか、これは病院問題、病院に対して賛成する最低条件だと思っていますので、この点を行わせていただきました。

では次、5番目の質問に移ります。

住民投票の実施時期についてお伺いいたします。

1点目、住民投票の実施時期についてですが、実施時期は野洲市議会議員選挙と同日、それがどうしても無理な場合は選挙前に実施されるべきであります。しかし、各種報道によると、住民投票用紙の発注や投票所の会場確保が必要で、10月22日投票の野洲市議会議員選挙前に実施するのは厳しく、11月中旬ごろになるとあります。制度上、議会で可決後、市長の請求から30日以降であれば実施することができるとあります。住民投票の議員発議は各種報道から事前に予想されていることとあります。実施日について、選挙

管理委員会書記長に伺います。

2点目は、住民投票議員発議が可決され、事業の重要性から、既に市長から選挙管理委員会に通知が出されたと思いますが、通知日について市長にお尋ねします。

3点目は、住民投票の結果に従うことを新野洲市立病院整備の修正派議員は約束しています。住民投票の実施後、相互に誠意を持って中核的医療の問題に取り組むべきであると考えますが、市長に説明を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の住民投票に関する御質問にお答えをいたします。

まず、請求日を、請求日というか、通知日ですね、通告の文書は請求日でしたけど、訂正されましたから。通知日はいつかということですけども、速やかにするということです。

それと、3番目ですけども、修正派とか、何か派つけるのがお好きなようですけども、約束していますとおっしゃっているけども、約束をされているのかよくわかりません。きのうの質疑を聞いていても、従うとおっしゃっていたのに尊重するとおっしゃっているし、空手形みたいなものですから、まずこの約束という前提が確認できないので、この御質問にはお答えが、したくないんじゃないしに、したくてもできません。

以上、お答えです。

○議長（坂口哲哉君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（上田裕昌君） 今回議会から発議されました住民投票の実施日につきましては、野洲市選挙管理委員会によって決定されることになってございます。実施日につきましては、正確な事務の遂行ですとか投票率の向上など、住民投票の本来の目的が達成できるよう、より効果的な日程なりを決定されると思われませんが、現時点では選挙管理委員会は開催されておりませんので、お答えができかねる状況でございます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） それでは、5点ほど再質問いたします。

選挙管理委員会が答弁今なされました、より効果的な日程とおっしゃいましたが、それはどのようなものでしょうか、説明を求めます。

2点目ですが、同じく1項目めで、各種報道によると、10月22日投票の野洲市議会議員選挙の前に実施することは厳しく、11月中旬ごろになるとありますが、その点について説明を求めます。

3点目ですが、同じく1項目めで、30日で実施できない理由についてお伺いいたします。

4点目ですが、この議員発議による住民投票は、そもそも市長が8月27日投票で提案、計画されていたものであり、再度みずから取り下げる意向を示されました。その後すぐ、住民投票したいなら議員みずから提案したらいいと述べられ、7月26日の京都新聞で8月下旬の市議会定例会で提案されることが報道されています。

これらの扱いを踏まえれば、あらかじめ予想されていることであり、仮に30日で実施しないという判断をとった場合、事務方である選挙管理委員会書記長として、あえて裁量権を行使しないと問われかねないと思いますが、その点説明を求めます。

5点目ですが、未通知ということですが、それであれば通知予定日について説明を求めます。

以上です。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣さんの質問スタイルは一問一答にできているのに、まとめていただいているので結構大変なんですけども、私が答えるのは通知の部分だけだと思います。だから、本当は誰々に何々をと言ってもらったほうがいいわけなんですけどね。

通知はまだ行っていませんし、実のところ請求もまだ私見ていません。見ていません。

（「きのう議会から」の声あり）

○市長（山仲善彰君） いや、きのうではなかった。私、もちろん時間内はいて、帰りましたけども。きょうの新聞読んだら、したと書いてあったんですね、きょうの新聞に。えっと思って朝から、どうも時間外に持ってこられたようであります。

ですから、まだ今手続中でして、現時点でも見ておりません。朝、8時半前から、私、仕事していますし、きょうの議会答弁、本当に精魂込めて原稿をつくってやっていたし、議場にずっと入っていますので、まだ私の手元には議長からの文書が来ていませんので。きょう、早く終わったらそれをまず見てということですが、いずれにしても、さっき言いましたように、いつと言われても制度にのっとってやるというのが私の職務だと思っております。

○議長（坂口哲哉君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（上田裕昌君） まず、効果的な日程とはということでございますが、これさっきも申しましたように、きちんと事務ができる、それと投票率を高めるた

めに住民に十分知っていただくというようなことから選挙管理委員会が判断をされることと考えてございます。

次に、報道によると、市議選投票日前にするのは難しいと報道されているということでございますが、これはあくまで報道がされていることでございますので、私、コメントできません。

それから、30日で実施できない理由やっと思いますが、30日で実施できない理由というのも、これも選挙管理委員会マターでございますので、選挙管理委員会が開かれないと、私からは申し述べることができないということでございます。

最後、あらかじめ準備できないのかということやっと思いますが、これについても同様でございます。選挙管理委員会がお決めになって、事務方はそれから動くということでございますので、あらかじめ事務も選挙管理委員会もなしに動くということは実際には不可能でございます。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 新聞にも載っていますように、きのう、休憩時間、議決がされてから、記者から会見を求められたというか、質問の時間をとってくれということで、休憩時間の15分でぎりぎりやりました。そのときに申し上げたのは、1つの要件として、手続にのっとって速やかにですけども、あらかじめ稲垣議員がこの案件について質問を通告しておられたので、まずはこの質疑を終えてからになりますよと。少なくとも、まず見ていませんけども、普通はないんですよ。発議があって、審議をして決まったらもうこの質問はないと思うんですが、これもあらかじめ取り下げられておられないし、やはりこの動向というのは結構大事ですから軽視できないので、きのう、報道陣には、私、稲垣議員の質問があるので、少なくともその結果を見ての作業になりますということを申し上げたのをちょっと忘れていましたんで、つけ加えておきます。

○議長（坂口哲哉君） 稲垣議員。

○1番（稲垣誠亮君） 私、これ時期を、この一般質問の内容ですが、時期をただ聞いているだけですので、今の市長の発言は少し矛盾すると思います。

3点再質問を再度させていただきます。

これ、状況、市長の発言を聞いていると、引き延ばしているように、牛歩戦術をとっているように、私見ですが、見えなくもないので、その点答弁を求めます。

あと、これ時間外で見えていませんとありますが、これは誠意が大変ないんではないでしょうか。その点、2点、再度答弁を求めます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは職員に聞いてもらったらわかるように、絶対それはやりないうでおこうというふうに言っています。きちっと手続にのっとりやりましょうと。全然そんな牛歩戦術とかやっていません。

それと、職務怠慢というか、きのう、私、本当に執務時間はきちっといましたけども、確認したらまだ来ていないということでしたよ、本当に。けさも通常の作業で、何回も言うように、私の手元にまだ来ていないので。

それと、そもそも住民投票は制度にあります。そして、発議できます。でも、実際の執行は選挙管理委員会に委ねられているわけであって、選挙長、事務長の権限でもないんです。なぜそこまで選挙管理委員会を言われるのかわからない。それと、保証されているのは、30日以降90日以内にやればいわけであって、それがルールなんです。その中の日程を発議した人とか請求した人が、それこそ口出すもんで私はないと思いますよ。希望を言われてもいいけど、この議会の中で何回もどうかとか、それはいわゆる事務レベルの専権事項であって、今回の場合はさまざまな課題であります、さっき約束されたとおっしゃった。発議の中で約束が本当にされているのかどうか。だから、きのう、私は記者でいろいろ問われたので、今回の発議については、制度は市の制度である。その趣旨、いわゆる有権解釈権は市にありますから、だからこの制度に本当にのっとりしているんかどうか、制度の趣旨に合っているのかどうかということも検討したいので、そういうのを速やかにやった上で手続をとりますというふうにお答えをしています。

以上、答えです。

○議長（坂口哲哉君） 終わりです。

○1番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（坂口哲哉君） 次に、通告第10号、第2番、北村五十鈴議員。

○2番（北村五十鈴君） 2番、北村でございます。

分割で大きく2つ質問をさせていただきます。

1つ目になります。中主小学校旧館改修工事の早期対応についてお伺いします。進捗状況及び今後の計画をお伺いします。

中主小学校の前身は、1873年、明治6年、木部に第六区小学校として始まり、小学

校令や合併を何度も繰り返して、1949年、昭和24年に現在の地、西河原に中主小学校として初めて命名され、誕生します。当時の児童数は、分校も含め1,085名、昭和27年には校歌も生まれ、昭和33年、新校舎が竣工します。私はこの校舎で学びました。また、娘もこの校舎でいっぱい思い出をつぐみました。

中でも思い出すのは、1934年、中里小学校時代に建てられた木造洋館建ての本館で、それはすばらしい建物でした。その玄関を抜けると、噴水池とともに中庭が広がり、春夏秋冬、その庭には花や木々が季節を告げ、どの建物からもその中庭がかいま見えました。しかし、そのすてきな本館建物が、あの有名なウィリアム・メレル・ヴォーリズの作品であったことは随分後に知ることになるのですが、ヴォーリズの作風らしく、シンメトリーの校舎は趣のある温かい雰囲気、その面影は今もはっきり覚えています。子供ながらも中主小学校はすてきで大好きな学校でした。

その貴重な木造校舎が昭和60年解体され、新校舎と体育館が竣工されました。今回お伺いするのは、昭和33年建築された当時の新校舎、今で言うところの旧館についてです。築59年、平成3年には大規模改修、平成11年には耐震工事も行われています。しかし、建物の寿命はもうとうに超えており、トイレ、扉、窓、壁等、内外装ともに限界を超えています。そのことは市も認識していただいています。ゆえに、市内の教育施設等の改修順位も1番で、私が議員になった4年前にはその対応の取り組みも始まっていました。

しかし、その後、この対応が行ったり来たりします。中主小学校、前吉田校長、保護者様、市民の皆様からも市の進まない対応に対する不安や焦りが地元議員の私にも何度も届けられ、私はそのたびにそのお声を前川端教育長や担当部署に届けました。当初は、建てかえにするか大規模改装かの改修方法を決めたいので、予算をつけて建物診断をしたいと考えているとの回答でした。しかし、予算はなかなかつかず、次はその進まない理由を市に直接聞きたいとの市民からの御要望を受けて、今度は教育長、担当課にお願いして中主小学校でPTA代表、学校関係者等に直接説明を求め、実施していただきました。そのときの回答は、小中一貫教育を目指していて、モデルとして中主地区を考えているので、今動くことは控えたいとのことでした。

その後、小中一貫教育にふさわしい立地を検討され、いずれ中学校の移転も考え、豊積の里が候補に挙がったとお聞きいたしました。その調査費として200万の予算がついたと聞いておりますが、交付金の関係等から検討するには無理があることがわかり、今回の定例会補正で200万の予算取り消しがありました。しかし、ともにもう一度建物診断の

予算約800万が上がってきましたが、その使途は設計委託とあり、建てかえ、大規模改装構想を超えて設計まで進んでおりました。うれしいことですが、改修方法やその時期は不明なままで、計画の状況においては心配なままです。

そこで、今回、今後の計画等も含めて幾つか教育長にお伺いしたいと考えております。

1つ目です。まずは、中主小学校が市内の教育関係施設中、改修の1番に決定されたのはいつのころだったのか、お伺いいたします。

2つ目です。次に、当初建物診断をして建てかえにするか大規模改装にするのか、その判断のための予算は幾らを要望、計画されていたのか、お伺いいたします。

3つ目です。では、建物診断が延期された理由になった小中一貫教育モデルを中主地区で実施しようと思ったのは事実なのか。また、その後のこの計画はどうなったのか、お伺いいたします。

4つ目です。小中一貫教育のために中主地区の中でいずれ中学校の改装も必要なことから、豊積の里が候補に挙がり、その実現可能性を検討されたと聞いておりますが、その計画が進まなかった理由は何だったのか、お伺いいたします。

最後です。中主小学校の校舎の老朽化対策に関する今後の実施設計、またそのための建てかえ等の場所は現在の敷地内と考えていいのか。多くの関係者が一番聞きたいことなのですが、建てかえ、または改修等の時期も含めて、今後の計画をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 北村議員の中主小学校旧館改修工事の早期対応についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の改修の順番が第1位に決定された時期についてお答えします。

市内の小中学校の各施設については、当面の老朽化対策が必要な各施設の大規模改修等を効率的に実施するために、平成26年3月に野洲市小中学校施設保全計画を策定しております。そして、その中で中主小学校旧館校舎の大規模改修等の優先順位を第1位と位置づけております。

次に、2つ目の建てかえか大規模改修にするかを判断するための予算額についてお答えします。

そもそも学校の校舎や体育館、プールなどの建築に当たっては、国の補助制度がございます。そして、この国の補助制度を国庫補助金を活用して校舎改築を実施しようとする場合、補助要件として校舎建物の耐力度調査というのが必要となります。その結果、耐力度

が一定基準以下と判定された場合、改築費用に対して国庫補助金の交付対象となります。今回御質問の耐力度調査費用は約700万円と考えております。

次に、3点目の小中一貫教育モデルの中主学区での実施及びその後の計画についてお答えします。

中主学区は市内で唯一、1小学校、1中学校でもあるところから、早い時期から小中連携をかなり進めてまいりました。そして、昨年度からですが、教育委員会の担当者も入って小中一貫教育も視野に入れた小中連携のモデル研究を本格的に進めてまいりました。現在、中主小学校、中主中学校の教職員が学習指導や生徒指導の合同研究会を実施し、リーフレット「中主っ子」家庭教育スタンダード」というのを作成して、校区の全保護者に配付するなど、小中連携を深めているところでございます。

中主の保護者さんにはこういうふうなリーフレットが配付をされております。ここには、就学前、幼稚園、保育園から小学校低学年、高学年、それから中学校でどういう子供たちが生活を送るべきか、あるいは保護者さんがどう対応すればいいか、例えば小学校低学年ですと9時には寝かせようとか、高学年ですと毎日10分掛ける家庭学習をしましょうとか、そういうことを書いております。こういうリーフレットを配付しております。

今後、共通の教育目標や指導計画を掲げ、施設分離型の小中一貫教育を一層進めるということに合意をしております。

次に、4点目の小中一貫教育の場として豊積の里が候補に挙がり、その計画が進まなかった理由についてお答えしたいと思います。

本年度の当初予算において、調査委託料として200万円を計上しました。これは中主小学校の旧館を改修するに当たり、現地での整備なのか、また敷地外の整備なのか、さまざまなことを検討するための予算を計上したものでございます。

今年度に入り、具体的な計画策定のため、県の担当者と協議する中で、敷地外での整備をする場合、旧館のみが国庫補助の対象となりますが、その他の新館や体育館につきましては補助対象にならないということが判明いたしました。このような事実から、今回敷地内で改修する補正予算を計上しているところでございます。

議員御質問の、豊積の里が候補地となり、実現可能性の検討ということにつきましては、教育委員会内で具体的な計画については、残念ながら当初から持っておりませんでした。

最後に、5点目の中主小学校の校舎老朽化に関する今後の計画及び建てかえとなった場合の位置についてお答えしたいと思います。

旧館校舎につきましては、今後も使用に耐え得る建物であるかどうかをまず判断するため、今議会において耐力度調査に係る補正予算を計上しているところでございます。その結果によりまして建てかえか大規模改修かが決まることとなります。また、いずれにしましても現在の敷地内で対応するということとなります。

なお、場所、時期等につきましては調査結果により検討することとなりますが、教育委員会といたしましては、来年度、平成30年度にこの予算に実施設計予算を計上する計画で事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） ありがとうございます。時期も設置場所も具体的にお示しいただきましたので、再質問はございません。

ただ、この変わってきた状況が現場の先生方には説明が届いていなかったみたいで、心配をされてしまったのも事実でございますし、少し時間がかかってしまったことによる子供たちに与えた不便やマイナス面があったことも事実だと思います。たかが三、四年ですけれども、されど三、四年。建築まで含めると、1年生に入学した子供が卒業する6年間を要します。子供たちにとってのこの時期の日常や思い出は、きっと将来につながる大切な時期であり、小学校時代の楽しい思い出がいずれ郷土愛につながり、この時期の温かい記憶は、生きていく上の、つらいときの強さや力になり、仲間づくり、友達づくりは一生の友となると思います。

そう考えると、中主小学校は少し暗く、設備も古く、不便でございます。学校という施設は、ほかの市の施設と違い、最も大事な建物であると私は考えております。昔は子供たちのためなら、ほかのことは節約しても学校にはお金をかけたものでした。子供たちの教育に税金を使うのは誰もが納得でき、当たり前で、子供たちにしか野洲の未来はないと考えております。どうか本日答弁いただきました時期に必ず改善されますように、どうかよろしく願いいたします。

それでは、2つ目に移らせていただきます。

市民病院問題、市民との約束についてでございます。積み上げてきた駅前構想全体を問う。

野洲市都市計画マスタープラン第3章、都市づくりの理念と目標、その中の将来都市構想には、JR野洲駅周辺地域は、多くの人々が暮らし、訪れ、活動する地域であり、行政、

文化、商業、業務、サービス、住居及びこれらが複合した機能の配置とさらなる充実を図り、地域内外への情報発信、交流地点としてにぎわいのある拠点整備を進めるとあります。

そんな中で、平成23年4月、現野洲病院が2010構想を市に提案します。それを受けて市は、平成23年5月、野洲市地域医療における中核的医療機関のあり方検討委員会を設置。同6月、第1回検討委員会開催。以後、10月まで計4回開催されます。10月には、同委員会より提言が提出されて、市内に一定の役割を担う病院は必要。しかし、運営維持には市民の覚悟が必要と示されました。

翌年1月、野洲病院の提案に対して市は回答し、提案の実現は運営形態のあり方等に課題があり、採用は困難としました。しかし、その後、市は野洲市新病院整備可能性検討委員会を設置。平成24年2月、第1回検討委員会開催。以後、7月まで計5回が開催されました。議会でも、4月、都市基盤整備特別委員会で審議が開始。7月には、野洲市新病院整備可能性検討委員会より提言があり、市が新病院を整備し、持続可能な運営ができる可能性はあるとし、後12月、野洲市中核的医療機関のあり方に関する基本方針を公表いたしました。都市基盤整備特別委員会へ提案、賛成多数で承認されるも、3分の1を超える議員が反対。市は新病院整備検討を凍結し、予算の計上を見送りました。

しかし、平成25年1月、野洲市中核的医療拠点のあり方に関する基本方針を市民に説明。新年度予算市民懇談会、まちづくり井戸端座談会、出前講座など開催し、新病院整備に対する市民の期待は大きいと判断。平成25年8月、病院整備に必要な基本構想策定に係る予算を市議会に提案。賛成多数で可決。平成25年10月、野洲市立病院整備基本構想検討委員会を設置。その後、場所は駅前市有地、経営は当初直営と進んでいきます。

詳しい内容は、添付させていただきましたように、野洲市情報提供として、平成27年1月22日、政策調整部企画調整課地域戦略室、担当者、田中、村上として情報提供にもあります。駅前全体としてのコンセプトとしては、心と体の健康をテーマに、人と人がつながることで生まれるにぎわいづくりの考え方を記載。機能の配置も、市民広場を中心とした駅前まちづくりなどを記載しております。ここまでは、市は反対派にも丁寧に真摯に問題、課題に向き合い、市民との約束、野洲市のマスタープランとの整合性も図られてきたと認識しております。

それがここに来て積み上げてきた理念やコンセプトが忘れ去られているように思っておりません。その一番が配置です。市民広場を中心にしたランドデザインは消え去り、病院だけが先行して、商業施設、交流施設はプランさえ出されず、全体の予算も試算さえ提

出されておられません。その上、病院の経営状況、収支計画は二転三転し、ですのに規模は膨らみ、建築費も当初57億が80億を超え、不安と不信は大きくなりつつあります。

そこで、政策調整部長に幾つかお伺いたします。

1つ目、まずは市民病院に対する現在の市提案は、駅前構想や病院構想以前に、野洲市の都市構想マスタープランとの整合性に問題はないのでしょうか、お伺いたします。

2つ目、次に現在の病院設計は、別紙添付資料の27年当時の政策調整部の担当職員からの情報提供にもあるように、基本的な考え方に即していない設計になっていると思いますが、今まで時間と税金をかけて積み上げてきた市民との約束が基本設計を担当していただきました佐藤総合にしっかり伝わっていたのか、お伺いたします。

3つ目、駅前構想は、病院だけでなく6つの機能を持っているはずですが、病院以外の具体的なプランや設計、予算も私たち議員にも知らされておられません。病院以外の進捗状況をお伺いたします。

4つ目、市民の約半分近くが早い病院建設を望んでおられるのも事実です。しかし、そうでない何らかの理由で反対されている市民もおられます。そんな中、5度の否決を受けても毎回変わらない提案を出し続ける理由をお伺いたします。

最後です。市民病院建設のような大きなプロジェクトは、あり方検討会の提言にもあるように、運営していくには市民の覚悟が必要だとあります。だとしたら、やはり市民の3分の2の賛同、理解が必要だと考えますが、市財政も預かっておられる担当部長としての見解をお伺いたします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） それでは、北村議員の市民病院問題、市民との約束について、積み上げてきた駅前構想全体をとということについての御質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目でございます。都市構想マスタープランとの整合性に問題はないのかという点について、これは都市計画マスタープランという形で解釈をさせていただきます。

私も再度平成25年4月に策定をしました都市計画マスタープランを確認をさせていただきました。問題なく整合をしておるというふうに考えております。

2点目でございます。基本的な考え方が、この当時の駅前の構想ですね、に今回の病院の基本設計が基本的な考え方に即していないというふうな御質問でございます。

わざわざ御添付いただきました資料でございます。これは平成27年3月に策定をさせ

ていただきました野洲駅南口周辺整備構想を指しておられるというふうに思いますが、今回の基本設計を委託しております当該事業者については、本構想等の内容あるいは趣旨については十分に理解していると評価をしているところでございます。それは今回基本設計も成案として御報告をさせていただいておりますとおり、内容を見ていただいても、結果として証明されているのではないかなというふうに認識をしております。

3点目でございます。病院以外の進捗状況ということで、まず野洲駅南口周辺整備構想に定めております6つの機能、改めてここで申し上げますと、市民広場、病院、交流施設、図書館分室、商業サービス、文化・スポーツ施設ということを指しておられるというふうに認識をしております。このうち、交流・商業施設として複合化する交流施設、図書館分室、商業サービスについては、平成28年、昨年ですけれど、7月の市議会の都市基盤整備特別委員会においても御説明をさせていただいたとおりでございます。その内容に基づき、ことしの2月から事業スキーム、あるいは導入機能及び施設概要等を定める整備方針の策定に着手をいたしました。そして、ことしの7月11日には、有識者や市民代表で構成をいたします野洲市にぎわいづくり市民会議において、導入機能や施設概要について、委員それぞれの立場から御意見をいただきました。

一方で、事業スキームのほうなんですけれど、これの検討については、市民病院の整備スケジュールですね、これが確定しないという状況の中でなかなか定めることができないということがございまして、最終的な取りまとめには至っていないという状況でございます。

次に、市民広場でございますが、これについては交流・商業施設、そして病院、これの進捗状況を踏まえながら検討を進めていくこととしております。

これが前期の部分です。前期の構想として位置づけている部分でございまして、その後期に位置づけられております文化・スポーツ施設及び交流施設機能については、今後、市内の文化施設等のあり方、この検討も踏まえまして、今後検討を進めていきたいというふうに考えております。

今度、4点目になります。市民の約半分の方が病院開設を望んでおられるがというふうなことで、最後には毎回変わらない提案を出し続ける理由をお伺いをしたいというところでございます。

まず、前半でお問い合わせをいただいております約半分の方ではなく、反対の方もおられると思いますけれど、それ以上に多くの市民の方が早期の実現を望んでおられるというふ

うに我々は認識をさせていただいております。

それを踏まえて次なんですけれど、毎回変わらない提案を出し続ける理由ということでございますけれど、大きく、毎回提案理由の中でもさせていただいているとおおり、大きくは病院事業の設置条例の具現化、その責任を負っていると。これはもう大前提にあるのは確かなんですけれど、この場をちょっとおかりしまして、冒頭、2月からの経過をちょっと踏まえまして御説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、ことしの2月なんですけれど、今回の最終案に相応する案を市民懇談会や市議会特別委員会で御説明をさせていただいて確認を経てきた。そして、3月の定例会では、今の計画案をこれまで市民や専門家、議会とともに積み上げてきた最善、最良の成案と認識をいたしまして、予算の提案をさせていただきました。結果としては、予算の否決を受けたということでございます。

先ほども申し上げましたように、市といたしましては、市民との約束として既に成立し、本年4月から施行されている野洲市病院事業の設置等に関する条例を具現化させる責務がある。そこで、5月にはまた新たな材料といたしまして、国の社会資本整備総合交付金の内定が3月末にあり、財源に対する好条件が明らかになったことを受けて、改めて賛同いただけるものと期待をして臨時会を招集させていただいて、再度予算を提案させていただきましたが、ここでも否決というふうな結果でございました。

そして、6月には基本設計業務の完了によって施設概要が明らかになり、また収支計画も更新したことから、改めて市民と議会に説明し、御意見を確認した後、条例に基づく責務を果たすため、同月の定例会に御提案をさせていただきました。しかし、ここでも否決という結果でございました。

また、そこで市は、市民と専門家と議会でここまで積み上げてきて、道理的には揺るがすべきところはないと考えております現基本設計の成案ではありますが、このままでは野洲市から中核的医療が消滅してしまう危険を感じたということから、本定例会の前に不賛成の議員がお持ちの変更案あるいは代替案等でまだ発せられていない詳細や、第2、第3の提案があるのであれば公式にお聞きをし、部分的、観念的なことでも市の計画に反映できる内容があった場合には、それに反映をさせていただきたいということを考えていることを公文で申し上げまして、解決の糸口を探ろうとさせていただきました。結果として、去る8月23日には、議長からそのような場は開催しないことになった旨回答をいただいたということが今までの経過でございます。

そういうことを踏まえまして、今回も前回と同じ計画内容を基準に予算を御提案をさせていただいているということで、今回、毎回変わらない提案という御意見でございますけれど、この辺をお察しいただきたいというふうに思います。

5点目でございます。市民の3分の2の賛同理解が必要であると、大きなプロジェクトを推進するにはというふうなことで御意見を賜っております。財政を預かる担当部署としての見解ということでございますので、財政を預かる担当部長としてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

市民病院のよにというのか、大きなプロジェクトを実施するに当たっては、当然今後の財政運営に与える影響等を考慮した中で、その実施の判断をしていくべきものやというふうには認識をしております。これはもう市民病院に限らずというふうに思っていたら結構でございます。これまでも全ての事業の推進に当たっては、実施時期、内容の精査、それらを予算編成を通して精査した上で、それぞれの取り組みを進めてきております。今回の市民病院の整備についても、市の重点施策として一定額の財源確保策を講じる中で、今後も健全な財政運営が可能であると判断をしたものでございます。

もう一点、市民の賛同という件でございます。これにつきましては、市民の賛同、理解につきましては、当然必要不可欠なものであると、これは当然そのように考えております。先ほど、ちょっと4点目の中でもお答えをさせていただいたように、多くの市民の方が早期の実現を望んでおられると我々は認識をさせていただいております。その理由といたしましては、過去のアンケート調査、あるいは積み重ねてきた市民懇談会、また日々寄せられております市長への手紙、これ生の声でございますけれど、そういう御意見を聞き、そのように判断をさせていただいております。

今後につきましても、市民の方々には必要な情報を適宜提供させていただきまして理解を深めていきたいと、このように考えております。

以上、北村議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

○議長（坂口哲哉君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） では、今の答弁に対して再質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1つ目なんですけれども、マスタープランとの相違は問題ないとお答えいただいているんですけれども、捉え方にもよると思うんですけれども、駅前、皆様、目をつぶって思い出していただけたら、あの場所になります。おりてきましたらロータリーがありまして、

そこに、具体的にイメージを申し上げますと、今の現野洲病院の前面道路側の西館は3階建てになります。その約倍、6階の建物が、大きさも現野洲病院と変わらないビルが現実駅前に建ちます。そのイメージが、その高さが駅前全体のまちづくりからもマスタープランからは大きく逸脱していると私は感じましたが、このことに関しては相違があるとは思いますが、今、想像していただきました頭の中のイメージの答えで結構ですので、返事をいただきたいと思います。

続きまして、2点目の答弁なんですけれども、佐藤総合のよしあしを私はお聞きしているのでは全くなく、反対に今まで市民の皆様とのお約束が佐藤総合にしっかり伝わっていたのかという質問になります。佐藤総合は、施主、今回でしたら野洲市の担当課からこんな建物を設計してほしいという依頼を受けないと、多分詳しく聞かないと図面は描けなかったと思います。そのところがしっかり伝わっていなかったから、今回のような駅をおりたらすぐに圧迫感のあるデザインになっていて、松岡先生が発表していただきましたデザインとはかけ離れたものになっておりました。佐藤総合に問題があるのではなく、もともと伝える側の担当課が理解していただけなかったのか、それとも毎年担当課が変わりますので引き継ぎがうまくできていなかったのか。JAのこともありましたので、ロータリー近くに建設するのは納得しておりましたが、せめて建物1階はセットバックして松岡先生の設計のようにピロティーとし、広場がかいま見える設計にしてほしいとしっかり伝えていただいていたのか、お伺いいたします。

3点目なんですけれども、6つの機能は、病院が進まないのではほかにも先には進めないとの答えだったと思うんですけれども、それではもともと駅前のあの全体といたしまして、病院ありきでそれぞれの独立性はなかったのでしょうか。全てが病院にぶら下がっているのでしょうか。6つの機能は横並びで、たとえ病院がなくとも全体が広場のままでもよく、病院が進まないからほかにも進まないというのはどうも納得いきません。

それに、時期だけを問うているのではなく、駅前全体のグランドデザインをお示しいただきたいと思いますが、それ自体そもそも担当課にはプランがなかったのでしょうか。

次は、全体的なことなんですけれども、認識の違いの大きさに少しびっくりいたしました。多くの市民が早期の実現を望んでいると言い切られておられますが、それも間違いなく事実だと思いますが、そうでない方もたくさんおられます。思いがけず予算の否決を受けたというようにも受け取れるんですけれども、思いがけずということはなく、指折り数えていただきましたら、同じ提出をしていただいたものに、何も内容が変わらないのに反

対が賛成に、賛成が反対に回っていたとしたら、それこそ変に思いますので、予算の否決を受けたことが意外だったというような認識はすごくわかっていただいているのかなと受け取りました。

それに、たとえ多くの市民が切望されていると捉えておられても、行政は市民と二元代表制ではありません。地方自治は今回のような市の進め方にストップを、少しは一旦停止していただくためにも議会があり、議会に否決され続けている事実を直視されておらず、市民が、市民がとおっしゃっても、それなら議会は要りません。まずは、議会の賛同を得ることが市の担当課の仕事であり、少し勘違いされている部分と余りにも強気な部分と話し合う相手を間違っておられるようにもお見受けいたします。そのところの見解の相違がお伺いできたらと思います。

最後に、現状でも事業予算は膨らみ続けておまして、100億を超えてしまいました。この先、実施設計から入札に進みます見積もり、建築に進むと、きっとまた補正という名の追加が間違いなく出てくると思います。ただ、これは野洲市だけではなく、世の常というものがありまして、建築というのはそうなるところが多いと思います。あり方検討会でもあったように、野洲市の体力は57億と示唆されているのに、必要だからとどんどん膨らんでいき、財政をよく御理解いただいている市民の方に望まれているからと理由づけをされても、それはプロではなく、原資が税金だからできることであり、もっと厳しく、現状で50億ぐらいに抑えることがこれから経営していただく経営者だと思います。

今までの施設の成功を言われておりますが、それは私も本当に認めております。でも、それは大きくお金を生む施設ではありませんでした。しかし、病院事業は最も難しい事業であって、その分野では素人の行政が運営していくことはもっと厳しい感覚が求められると思いますが、行政としての見識をお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 御質問いただきました内容にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目の都市マスとの整合性ということで、あっ、都市計画マスタープラン。ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。先ほど、私も都市構想マスタープランと言ったようなことをちょっと指摘を受けましたので、都市計画マスタープランというふうに訂正をさせていただきます。

都市計画マスタープランとの整合性、私のほうは認識としては整合しておるという意味

でお答えをさせていただきます。その意味で、高さというふうなところで御指摘をいただいております。私も都市計画マスタープラン、もう一度確認をさせていただきました。その中に、冒頭、北村議員が御説明いただきました第3章のところにも書かれておったこと以外なんですけれど、ではない部分で、JR野洲駅前南口地区においては、一定の高さの建物を許容しつつ、駅前整備等と合わせた高度利用を検討していきます。当然駅前の商業地域ですね、用途地域の設定としては商業地域を設定しております。そういう意味合いで、このように一定の高さの許容をというふうに書かれておりますので、この部分についても今回計画しております6階というものが適正な高さであるというふうには認識をしておりますし、また今後、予算をお認めいただいた後に実施設計という段階になれば、当然その景観的などところについても実施設計の中で配慮をしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の、今現在委託をしております佐藤総合の、その会社自体のことではないと。当然市といたしまして、委託をする際に、駅前の南口周辺整備がどうであるのか、どのようなコンセプトでここを整備をしていこうかということについては当然お伝えをさせていただきますいております。

それで、今、質問の中で出てまいりました松岡先生のお話がありまして、私もちょっと、ずっと過去のものからひもときまして、当然この検討委員会の中に松岡先生お入りいただきまして、このコンセプトに基づいた、ちょうどワークショップをしていたときですね、その時点でCGを使って御発表になられた。それが残ってございましたので、私もちょっと確認をいたしました。そうしましたら、平成27年3月に策定をいたしました南口周辺整備構想の配置図面ですね、その時点では今のJAさんの敷地を除いた3.2ヘクタールの中での計画になっておるんですけれど、現状の我々が計画をいたしております病院というものもその位置に計画をされておると。当然その時点でのイメージという、イメージパースという考え方でございますので、それを今度実際に基本計画、基本設計と進めていく中においては、当然実質的に病院というものが可能であるのか、そして機能的に動いていくのかということとを考慮すると今のような形になったということで、この辺についてもしっかりと我々は委託業者にお伝えをして、現在の基本設計になっておるというふうに認識をしております。

続きまして、3点目なんですけれど、3点目ってどこやったかな。

(「……」の声あり)

○政策調整部長（寺田実好君） はいはい。済みません、全体が病院ありきで進んでおるのではないのかと。それぞれ6つの機能が単体で独立して進んでいってもいいのではないのかというふうな御質問でございます。当然6つの機能、3.2ヘクタールに配置をさせていただきました。先ほど財政的な見地でというふうなことでお答えをさせていただいたように、中長期で計画というのは実現をさせていただかなければならない。当然それには財源手当が必要であるということで、まずは前期、後期という形で分けさせていただいたと。それに基づいて、まずは先決的に進めなければならないというのが病院整備であったということで進めさせていただいたということでございますので、病院ありきでこの事業を進めようとしているものではないということは御理解を賜りたいというふうに思います。

それと、認識の違いということで、市民の賛同、理解というくだりなんですけれど、ちょっと私の答弁の中で、否決のところで思いがけないというふうなことはちょっと申し上げていないように思いますので、何回も3月以降否決という形になってと。それでも我々としては責務があるから出し続けているんやというふうなことをお話をさせていただきました。その中で、これだけ反対があるんやったら議会の意向もちゃんと酌み取って、その賛同を得ることがと、担当課としての考えというふうなことでございますけれど、我々としたしましては、僭越なことではあるんですけれど、これがベストであるという形で3月、今までから提案をさせていただきまして、順次市議会への提案も特別委員会あるいは市民懇談会を経て十分に住民の方々の御理解を得て、そして議員の皆様方にも御説明をさせていただいた上でこの案を御提案させていただいているということでございますので、その辺については一旦停止とかというふうな御意見を賜っておるんですけれど、我々としてはこの案を進めることがベストであると、最良であるというふうに認識をしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

最後なんですけれど、今回の質問からは再質問にはちょっとそぐわないのかな、ちょっとふと思っているところがあるんですけれど、先ほど岩井議員の質問に対しまして、市長のほうから細かい数字を踏まえて57億、そして86億、最終100億を超える予算になったというところ、それは全て根拠を示させていただいた、そのとおりでございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。何もこの事業が、当然収支というものは一般会計のほうにも影響があるというふうに言っておいております。学校を建設するとか、そういうふうなたぐいのものではないですよ。だから、より慎重にというふうな御意見であろうと思うんですけれど、先ほども申し上げました、財政を預かる担当部長といたし

ましては、その辺も見きわめた中で、これなら大丈夫であろうというふうなところで今回進めさせていただいているということを御理解賜りたいと思います。ちょっと的外れになったところがありましたら御容赦を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 上位権を持っていますので、補足で申し上げます。

まず、都市マスタープランは、多分御存じだと思いますけども、今から十六、七年前、多分介護保険制度ができて、福祉計画ができたころに国交省も、当時は建設省ですけども、見習ってドイツの制度を取り入れたわけです。昔の日本の都市計画制度というのは、都市計画法1本であって、いわゆる線引き、区域区分。市街化区域における、あるいは市街化区域に移行する計画がないというので、中身を埋めるためにできた制度です。実際は市街化区域予備軍をリストアップする、ノミネートする計画になっています。ですから、駅前のその具体的な建物とか、そこまでは、大まかなことしか決めていませんので、これが整合するか整合しないかと言われれば、都市マスタープランの、いわゆる都市マスタープランの性格からしたら、これは問題ないと思っています。

次に、松岡先生、松岡先生とおっしゃるんですけど、松岡先生、そもそも私がお願いしてきたんですけども、現在、東京に行かれたので、白井先生を後輩として自分の意を体現しているということで御紹介いただいたので、及川先生も松岡先生からの流れですから、まさに松岡先生、松岡先生とおっしゃいますけども、松岡先生にも相談しつつ、今、白井先生とか及川先生にアドバイスをさせていただいています。松岡先生には大きな段階、議論のときに加わってもらってしまして、何かさっき具体的な設計とおっしゃっていますけど、それは例えばということであって、決して松岡先生が設計を私たちに提示をされたということではございません。

それとあと、交流・商業施設ですけども、これは南口の全体の中で位置づけましたけども、多分こういうプロジェクトにかかわっておられるからよく御存じだと思いますけども、コア施設が何かと言えば、中核施設が何かと言えば、これは病院なんです。病院ありきではなくて、病院に持たせているんです。現に、前おふろ屋しておられた方が、私が初期になったときに夢を語りに来られました。ホテルとかどうですかと言ったら、無理ですと。もっともっといろんなものを、コアがないとだめだとおっしゃいましたし、まさにそういうことですので、病院があり、今回のプロジェクトでは、さっき八尾の病院を言ったよう

に、病院ではあるけれども、コア施設ということですので、スタンドアローンでは成り立たないというふうに思っています。

それと、57億、これはちょっと無理な話で、土地代が入っていないときの57億に土地も入れて57億、駐車場が入っていないのに、駐車場を入れて57億というのは、これは私、無理難題だと思うんですけども。

○2番（北村五十鈴君） 建設費です。

○市長（山仲善彰君） 建設費ですか。何か、じゃあ100億とか何かおっしゃったんで。

○2番（北村五十鈴君） いや、建設費をもともと57億という。

○市長（山仲善彰君） ちょっと待って、休憩とってもらわんとややこしいです。

○議長（坂口哲哉君） 暫時休憩いたします。

（午後6時23分 休憩）

（午後6時24分 再開）

○議長（坂口哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（山仲善彰君） いや、本当に今シビアに積み上げてきているわけで、何か膨れ上がっているとおっしゃいますけども、建設費が57億が今七十数億になっています。これは説明したとおりでして、これがだめだとおっしゃるんだったら、それはいろんな御議論ですけども、それ以内にせよと言われてたら、私どもとしては、これは私どもの案じゃなしに、専門家の方とか野洲病院の実践の経験も生かしながらやっていますので、これはやはり説明をするということになると思います。

それと、さっきの都市マスタープランですけども、駅前をいろいろおっしゃいましたけども、あのマンションのために無理して容積率と建ぺい率を平成18年に伸ばしているという、この今つけ払いをしているということも御確認をいただきたいと思います。

以上、補足をしておきます。

○議長（坂口哲哉君） 北村議員。

○2番（北村五十鈴君） ありがとうございます。

では、最後に1つだけ再々質問をお願いいたします。

私の表題にもありますように、市民との約束についてなんですけれども、目に見えない暗黙のお約束もあると思うんですけども、これが財政に関してだと私は思っております。早期に新病院を望む、熱心に活動をいただいている市民の皆様とか賛成議員から聞こえてくる声は、財政のことは市を、市長をもう信じているからとよくおっしゃられます。もち

ろん市長の実績は私も認めております。これまで難しかった事業や進まなかった案件も、山仲市長だからできたことは多くあると重く受けとめて評価もしております。でも、今回の病院に関しては、野洲市にとってはなれない領域ですし、したことのない大きな商売になりますし、配属される職員の重圧も大きいと思います。そんな中の計画での出発ですので、やはりできるだけ計画どおりの予算でスタートをしていただきたい。その見直すというスタンスを少しでもとっていただけないものなのか。これからもっと追加も出てくると思いますし、今、もう少し建築費を抑えて、もう少し身の丈に合った病院を検討していただくことのほうが、こうして何度も何度もこの時間を費やしているよりも早くお互いが歩み寄るほうが進んでいくと私は思うんですけれども、その見解を最後にお伺いいたします。

○議長（坂口哲哉君） 市長。

（「ワンマン」「責任者が答えんのやしいやんか」「議長、うるさいです」「うるさいって……」「あっちもうるさいですよ」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） ちょっと静かにしてください。

はい、どうぞ。

○市長（山仲善彰君） いや、経費についてはさっき言いました。見直すということは、気軽に言っていていただきますけども、これは滋賀医大とか京大とか、その中に協力しようという方、そして野洲病院も入ってやっているわけです。だから、見直すのであれば、もう全部の、医師の確保からして、全てもう一回御破算にするという前提で言っているということであれば、これはできたから戻れないんじゃないし、何回も言いますように、ベストの案だと思っていますし、それには信頼関係と貢献が存在する。それを踏まえて、今、北村議員がおっしゃっているんだったら、これははっきり言いますが、困難です。

○2番（北村五十鈴君） ありがとうございます。

○議長（坂口哲哉君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明8日から9月21日までの14日間は休会といたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（坂口哲哉君） 御異議なしと認めます。よって、明8日から9月21日までの1

4日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。来る9月22日は、午後1時から本会議を再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。(午後6時29分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成29年9月7日

野洲市議会議長 坂口哲哉

署名議員 矢野隆行

署名議員 梶山幾世